

平成22年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集日時 平成22年3月12日(金) 午前10時00分

2. 招集場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

杉原 透恭	永田 起也	佐藤 修	村上 直規
高木 正博	三浦 康司	馬場 節男	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	足立 光司	土木課長	稲垣 衛
建設課長	山本 英利	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊熊 竜彦	都市計画課長	塩谷 興信
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 季治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第12号	知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第16号	市道路線の認定について	〃
議案第18号	平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)	〃
議案第20号	平成21年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第25号	平成21年度知立市水道事業会計補正予算(第3号)	〃
議案第26号	平成22年度知立市一般会計予算	〃
議案第28号	平成22年度知立市公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第33号	平成22年度知立市水道事業会計予算	〃

午前10時00分開会

○杉原委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第12号、議案第16号、議案第18号、議案第20号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第33号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第12号 知立市企業職員の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案件に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号について挙手により採決します。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、議案第12号 知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 市道路線の認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案件に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号について挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第16号 市道路線の認定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

本会議でいろいろと聞かれておりますのでダブル点があるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

まず初めに、63ページの農地費の中で農地・水・環境保全向上委託料マイナス16万というのがございますが、これは4カ所でしたかね、ちょっとこの辺、説明してください、

○土木課長

63ページの農地・水・環境保全向上委託料、これマイナス16万ということだと思います。これにつきましては、上重原地区、谷田地区、西中地区、八ツ田町地区それぞれで環境整備ということでお願いしておるわけですけど、その4地区がございます。

○高木委員

これは来年度も予算できればいいんですが、183万3,000円あがってるんですが、これは時限立法だったかね、それともずっとこれから続くのか、ちょっとその辺、確認をしたい。

○土木課長

これは今のところ時限立法ということで、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年までの5カ年としております。

今後につきましては、延長というそういった要望も強いものですから、そういった形で私の方も要望はさせていただきますけど、今のところ平成

23年で打ち切りというそういうふう聞いております。

以上です。

○高木委員

今言われたように、この事業というのはいい事業ですからね、ぜひ今後とも続けていただきたいなと思っております。

すぐその下に書いてあります単独県費土地改良事業費270万減になってますが、この辺の説明をちょっとお聞きしたいと思えます。

○土木課長

これは西中地区の集落道整備事業ということで西中町から国道23号までの側道までの旧の西高根用水の上部を利用して歩道設置する事業ということなんですけど、農地部では集落道整備事業ということのをいっとるわけなんですけど、歩道設置事業でございます。

これにつきましては、当初の予算から実施設計をした段階で精査されて、当初の目的をこの金額で達成できたものですから、その余ったというんですか、その分を減額させていただいたということです。

○高木委員

わかりました。

67ページの民間木造住宅診断だとか、民間木造・非木造住宅診断、また、その下にあります非木造診断ですか、この辺が軒並み減ってるんですが、やっぱりこの辺はどういう理由か。まだまだ関心が薄いのか、予算を余計つけすぎたのか、ちょっとその辺の御意見をお聞かせください。

○建築課長

まず、耐震改修促進支援委託料のマイナス、これは西中町の方に地震に強いまちづくり勉強会の関係で業者に委託発注しまして、その契約差金ということでございます。

その下にマイナス535万5,000円、民間木造住宅耐震診断事業委託料、これは当初耐震診断の件数を平成21年度当初予算におきまして205件想定いたしました。それが実績といたしまして86件の診断がございまして、その分、減額ということでマ

イナス535万5,000円というふうになりました。

それから住生活基本計画策定委託料、これがマイナス220万4,000円、これはまず住宅マスタープランというのがございまして、それが平成22年度で終わりますので、その準備として委託契約を発注しまして、その契約差金が220万4,000円ということでございます。

耐震関係だけということで、そうしますと、まず民間木造住宅耐震改修費補助金といたしまして、1,103万8,000円ということで、その内訳といたしましては、民間木造住宅耐震改修費補助金が292万6,000円プラス、これは実績が当初21件であげていったものが耐震改修が24件、3件ふえたということであっております。

それから、簡易型、これが当初8件を予定いたしました。これがゼロということで240万減、それから、非木造戸建て住宅の方が当初2戸計上してありましたが、実績がゼロ、これが149万8,000円減、それから、非木造共同住宅、これが当初1棟1,006万6,000円計上してありましたが、マイナス1,006万6,000円、合わせまして1,103万8,000円が減額となりました。

それから、非木造住宅耐震診断費補助金、これが当初228万円計上してありましたが、実績がございませんでして、戸建ても賃貸の共同住宅もあげておりましたが、ともに実績ゼロということで減額となりました。

そして、非木造住宅耐震診断費、その下の施設民間住宅耐震化促進費補助金、これが当初6戸計上してありましたが、実績が2戸ということでマイナス80万円ということでございます。

以上でございます。

○高木委員

どうもありがとうございました。

なかなか皆さんやっただけじゃないということで、しっかりPRして、予算ぐらいはできるようにひとつ努力をお願いしたいと思います。

次に、69ページの工事負担費の2,000万ふえてるのは、たしか高根と昭和の交差点ですか、それとアオキスーパーでしたかな、どこだったか。ち

よっと具体的に教えていただきたいです。

○土木課長

これにつきましては、地域活性化きめ細やかな臨時交付金ということで2,000万をいただいておりますわけですが、平成22年度の予定箇所というんですかね、そういったのを前倒して幹線道路の維持補修事業、舗装の修繕なんですけど、牛田西中線、国道1号線から西中インターへ抜けるその道路なんですけど、その区間の中の昭和1丁目、昭和1号公園から八ツ田町のアオキスーパーまでの区間の中の500メートル分、舗装の傷んでる部分の補修をしようという、そういった工事でございます。

○高木委員

では一体、ちょっと話も出ましたが、いつごろまでに完成予定でしたかね。その辺もしわかったら。

○土木課長

この趣旨から、できるだけ早くやりたいというふうに思っておるわけなんですけど、実際にはまだ現状のそのどこからどこまでという詳細な調査ができてないのと、いろいろ設計つくったりなんかしていかないかんものですから、遅くとも7月ぐらいには発注できたらというふうに考えております。

○高木委員

7月発注で、9月、10月ごろになるという考えでいいですか。

その下の道路改良用地購入費5,050万、購入費が減っていますけど、この辺の理由をちょっとお聞かせください。

○土木課長

道路新設改良費、道路用地購入費5,050万の減額ということです。これにつきましては、当初予算で1億4,200万いただいておりますけど、この路線が牛田町20号線、これは高根地区です。それから逢妻町20号線、これは逢妻町地区です。それから上重原町13号線、これは公民館の前です。それから牛田町西中線交差点改良事業、これは八ツ田町セレモニーホールの南側でございます。

それから牛田町20号線交差点改良ということで、

これは豊臣機工のところでございます。

そういった事業の中で用地買収を行っていくということで、実際予算取りのときには工事価格ですとか実際の取り引き事例とかそういったのも参考に概算で予算取りをさせていただいたんですけど、それぞれの用地買収が実際にしていく上にもう少し不動産関係をとったり、詳細に単価を算出して単価が確定したということで予算以下で事業ができたという内容です。

それと一番大きいのは、豊臣機工のところなんですけど、ここで4,400万ほど予算をいただいておりますけど、当時これ工事費とかそういうところから見ればよかったですけど、国道1号線を買収した事例が、ちょっと古いんですけど10年ほど前に買収した事例があったものですから、その単価と現在、それから大分地価が下がってきて、現在の単価で置きかえて算定しましたところ、半減ぐらいな用地買収費で御協力がいただけたということで、ここで2,000万ぐらい減ってきておる状況でございます。あとはそれぞれ単価を確定したということで、それぞれが減額されたというトータル5,050万の減額ということでございます。

○高木委員

この5,050万の減というのは、一番大きいのは豊臣の買収ということで、あそこの交差点、豊臣もセットバックしてきちっと整理ができておるんですけど、本会議でもちょっと話がありましたけど、今後相当時間がかかるというような話を聞いておりますけど、あそこまでできておると、普通の人が見ればね、もうすぐ交差点の改良なんかできちゃうじゃないかという感覚を市民は持つんですが、この辺、スケジュール、日程、こういうことでこうなってこうなるからこうなるんだよということを予算で言うべきか、ここで言うべきか、同じ関連がありますので、わかったら、すぐに4月からやれて、もう5月か6月には開通できるんじゃないかというふうに素人感覚では思いますが、何かいろいろと公安委員会とかいろいろあると思いますが、その辺のスケジュールでやっぱ

り急いでもこのぐらいになりますよというスケジュールがわかったら教えてほしいんですが。

○土木課長

この国道1号線との交差の改良工事でございますが、事業そのものをまちづくり交付金事業の対象としております。これは一般の国庫補助事業と同じ形で、まず年度4月に入りますと交付申請ということで事業申請を行っていきます。約1カ月から2カ月ぐらいの間に交付決定がおりるということになります。そうすると7月ぐらいにそういった発注の手続、段取り、入札、そういったものが行えるのかなど。そうすると9月ぐらいに入札、発注というそういった形になると思います。

また、その間に国土交通省、一応概略設計で協議はしておるんですけど、実際設計をつくって具体的にこういうふうな形態になるんだよと、ガードレールとか歩道とか実際にはこういうふうになるんだよというそういった取りつけの詳細協議を国土交通省と行います。

それとあわせて警察の方との保安協議です。そういったものを9月までにあわせて協議を整えて進めるというそういったことで、おおよその予定ですけど、6カ月程度要しますので、9月ぐらいに発注して来年の2月末ぐらいまでに完了したいというそういうふうに考えております。

以上です。

○高木委員

わかりました。

もう皆さんいろいろ期待しておりますので、いろいろとやり方はあると思いますが、最善を尽くして万策をしっかりと早目にやっていただきたいということをお願いして終わります。

○杉原委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせください。

まず、65ページの開発等事業紛争調停委員報酬ということで、これは当初6人分について18万という形になっておるわけですが、この内容についてお聞かせください。

○建築課長

開発等事業紛争調停委員の内訳といたしまして、まず6月30日に開催いたしまして、5名の報酬を支払いました。

それから、まだ1回分ですね、それを3人分を予定しまして9万6,000円と見込みをさせていただきまして、予算額の18万ですので、今回マイナス8万4,000円をさせていただきました。

以上です。

○佐藤委員

これについては、知立市の開発事業に関する条例の中で、31条、32条の中で開発を行う場合、事前の協議やその他を含めてね、それでも開発側と地域住民との関係の中で折り合いがつかないといった問題が生じたときに、紛争調停委員会が開催をされて、そこで調停が行われるというふうに私は理解をしているわけですが、そのとおりでよろしいですか。

○建築課長

そのとおりです。

○佐藤委員

そうすると、今回6月30日に開催をされて、もう一回3人分を予定をされて開催をするということを見ますと、そうした調停への案件がなければ開催する必要はないかと思うんですけども、具体的にはどんな形でこれは開催をされて、この調停についての紛争解決に当たられたのか、その辺どうでしょう。

○建築課長

6月30日の案件ですが、これは開発等条例の中の規則、これを一部改正する案をもちまして、委員の皆様にご意見を聞くという関係で開催させていただきました。残りの1回につきましては、いつそういった事案があるかわかりませんので、含みを入れまして1回ということで実施見込みをさせていただきました。

○佐藤委員

ということは、今の話を聞くと、条例そしてそれに附属する規則を改正をすることによって意見を聞いたと。残りについてはあるかもしれないの

で予定をしていると、こういう中身で、実際的には平成21年度中にはそうした調停の案件はなかったと、こういうことですよ、どうでしょうか。

○建築課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

この条例ができてから、特にマンションの建築、日照権の問題、新林の衣豊線のわきの後から衣豊線できたわけですけども、マンションの問題、上重原の服部といいますかね、刈谷市境につくったマンションでもそういう問題があったりですね、いろいろあったわけで、そうした背景の中でこの条例がつくられたというふうに思うわけですけども、この間は調停に付されたような案件はありますか。

○建築課長

ございません。

○佐藤委員

ないということだと、そうした近隣住民との関係の中で、調停に至る前の事前説明や、またあってもあつせんやそういうことでほぼ済んできた、ということだというふうに理解をしているわけで、そういう点ではこの条例が活用されることがいいか悪いかということとはともかくとして、そこまで至らない間で問題で解決してるといふふうに理解するわけですけども、そこで先ほど条例用の改正はやらないわけですけども、規則の改正という形で審議をされたということですけども、それはどんな目的で、ちょっと私、条例規則ここに持ってませんけれども、どんな目的で、どんな事態に備えて改正をされたのか、その辺はどうでしょう。

○建築課長

ちょっと資料持ってきてませんけれども、まず基準規則の中に、駅から200メートル以内は共同住宅等を建築に当たって駐車場を1.2とする基準がございます。その中に、おおむね200メートルというような文言が書いてありますので、その解釈が非常にどちらでもとられるような、おおむねというのは原則からすれば200メートル超えても、

あるいはそこら辺の解釈論がありましたので、それをどうするかということで意見を求めたということでございます。それで10月1日から改正しまして、おおむねをとらせていただきました。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、おおむねというこの形が入ってるということで、解釈がどちらでもとられると。これでは個別の案件が生じるときに大変煩わしいとか、困っちゃう。行政側もそうですし当事者側も困ると、そういうことですから200メートル以内と、こういうふうに改正したということですけども、従前は開発要綱の中で1.2にはなっていないで、1台でしたかね、これが今度のこの条例の中では1.2になってるわけですけども、この条例施行後、駅から200メートル以内の中で、こうしたマンション等の共同の住宅が建てられて1.2適用されてる案件はどれぐらいあるのか、その辺はどうですか。

○建築課長

戸数としてはちょっと把握しておりませんが、そういった御相談はございましたので、そういった紛争調停委員の場をもって意見を聞いて、市としてどうすべきかということで方針を決定させていただいたということでございます。

○佐藤委員

解釈がどちらでもとれるということは、こうした今、課長が言われたような相談の案件があったときに、なかなか解釈に迷ってしまうと、こういう案件が具体的にあってね、それを反映した中身だというふうに私は受けとめるわけですけども、そうした内容で改定に至ったと、こういうことではないでしょうか。

○建築課長

はい、そのとおりでございます。

○佐藤委員

そういう形で今まで1件も調停に付した案件がなかったということでもありますけども、今回駅周辺もかなり建てこんできて、200メートル以内のところに新たなものができるかどうかということ

はわかりませんが、すっかりした解釈でや
っていくということ、こういうことよくわかりま
した。ありがとうございました。

それから、もう一つ、すぐその上に、人にやさ
しいまちづくり事業と、これは毎年の予算の中に
こうした予算が計上されてきて、とりわけユニバ
ーサルデザインのガイドラインというものが策定
をされて、従前あったこの人にやさしいまちづく
りとの連動性といいますか、整合性といいますか、
そういうことは平成21年の予算の概要の中でやら
れてますけれども、これはどんな形で推進協議会
がやられてきたのかなという点はどうでしょうか。

○建築課長

まず、今年度予算をあげまして、計4回開催さ
せていただきました。その中で、知立市といたし
まして、今先ほどおっしゃったように、その作成
が平成11年3月でございますので、その後、少
子高齢化の急速な発展等ございますので環境が変
わってきたというような中で、その整合性を高め
るために、整合性を図るために4回開催させてい
ただきまして、市域の全体の整備基本を示す基本
計画と基本計画の内容を具体的に市民の皆様に見
て出していただいて取りまとめをしたと。

これにつきましては、まず、平成21年度の予算
の中に委員報酬並びに委託料といたしまして、当
初177万5,000円を計上させていただきました、ま
だ事業完了しておりませんが、見込みで
158万1,000円を見込んでマイナスの19万4,000
円ということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、こうした形でこの推進計画、ユニバ
ーサルデザインも策定をされたというようなこと
でありますけれども、具体的にかつて文化会館の近
くの川のあそこら辺のところを人にやさしいまち
づくり事業ということでモデル事業も行われたわ
けですけども、今こういう形でさらに計画の改定
があって、これをどのような形でこれを推進して
いくのか、その辺の考え方はどうですか。

○杉原委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長

まず、その見直しに当たっては、やはり先ほど
申しあげましたように少子高齢化で、また、非常
に経済も悪化している、そのような社会環境を見
て、やはりユニバーサルデザイン、あるいはそう
いったいろんな視点をもって旧の人にやさしい
まちづくりの推進計画を見直して、これをまず基本
方針を定めて、それに基づいて愛知県の人にやさ
しいまちの県条例も参考に入れながら、知立の人
にやさしいまちづくりの中身を各市民、あるいは
事業者、あるいは当然ながら公共団体等に指導し
ていきたいと。指導というか、推進していきたく
いというふうに思っておりますので、よろしく願
いします。

○佐藤委員

まだこれから具体化ということでもありますけ
ども、例えば、市が管理をする道路において、高
齢者、障がいをお持ちの方、一般の方を含めて、
より使い勝手のいいというか、安心・安全とい
うか、そういうことだろうと。公共施設について
もそうだろうというふうに思いますけれども、こ
れについては具体的にこれから市の公共施設の
総点検なんかもやって、これを具体的にそうした
ものに改めていくと、そうした個別の計画もこ
れは出てくるんじゃないでしょうか。

○建築課長

先ほどおっしゃったように、道路だとか、あ
るいは駐車場、あるいは公共施設等建物等につ
いてのすべての人にやさしいまちづくりをする
ためのそういった指導指針みたいなものを定め
てお願いしていきたくい、推進していくという
考えであります。

○佐藤委員

公についてはそんな形で指導指針を持って、知

立市役所で言うならば、その所管の中でどうそれを貫いて事業を進めていくかということになるというふうに思うわけですが、もう一方では、この民間の管理する施設、建物を含めてということも考えられておるわけで、ある意味で民間の方が進んでいる側面があるかもしれませんけれども、例えば、開発を行うということになった場合、市はこうした点での協議もやられるという、もちろん民間ですから強制はできないわけですが、一つの考え方含めてやられると。例えば今、知立団地なんかは、とにかく都市に人口が集中するというので、そんな住宅ができましたけれども、エレベーターもつかないような住宅になってるわけでね、それは一例かもしれませんが、そうした形で将来を見通して、そこに住む人、また集い、使う人たちが将来にわたって使い勝手のいいバリアがないそうしたものをつくっていくということだと思えるわけですが、そうしてみるときに、民間に対するそうした啓発といいますか、指導といいますか、例えば、建築の許可申請あったときに、さっきの開発の条例じゃないですけども、あれは紛争だとかそういうこと、またいろいろ緑地をつくったりそういうことがうたわれてるわけですが、例えばそうした中へ入れて行くとか、そんなことは考えられるんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺はどんなお考えですかね。

○建築課長

その周知の仕方ということでございますが、まず先ほど申し上げたように、この基本計画、指導方針を取りまとめたしまして、それを建築課の窓口で冊子、あるいはそういった周知するもので事業者に配付して推進していきたいというふうに思っております。

ただ、確認申請があがってきた段階で、そういった指導と申しますか、そういうものはまだそこまでは踏み込んでおりません。

○佐藤委員

十分ね、素人考えではありますけれども、開発に至るこの条例がせつかくあるわけですので、そ

うした指針ができて推進をしていくということであるならば、そうした条項の中に民間に対する啓発指導という観点を含めて、そんなことも条例の中がいいのかどうかということは検討の余地があるにしても、そうしたことも踏まえた上で、総合的に対応できる開発事業に関する条例に私はすべきだと思えます。ぜひそんな点で検討を加えていただきたいと思えますけども、担当部長はこの辺どんな認識でしょうか。

○建設部長

現在3月末をめどにということで、人にやさしいまちづくり推進計画策定に入っても案が取れて完成というような形になってきております。

今、委員おっしゃいますように、この協議会の委員の中からも推進計画をつくって、それが絵にかいたもちにならないように、これをどう活用していくかということの意見を非常に出されておりました。現実的に私どもとしては、今、一足飛びに条例とかそういうことまではなかなか難しい面があるんですが、まずそのための啓発のそれを例えば先ほど建築課長が言いましたように、カウンターのところで建築士の人たちの指導ですとか、あとホームページに載せたりとか、この推進計画そのものをCD版とかそういうものをつくりまして、そういうものをできるだけ機会あるごとに配付というか、活用していただくようなとかですね、まずは啓発を大いにやって、それで民間事業者の方もやられるときにはこういう計画があるんですよということを周知すべきじゃないかということの意見も出ましたものですから、それらも大いに協議会の中でも出た意見ということで、私どもそれは今後できる範囲の中でやらせていただきたいということで、そういう御答弁をさせていただいて、その協議会の中でも特に指摘を受けております。ですから、できるだけそういうまずはとりあえず啓発で進めていきたいということで考えております。

○佐藤委員

まだできてない、これからということの中でどうかと。

ただ、今言われたように、中でもどう活用していくかということが一番大きなテーマに今後つくればなっていくわけですので、啓発そういうことも含めて、ぜひやっていただきたいということとあわせて、やっぱり私、きょう初めてこういうことを言うわけですけども、条例の中でやっていくということも含めて、今すぐ即答はできないにしても、その啓発やそういうことの延長線の中で研究・検討されて、よりよいそうした条例にしていきたいと思いますなど、そんなことです。ここの点だけもう一遍だけお願いします。

○建設部長

やはり先ほど申しましたように、例えば、ユニバーサルデザインというのを広く足すという形になるんですが、この今の協議会の中でも特に出たのは、高齢化、障がい者の方、そういう人たちにもできるだけ使いやすいような建物だとかどうだとかということで、そういう意味で余り進まないようでしたら、そういう部分を今度どう進めるかということは大いに検討しなきゃいけないと思いますので、その中に条例というのも一つの検討課題になるかと思いますが、少しまだ啓発ということで進めて、その後ということで研究させていただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ実効ある中身にしてほしいなというふうに思うわけです。

そうした点の具体的な点については、市営住宅の高齢者対応というようなものもう既に始まっていて、来年度造成、建築という形になっていくわけですので、ぜひその辺も確かなものにしていただきたいなというふうに思います。

それで、もう一つお聞きしたいわけですけども、67ページ、先ほど高木委員の方から耐震改修について減額についての中身が聞かれてました。そこで私お聞きしたいわけですけども、減額の中身はわかりましたけれども、今現在、耐震改修促進計画ができて、平成28年でしたかね、これを耐震化率90%にもっていくと。さまざまな形で耐震改修の補助の割合も上げていただいて推進はしてい

るところですけども、さっき言ったような形で減額になっているというような状況もありますので、現在、耐震改修の促進計画にあわせて進捗率をどのようになっているのかなど。策定当時は六十何%ですかね、全体で、それが今日もちろん知立市の補助事業でもって改修率を上げるということもありますし、もう一つは、新しい住宅が新築をされて、パイが大きくなって耐震化率が上がるという側面もあるわけで、そういうことも含め、どんな状況になっているかお聞かせいただきたい。

○建築課長

現在の促進計画に比べて、その当時は69%でございました。

ただ、現在の進捗率はどうかと言われますけれども、ちょっと中身ですね、その当時、平成19年度の固定資産の建築からもってきまして数字を出したという経緯がございますが、現在、今新築家屋が何件あって、あるいは改築もあったでしょうし、リフォームもありますでしょうし、そういうものが数字的に把握しておりませんので、なかなかその数字が新築率が出ないということがございます。

ただ、耐震診断が平成14年から実施がございまして、平成21年度までで1,570、それに対して平成21年度の実績を含めると、耐震改修件数が93件でございますので、その分の率は出ますけれども、御質問者のおっしゃる推進計画の時点での数字に対してどうなんだということがちょっと算出できませんので、よろしくお聞きしたいと思いません。

○佐藤委員

それもぜひ把握をしておいてほしいなというふうに、これはなかなか耐震改修促進計画をつくる時も、その把握で大変御苦労をされたかというふうに思いますけども、私はその把握が必要だというふうに思いますので、ぜひその点は把握をしてもらいたいなというふうに思いますけども、その辺どうでしょうか。

○建築課長

私もいろんな場で促進計画に対しての進捗率、

これをどの時点で出したいというそのことは別として、一度数字を出したいなとは思っております。

以上です。

○佐藤委員

ぜひ出していただきたいと。いつの時点かということは別にしても、やはり耐震改修促進計画というものを策定して、平成28年90%到達という点を考えれば把握するのは当然だというふうに思いますので、なかなか大変な作業だと思いますけれども、そこはひとつ把握をお願いしておきたいというふうに思うんです。

問題は、新築でできた改築で、改築というよりも新築等でできてきた分は、それは新しく追加になった分だということですので、問題は、やはり昭和56年5月以前のこうした建物が、いかに耐震改修されるかということがとても大切だなというふうに思うんです。

それで、先ほどの答弁では1,570件の耐震診断を平成21年、今日時点までやって、改修が93件という形でなされたということでもありますけれども、これをやはり診断と改修の予算もあるわけですのでそう単純にはいきませんけれども、乖離があるわけで、これをいかにこれから進めていくかということになると思うんですけれども、この点についての認識はどうでしょうか。

○建築課長

やはり耐震改修、耐震施策に関しては、阪神・淡路大震災のように家屋の倒壊によって尊い人命を失うというような考え方がありますので、今後においても積極的にやっていきたいと思えます。

○佐藤委員

それでね、積極的にやっていきたいということでもありますけれども、それでまず一つは、先ほどの答弁でいきますと、積極的推進の中身は市民に大いにPRをしていくと。また、促進支援の委託料という形で地域をあげて勉強会をやって促進をしていくという形になっておるわけですが、この間も先ほどは西中ですかね、それ以前は、たしか牛田かどこかやられたと思うんですけれども、これはこの事業は何年間行われてきて、実際にそう

した勉強会を通じて診断、さらには改修につながったケースはどうでしょうか。

○建築課長

まず、耐震支援事業ということで地震に強いまちづくり、これは知立市内の重点地区11カ所ございますが、それをその勉強会をもって耐震の意識の向上、地区として何をやるべきかということで支援していくということでございます。

それは、まず平成20年度で上重原町、年5回程度勉強会を開催しまして、また、地元の協力に基づいてローラー作戦、いわゆる耐震診断をしていただきたいというような隣戸個別訪問をさせていただいておけると。それが第1回の上重原。

第2回が今、御質問者がおっしゃるように、平成21年度で実施しました。これも地震に強いまちづくり勉強会ということで年間5回の勉強会を実施させていただきまして、平成22年度も基本的に支援事業ということで計上させていただいております。

そういった形で、地域ぐるみの支援事業をして、やはり個別対応もあるでしょうけれども、地域ぐるみでそういった耐震施策やる意義があると思いますので、知立市としては、そういった活動をさせていただきたいということでございます。

○佐藤委員

当然その中では重点地区が11カ所ということで上重原をやられて、西中がやられて、平成22年度もやられると、こういう形ではありますけれども、そうすると、あとは8カ所、平成22年含めて9カ所ですか、あるわけですが、毎年1カ所という割合でいくと、かなり耐震改修の促進計画との関係でみると、かなり先の話になってしまうような状況もあるんですけれども、これを促進していくという関係でみたときにどうなのかなということは率直に言うと思うんですけれども、その辺はどんな考えでまずおられるのかと。

○建築課長

確かに人数からすれば残りの目標達成までが1件ずつではできないと。ただ、いずれにしても相手はその地区がそういう勉強会を受けていただく

というか、その事業を受けていただく形でない事業も進まない。いろんな形として今後とも各区長等に御相談して、そういった地区を推進していきたいというふうに思います。

○佐藤委員

もちろん受けていただく相手先のことがあるわけですけども、ただ率直に言って、個別で耐震改修や診断のPRをしながら、一方で重点地域をこのような形で勉強会を進めて何とか地震に強いまち、個別でいけば耐震改修の必要なところはそこに結びつけていくということがこの勉強会の一歩の趣旨だと思うわけで、それを見たときに、このペースでいくと平成28年になってもできないところが出るという、こういう関係にひとつなるなどということを私、思うわけですよ、率直にいうと。

そうすると、規模と店舗との関係でどうなのかなというふうなことを思うんですけども、もちろん予算との関係があるわけですけども、担当部長ね、この辺は規模と店舗との関係でどうなのかなということは、どんなお考えですか。

○建設部長

上重原町から始まって、今、西中、次に大字知立の中の建物が密集したところということで今、広報でお願いしている町内がございます。現実的にこういう形で支援という格好でお金を使わなければ現実的に動いていただけないというんじゃないかと、できましたら私どもとしては、こういう活動をやったのが口コミでもほかの町内へ伝わって、自発的にこういうことをやるとまちの中が安心して、建物がつぶれて人が死んで、逃げることができなくなってというのが避けることができるようなですね、それを具体的に町内の中から直接やっていただけることがあがらないかなということも期待しているようなわけでございますが、現実の問題として、愛知県下の全体を見ても非常に耐震化の状況は低いというような状況で、その中では、自負するわけではございませんが、愛知県下の中では高い方になると、低いレベルで高い方ということで、これを上げるにはどうしたらいいかというのが非常に私どもとして県とともに考え

てた中で非常に難しい、お金もかかることでありますし、なかなか強制もできないしというのがあるんですが、ただ、現実的に今、この前、ハイチですとかいろいろなところでまた大きな地震が起きて、最近になるとそういうことの方が懸念、心配される方もですね、地球全体でそういうことが起きておるとまた出てくるのではないかとということで、ある意味遺憾ですけど、そういうことが引き金になってこういうことが伸びてくることを期待したいと。そのためには、まずもって啓発活動をやっていくのが大事だろうということで考えております。

○佐藤委員

自発的にね、またそれぞれ町内から声が上がってということは望ましいわけですけども、なかなか耐震改修するにしてもお金のかかる話でありますので、なかなかそこは難しいところでね、行政の支援が必要だろうというふうに思うわけで、そのことを考えたときに、規模と店舗が今の状況でいいのかというね、私は問題提起をさせてもらったということです。

そこでもう一つお聞きしますけれども、これが2カ年にわたってやられ、平成22年度もやられるわけですけども、予算を見ると減額が54万6,000円という形ですけども、当初で見ると369万6,000円計上されておるわけですね。具体的に例えばお金もかかるという話であるならば、369万6,000円当初ありまして、減額されましたけども、その具体的なお金のかかる中身というのは何かなということも思うんです。その辺はどうでしょうか。

○建築課長

この支援事業に関しましては、やはり先ほど申し上げました年5回、その中身が広く住民に周知する関係上、スタッフだとか、それからもう一つはローラー作戦、講師の費用だとかそういった面で、かなり5回ですね、スタッフも五、六人出て、実は11月の時点ではイベントをやりまして、そこから辺の費用ですね、例えばストローハウスをつくるためのストローだとか、そういった消耗品だとか、一番かかるのは人件費だということでござい

ますので、そういった点、ちょっと説明にはなつてませんが、入札をかけて指名競争入札をしての結果でございますので、それだけかかりましたということです。

○杉原委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そんな形で年5回やってるということでありませうけれども、まず最初に、先ほどもお聞きしましたけれども、こうした啓発のための事業をやるわけですが、そうした中から具体的にローラー作戦で耐震診断ということも言われたわけですが、この診断、また改修含めて、この事業を通じて結びついたというような結果があるならば、平成20年、平成21年ありますけれども、お知らせ願いたいというふうに思います。

○建築課長

御質問者のこの地震に強いまちづくり勉強会において、どういった実績が上がったかというふうに端的でありますけれども、内容だというふうに理解しております。

まず、西中町において5回の説明会を行いました。まず対象世帯数が117件で隣戸訪問したのが85件で、当時耐震診断の申し込みがあったのが28件ございました。

ただ、耐震改修にあつては、この勉強会を行った結果、何件あったかというのが非常につかみづらい部分がありますけれども、結果が出てるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員

こういう形でローラー作戦の説明会をやって、28件この診断の申し込みがあったと。これはこれで改修にちょっと数字がわからないということでもありますけれども、成果があったと、こういうふう

に言えるかなというふうに思いますけれども、そこでもう一つだけ聞きますと、例えば、これ年5回やってるわけですが、それぞれ5回やって同じ中身でやってるのかね、やってるということであれば、この参加者がどうであったかと。ローラー作戦の件数はわかりましたけれども、参加者がどうであったかということも大切な要素でありますので、その辺はどうですか。

○建築課長

まず、5回の内容につきまして申し上げさせていただきます。

第1回、6月28日に行いまして、このテーマは、やはり地震の基礎知識、いわゆる地震に対する備えに関するそういったものを勉強会として行いました。

第2回目は7月でございまして、まちの状況を確認するというところで、地元のまちを4班に分けて歩いていただいて、地震防災上の問題点を確認をしていただいたと。それから、住宅の耐震化に関するアンケートも7月に実施させていただいております。

第3回目につきましては、地震に強いまちということで、その西中町として何をすべきかということについてテーマをもって勉強会を行ったと。それから、耐震診断ローラー作戦を9月に行いました。

それから第4回には、やはり勉強会の中で実際に地震を知ろうという体験会を行いました。元神戸市の消防士の方に講演をしていただいたとか、あるいはスモークハウス、なまず号による揺れの体験、実際の阪神・淡路大震災のビデオを見ていただくとか、そういったことで体験会を開催させていただきました。

それから、第5回目は、これからの地震に強いまちづくりということで、何を建てればいいのかということで作戦会議を開いていただいて、これが継続的に地域に根を張らせていただければいいかなということで勉強会5回、アンケート1回、それから地震耐震診断のローラー作戦を1回ということでやらさせていただいて、ただ、人数に関し

ては、第1回が参加者、地元の役員並びに防災協議会ですか、トータル30名。第2回が、まち歩きを行いまして、この参加者が22名。それから、第3回目の勉強会は25名。ローラー作戦は参加者31名、耐震診断員が8名で地元関係者19名、市が4名ということでございます。第3回目の勉強会にあっては、参加者70名。4回目がちょっと数字が出てこないんですが、二十五、六名だというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

一応参加者と重複してる延べという形でトータルとしては出てくるかなというふうに思いますけれども、そこで一つは、先ほど入札を指名競争入札という形ですけども、これは普通の建物をつるとかね、物を買うというようなものとはちょっと違って、地震に対する専門的な知識などを含めてないといけないような仕事だなというふうに思うんですけど、こういう場合の入札で指名業者というのはどういうところが対象者でやられるものですか。

○建築課長

指名競争業者ということで、委員がおっしゃるように、当然ながらそういったノウハウを得てる委託業者ということで5社、そういった専門業者のいわゆるコンサルタントに指名させていただきました。

○佐藤委員

5社ということで、どこの業者かということもお知らせ願えれば一番いいわけですけども、私ね、今、参加者とこの内容を見ると、かなり充実した中身なかなという感触を受けるんですね。それで一方では、総務の方の防災対策室というものがあるわけですけども、そう思うと、こうした支援のための5回をそれぞれやられて、上重原もやられてということを見ますと、そうしたところのね、ただ単に耐震診断をやる、耐震改修を結びつけていく、そういう中身だけでは今の話を聞くと思うわけです。

そう思うと、何らかの形のそうした連携だとか

地域の防災マップもつくってるけれども、個々ばらばらではなくて連携をとった取り組みがその中には当然あってしかるべきだなというのを思うんですけども、その辺の考え方はどうですか。

○建築課長

これに関しては、開催に当たっては防災対策室の方にお話をさせていただきまして、協力できる範囲で協力していただいて、オブザーバーとして職員を出ていただいたケースもございます。そういった形で連携をとっておるという解釈はしております。

○佐藤委員

それで私、先ほどこの講習会、すぐにストレートに効果というのはどうかという点では、まだ診断の面では28件という形で西中の場合は出たという形ではありましてね、即効性という点ではどうかかなという側面もあるわけですけども、これを毎年1回というテンポでいった場合には、これは平成28年を超えてしまう地域が出てしまうということ为先ほど指摘させていただきましたけれども、それに対して部長は、自発的にやってほしいというようなことも言われたんですね。

そうすると私は、上重原でやられ、西中でやられたこうしたものを一つまとめていただいて、アンケートの結果も私たちがぜひお知らせを願って、今後、全市的な立場で行政も市民の議員の皆さんもやっぱり物事を考えていくということが大切だというふうに思うんですよ。そうすると、これを担当のところだけでこれを握ってどうするかという話をしとってはいかんというふうに思うわけです。

ですから私は、これについてそれぞれ第1回からその趣旨目的をはっきりさせてね、第1回から第5回までやられたその内容と参加者を含めてね、アンケートの中身、そして個別の問題でいけば第5回なんかはこの西中で何をすべきかと作戦会議を行ったと。そういうことを含めて、冊子がいいのか、インターネットがいいのかはともかくとして、そういうことを地震強化地域ばかりじゃなくて、ほかの町内を含めてこれを普及して一緒に考

えてもらうというね、そういう取り組みが必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そうした考え方やこうした点での取り組みについて、どんな認識をお持ちなのか、そこはどうでしょうか。

○建築課長

知立市として耐震化啓発事業の一つとして地震に強いまちづくり支援事業として行っておるわけです。ほかにも地震に対する知識、それによっての家屋倒壊の家屋の補強事業ということでの啓発事業も推進しておりますので、ただ、そういった情報を町内では5回、ローラー作戦、それからアンケートの中身について取りまとめたニュースを全戸配布させていただく予定ではあります。上重原については、そういったニュースを全戸に配布をさせていただいたということをごさいます、質問者がおっしゃるように、市全体にそういった波及をできるような形、それを今、実際にこれで2件目ですけれども、そういった地道な活動もし、それを広めていくというのは今後また検討課題であらうと思っておりますけれども、それとあわせて、いろんな視点でとらえて耐震改修、それが進捗するように私は行っていきたいというふうには考えております。

○佐藤委員

いろんな形ということがありますけれども、もちろんそれは当然やっていただかなければなりませんけれども、せっかくこうした形で専門的な業者に依頼をし、そうした取り組みをやらせということを見ると、それぞれの地域の特性はあるものの、地震というキーワード、耐震補強を含めてキーワードは共通項であるわけですので、その点ではね、やっぱりそうしたものをまとめていただいて、議会の側にも示していただきたいし、また、町内のニュースという形は何がいいのかということはいろいろあるにしても、そうしたものを部長が言うように自発的にやってほしいということであったならば、西中町ではこういうふうにやりましたと、上重原ではこういうふうにやりましたということ町内に出向いて経験というか、ノウハウと

いうか、そういうことを含めて普及するというのが私、必要だなというふうに思うんですよ。部長ね、どうですか、その点では。

○建設部長

ほんとおっしゃられるとおり、その地域の中で非常に取り組んでいただいて、地域の中での話し合いも出ておるのが、この5回をやっただけでは終わらずに、今後とも中でそういう耐震化に向けて大いに取り組んでいこうじゃないかというようなことも声も出ております。それが今言いますように、上重原も出ておりますし、西中も出ておりますので、ぜひ今年度、平成22年度もまた支援という形で予算をあげさせていただいておりますので、できましたらその中で、他地区はこういうふうにとまとめたというものを御紹介できるようなものを一度検討してみたいというふうに考えます。

○佐藤委員

ぜひこれから先、平成22年度、平成23年度という町内を指定して、また、単年度に1町内だけじゃなくて2町内ということもあり得るかもしれないですけども、先に送られてる町内を含めて、そうした資料提供いただいて、議論のたたき台、自主的に考えるたたき台をぜひ検討していただいて実施してほしいなというふうに思います。今、部長の答弁は大体その方向だということを理解しました。

もう一つお聞かせ願いたいのは、耐震改修の木造、非木造がありますけれども、民間木造住宅の改修に当たって、平均、耐震改修促進計画の中では160万円ぐらいというようなことも言われてますけれども、実質的にこの間の平均費用はどれぐらいかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○建築課長

耐震改修工事費の平成21年度の工事の平均が218万7,000円、平成15年からこの耐震補強事業を実施しております、その平均が186万5,000円というふうになっております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、耐震改修の計画をつくったときは160万円というふうに言われましたけれども、これが実質的には平成21年の平均が218万円と。ここにはリフォームは入ってないですね。耐震改修部分だけということになる。

○建築課長

今のは耐震補強工事費ということにとらえておりまして、御質問者のリフォーム工事費に対してということではございません。

○佐藤委員

これだけお金がかかるということになりますと、市の耐震改修の補助費が75万円、設計費が10万円ですかね、それから取り壊し20万円と、そういう形で全部適用できるかどうかということは設計と入れて上限で85万円というような形になりますけれども、218万円といたしますと、かなり費用が自己負担が多いなという実感ですけども、この点はどんな感じで受けとめているか、その辺どうでしょうか。

○建築課長

愛知県内で見ますと、補助の制度としては非木造もありますが、平均以上だというふうには理解しております。

それは先日、安城市が木造の耐震補強工事費として助成するのが知立並みにやっとなったと。豊田市も知立並みということで、あと、県下見ますと実際に60万円のところもありまして、制度としては今の現状でというふうには思っております。

○佐藤委員

それで簡易改修じゃないわけですので、1戸建てについての耐震改修ということですけども、そこでもう一つお聞きしたいんですけども、これらの耐震改修をやられた木造住宅は、平均の面積といたしますかね、それはどんな住宅になってるのかということをちょっとお聞きしたいんですね。平均で何平方メートルぐらいのね、平屋もあれば2階建てもありますけれども、平方メートルでいって何平方メートルぐらいが平均で、この218万円の平均の金額になってるのかなということをお伺

いします。

○建築課長

データの平成21年度の実績で申し上げますと、ちょっと平均が出ておりませんので、実際55平方メートルぐらいのものから、中には200平方メートルぐらいの住宅の規模もございます。平均はちょっと出ておりません。

○佐藤委員

今まで93件やられてきたわけで、それが面積でそれぞれ何件あってどうなのかということの資料を私、つくってほしいなというふうに思うんです。

というのは、先ほど上重原やって、西中をやったと。見ますとね、私どもはほんとに小さな建売住宅で、幸いにも昭和56年以前じゃないので耐震改修をしなくても済むんです。しかし、今この地域を見ますと、私どものような小さな建売住宅という地域ではなくて昔からある地域、もちろん経済的にもいろいろ個々ばらばらではあろうと思うけれども、そうすると平均以上に大きなうちを耐震改修をすると。自己資金があればいいわけですけども、そうじゃないということになりますと、かかる費用も膨らんでくるという側面は当然あるわけで、そうしたときに、この85万円で安城がやっとならなくなったということを言われますけれども、確かにそのとおりだというふうに私も認識しているし、知立は先行して走ってきたということも認識しております。

しかし、そうした地域で耐震化を進めようと思ったら、自己資金割合が非常に高くなるということもこれ事実だというふうに思うんですけど、その辺どうですか、認識は。

○建築課長

御質問者がおっしゃるように、単に耐震改修のみの費用であれば、今テレビでも放映されておりますウッドピタとかあの程度であれば、面積によって違いますでしょうけれども、百ウン十万円ぐらい、150万円程度でもできるというようなことを聞いております。

ただ、リフォームを兼ねてといいますと、あれもこれもと、いわゆる最低限のものではなくて、

今の自分の生活に対しての理想みたいなものを含めてリフォームにかけていきますので、中にはかなり費用がかさむ、資金としても非常に多くなる。あるいは耐震のみということで1.0の数字が出るように最低限でやっておられる百二、三十万円の方も面積によりますけれども、おられるというのがこれ実態でございます。

以上です。

○佐藤委員

私はね、リフォームのことを聞いたわけじゃなくて、一般的にももちろん耐震診断の結果、どのぐらいのレベルにあるか、それに応じてどれぐらいの改修をしなければならないか、それは個々の住宅によって違いはあるものの、単純に考えても30平方メートルのうちと50平方メートルのうち比べたときに同じレベルの耐震結果だとするならば、大きい方が費用がかかることは自明のことだというふうに思うんですね。そうしたときに、それにふさわしい対応が検討されてしかるべきではないかということを私は申し上げたいんですね。

一般的にこの85万円が県でも先頭を走っている。そのとおりやっとな城が知立市並みになった、そのとおりだとは思いますが、これをさらに推進していこうといった場合に、そうした一定以上の住宅についての何らかの対策がないと、これは一方で支援のための勉強会をやっても進まないという現実も出てくるんじゃないかと、そうしたことを考えたときに、私は、一般的に補助を上げよということではなくて、そうした実情にこの85万円で30平方メートルやら25平方メートルのうちでも、なかなか大変だということで進まない。さらに住宅が大きければ、さらに自己資金が必要になるということになれば、なかなかこれも進まないというこういう関係だというふうに思うんですけど、私はそう思うんですけども、部長はそういう認識をお持ちじゃないですか。

○建設部長

やはりこの今トータル93件の方に耐震補強やっていたいたんですが、先ほど平成21年だけでいきますと210万円ということですが、93件でいき

ますと186万5,000円が平均の額でございます。現実的に85万円が上限ということで、半分以上は御自分で御用意されないとできないという意味で、そこは確かに少し足かせになっておる部分はあるというのは認識しております。

○佐藤委員

ですから私はね、そうしたどこで線を引くかというのは検討・研究していただきたいと思うんですけども、今、実際的に上重原や西中をやられてみると、かなりね、もちろん建て売りの住宅、振興地もありますけれども、そうじゃない住宅も当然対象になってくる。そうじゃない住宅の方がかなり古い住宅も多いということになると、その辺をどう推進していくかということになったときに、そこに対する平均的な対応以外の対応も必要ではないかなというふうに私は思うんです。

だからこそ私は、さっきこの間の実績の中で、何平方メートル何件でね、その平方メートルもちろんレベルもありますけども、それに応じてどれぐらいの費用がかかるのかを検討いただいて、そうした対策も今後研究し、検討し、取り組む方向を明らかにしてほしいというのが私の質問の趣旨なんです。その辺どうでしょうか。

○建設部長

先ほど言いましたように、金額も非常に進まない理由の一つということもありますし、それから現実的に耐震の補強をやる場合には、生活したままでなかなかできなくて、例えば仮の住まいを用意しなければいけない場合とかそういうケースもあって、なかなか思い切りができないというようなこともアンケートで意見をいただいております。

ですから今、委員おっしゃいますように、非常に進まない理由をこれからよく検討させて、要は調べさせていただいて、どうしたらこれが進めていただけるかということは大いに勉強させていただきたいと思います。

○佐藤委員

勉強させていただいて、そのとおりだというふうに思います。

副市長ね、今議論聞いていただければわかると

おりでね、そうしたところに対する対応がこれで十分かということを含めて、補助のあり方を含めて研究・検討をやっぱり着手してほしいなというふうに私は思うんですね。その辺、副市長として今の議論聞いていただいて、どんな気持ちとか認識なのかをお聞かせ願いたいなど。

○清水副市長

この耐震補強というのは、それぞれさっき御質問者もおっしゃいましたように、町なかの通常の建て売りというような形の面積を有するものと、一般的に田舎ですと非常に面積の大きなそういった住宅というようなことで、そういう特徴とかそういうこともあるかと思えます。

現在の私どもが定めさせていただいております補助金の中身、上限も含めて、そういったものが確におっしゃるよう、約2分の1程度といえ程度ではあるわけですが、いろんな変遷を経る中で現状が今あるということでございますので、そういった先ほど来出ますように、啓発の方法ですとか、そういう皆さんにどういふふうに御理解いただくかそういったことも含めて、トータルでやらせていただく必要があると私は思っておりますので、今すぐに補助金の上限をどのように考えるかということは、もう少し時間をいただければというふうに思えます。

ただ、いろんな住宅の状況とかそういうものがございまして、そういったものについては現実的な方法が別にあるのか、その辺は少し研究をする必要があるだろうというふうに思っています。

○佐藤委員

すぐに私これをふやせということをお願いするわけじゃないけども、実態としてそういうものがあるわけだわ。お互いこれは認めるところでね。

そうしたときに、その改修に至る困難さ、経済的な条件を見たときに、85万円を減らせなないうことを今のやつをキープしていただいて、一定規模以上の住宅の場合には自己負担が極めて大きくなるという現実を考えたときに、それなりの対応の仕方が必要ではないかということをお願いしたわけで、そこはぜひ一挙にということではない

にしても、研究・検討をしていただきたいというふうな提案です。もう一遍そこだけお聞かせください。

○清水副市長

今これからもいろんな改修、耐震補強の実績等がこれからもいろいろ出てくるわけでございますので、そういったものも十分踏まえながら、今のままでこれでいいということではないというふうには思っておりますので、そういった実情、実績そんなものを踏まえながら今後とも研究していきたいというふうに思います。

○佐藤委員

それで、先ほど言った資料をですね、規模別の件数と費用のね、平均の費用が規模別でどれぐらいかという資料をぜひ出していただきたいと。ここだけどうでしょう。

○建築課長

つくりまして、当然件数と、いわゆる平成15年以降すべてということですか。年度別で取りまとめして平均値を出した形で見やすいように出させていただきますので、よろしく願います。面積も。はい、わかりました。

○佐藤委員

私、この建設委員会が終わってしまうわけですので、きょう、あした出してくれという話ではなくて、そちらの仕事の段取りの中で、できるだけ早くという範囲で出してほしいというふうに思います。

それで、もう一つお聞きをしたいわけですが、簡易改修の30万円の事業があります。先ほどの質問の中では、これがゼロ件だったということが言われたわけですね。これについては安城市も実施を先行してやったということもあって私ども提案させていただいてね、知立市も取り上げていただいたということですので、これは経済的にね、1に到達はできないけれども、少しでも耐震度を上げるという事業だというふうに思うんですけれども、この事業の中身をもう一度お知らせください。

○建築課長

簡易改修の助成補助ですが、これは金額といたしましては、1戸30万円ということで、0.7以上かつ0.3アップした場合に助成をさせていただくという中身でございます。

○佐藤委員

この簡易改修は家屋全体ということが対象の中で、0.7以上で0.3アップと、こういうふうに理解してはいますが、これでよろしいですか。

○建築課長

建物は全体でございまして、一部ではございません。先ほど申し上げました0.7未満のものを0.7以上かつ0.3アップという中身でございます。

○佐藤委員

地震でこれが1に到達しないということであります。この趣旨は、少しでも安全性を高めるということが趣旨なんですけれども、私、件数がゼロ件ということでPRがどうかと後で聞きますけれども、もう一つは、家屋全体じゃなくてもですね、例えば常時生活をしている部屋、例えば寝室だとか居間だとか、そういうことで限定した中身であっても評価するようなものも、これは私は素人ですので、専門的、技術的な検討も含めてですけど、そういうことが可能であれば、私は居間だとか寝室をね、地震が来たと、ほかはだめだったけど寝てるところは大丈夫で命が拾えたとかね、居間は大丈夫だったとか、そういうこともひとつ対象にすべきではないかと。逆にある意味でいけば、そのことの方が、かえって地震の際に命を救うことになるのではないかと。

例えば、地震に対応できるということを見たときには、1以上じゃなければ倒壊するということが前提で耐震補強がやられてると考えると、少しでもアップするということが大切なことだけれども、しかし、少しでもアップしても1に到達しないということ考えたときには、一般的には倒壊のおそれありという状況になるのではないかとこのように思うんです。そんなことを思うと、居間だとか寝室だとか、そこだけでも対応できる内容もバリエーションを一つの限定しないで、そこに改修を必要としている人のニーズに合わせたこの

30万円であって、バリエーションをもって補助をするということが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺について、どんな認識をお持ちかなというふうに思うんです。どうでしょうか。

○建築課長

そういう視点で見るとということも確かにあるかと思いますが、あくまでもやはり住宅の倒壊、いわゆるそういったものを全体でとらえるという主眼で置いておきまして、居間だけを耐震化する。じゃあそこだけで実際に耐震診断を受けたときに、補強の計算がなり得るものか、あるいは寝室のみというお話もあるでしょうけれども、その全体の住宅がやはり簡易ではありますが、0.3ポイントアップして0.7以上にさせていただくという形がやはり簡易の趣旨ではないかと。

いろいろそのほかの方の全国見るといろんなケースはありますが、まずもって解釈はそういうふうに思っておりますし、今後、補助の内容についてもいろんな機会をもってPRしていきたいというふうには思っております。

○佐藤委員

前提は私は建築の専門家じゃないという前提ではありますけれども、しかしながら、例えば阪神・淡路その他を見てもね、丈夫なところで、ほかはだめだったけども居間や寝室は大丈夫で助かったという例はかなりあるわけですよ。そうした実証的な立場から見ると、簡易改修であっても基本は全体を上げれば一番いいわけだけれども、ただこの簡易改修のレベルの範囲ではね、1には到達できない範囲のものなのかね。そうしてみたときに、全体として補助をするという方式は維持しつつ、その耐震改修を必要とする人が私、常時居間で生活をし、寝室でほとんど過ごしているということであれば、例えば30万円の中で、その部屋が1以上になったりしてね、実際の地震に耐えられるかどうかというのは技術的検証を私はしてほしいと思うんです。その上で、可能ならばそうした補助のあり方もあっていいのではないかとこのように私は思うんですね。

ですからその辺は、課長の言われたこともそのとおりだというふうに思うんですけども、そうしたことも検証をしていただいて、可能なかどうか。可能であれば全体を補強して少しでも上げる方法、それから一部だけでもそこをもっと強化する方法、両方を採用することだって可能だと思うんです。そこにはさっき言ったように、専門的な検討・検証が必要なもんだから、ぜひその専門的な検証・検討をしていただいて、可能ならば私はそういった補助のあり方があってもいいというふうに思いますけども、どうでしょう。

部長どうですか、その辺。ぜひ検証していただいて検討していただくことはどうですか。

○建設部長

簡易型の耐震の補助という形で、平成21年度新設というか、新たに制度を設けさせていただいて、結果的に予算8戸当初をもくろみを上げておったんですが、実績はゼロということですので、私ども啓発も足らなかったかという反省点もございしますが、今、委員おっしゃいますように、この簡易型も今おっしゃるように1部屋を例えば耐震をやるのもそういう部分の補助のあり方もあるかということは一度検討課題という形で研究させていただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひですね、もちろん私が言ってることが検証した結果、それじゃあだめだということもあり得るという前提で話をさせていただいたわけですけども、検討課題ということを言われましたけれども、課題じゃなくて、検討課題というかどうかというふうに受けとめていいのかちょっとわかりませんが、検討を速やかにやっていただきたいなど。建築の方には1級建築士がおるしね、また、そうした関係のところとの協力も得られるというふうに思いますので、速やかな検討をしていただきたいなというふうに再度答弁を求めます。

○建設部長

私ども建築士のそういう業界の方たちともいろいろな機会をもって御相談とかというのもございますので、こういう形の簡易型以外にもそういう

1部屋耐震というような形で、実際に効果がどの程度出るのかということもありますので、検討はさせていただきたいと思います。

○杉原委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時57分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

午前中の佐藤委員の方から御質問がありました紛争調停委員の平成21年度で開催した中身ということで御説明をさせていただいた中で、200メートルというその原則おおむねという言葉がありましたけれども、いわゆる駐車場の距離について別敷地の申請敷地の一端からはかって、原則として200メートル以内をこの原則をとらせていただきました。

やはり原則があれば特別の場合があるかというその解釈に至るというような内容でございましたので、それを外させていただきましたということで、よろしくお願います。

○佐藤委員

先ほどはおおむねということでしたけれども、それは原則という文言になっていたやつを外させていただきます。はい、わかりました。

そこで、もう一つ耐震の関係で、私、先ほど西中の耐震促支援事業ということで、それを生かしてという話をしたわけですけども、それをまとめたアンケートを含めて第5回までのやつをまとめた資料をぜひお出し願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○建築課長

最終決まった段階で出させていただきます。

○佐藤委員

次に、すぐ下にありますアスベスト対策事業補助金ということで、30万円当初で計上されてね、30万円減になって皆減にいるこの事業の中身と皆減になった内容をぜひお知らせください。

○建築課長

アスベスト対策事業費補助金が当初30万円ございまして、今回の補正で30万円出ささせていただいたということで、まず事業の内容につきましては、施設の中にアスベストというものがあるのかどうかということで調査をする委託部分でございまして、基本的にはそういったものがないということで分析まで至らなかったということで減額させていただきました。

○佐藤委員

このアスベストの対策事業費補助金と。施設の中ないと説明があったんですけど、たしかこれは民間事業者が行う事業というものに対して支援するという中身だというふうに思うんですけども、そこを一点確認させていただいた上で、施設の中ないとということを今言われたわけですので、具体的な支援をするものが想定をされておったわけですけども、それが結果なかったということですけど、民間事業者ということですけども、その辺ちょっとお知らせください。

○建築課長

ちょっと今、手元にございませぬので、後ほど御説明させていただきます。

○佐藤委員

ぜひお知らせください。

それで次にね、すぐ下の方に放置自動車の撤去手数料ということで、当初30万5,000円がこの15万円の減額というふうになってます。それで、これについて35ページの方の雑入を見ますと、処理のための協力金ということで20万円当初計上され、これも全部皆減になってるわけですけども、たしか放置自動車を撤去する際に、そうした協力金という形で、たしか1万5,000円だったかどうかわかりませんが、そのぐらいの金額があったというふうに理解してはいますけども、この辺の中身を含めて減になった中身をお知らせください。

○土木課長

放置自動車で15万円減ということなんですけど、当初予算では20台分で30万5,000円の予算をあげておったわけですけど、この移動が今回、平成21

年度では4台で移動費移動撤去が2,100円ということで8,400円の支出ということでこれだけの費用がかからなかったということで、これは11月の時点でこういうことでやらさせていただいたんですけど、その後まだ出るかもしれないということで半分ですね、10台分を減額させていただいたということで15万円減額となっております。

処分の方ですけど、平成21年度で5台廃棄しております。廃棄するということになると、そのリサイクル料が要るんですけど、その分が、その分というんですか、そういったものについて放置自動車の協会の方から協力金ということで、そのリサイクル料相当分がいただけるわけなんですけど、この撤去した5台分については、すべてリサイクル料が支払済みの車両でしたので、その分が支出、協力金としてはいただけなかったということで皆減ということになっております。

○佐藤委員

こういう形でね、20台分予定したけれども、実際的には4台の移動と。なおかつ移動イコール5台の処分というふうになるのかどうかその辺の関係はちょっとわかりませんが、あとで御説明願いたい。

それで、リサイクル料5台分については、すべて支払済みだったということですけども、協力金については、たしかこれ、1万5,000円ですかね、ちょっと金額確かめさせてください。これは支払済みの中に協力金は入ってるのかどうか、それはどうですか。

○土木課長

今回リサイクル料とかそういったものは支払っておりません。協力金の方も問い合わせをして、この5台分について該当があるかないかということで問い合わせしたところ、これは協力金に該当しない自動車、廃物ですので協力金はございませぬというそういった回答でしたので、いただけませんでした。

放置車両の廃棄の5台につきましては、平成20年度、平成21年度そういったものについて、廃棄認定されたものについて処分するというところで、

平成21年度に移動したものを必ず廃棄するという
ことではなくて、平成20年度分、平成21年度分が
ありますので、必ずしも移動分が廃棄というこ
とにはならないもので、それはそういった数字に
なります。よろしくお願ひします。

○佐藤委員

ちょっと先ほどはね、すべてこの5台分につ
いてはリサイクル料を支払済みだったという答弁が
あってね、その後これについて問い合わせたところ
該当しないということですが、支払った
後に、支払ったものに対して協力金がいただける
かどうかということをお問い合わせをしたのか、そ
の点はどうですか。

○土木課長

リサイクル料は、車の持ち主が購入時とか車検
時にお支払いしているもので、市の方からそれを
払うということは、もし車の所有者が払っていな
かった場合、市が建てかえて払うような形になっ
ちゃうんですけど、そうした場合、問い合わせ
てそれが支払われておるといことになると、その
分は市に補てんがないものですから協力金はない
ということでございます。

○佐藤委員

要するに、私はそういうことを知らなかったも
のですから、そういうことが処分されればね、当
然のことながら、そこに協力金が充当されるかな
というふうに思ったわけで、そうすると、購入者
の方が購入時にリサイクル料金を支払っておれば
ね、そこは本人負担という形でのものだと。しか
し、それが無い場合について、そういう形で協力
金が出るということで、今回については該当車両
じゃないということでこの協力金が出なかったと
いうことで皆減になったと、こういう理解でよろ
しいでしょうか。

○土木課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それでね、先ほどは今後の見通しを含めて10台
分を減額して、その残り分について年度末まで対
応すると、こういうことでした。

それで今、知立市の放置自動車の一時保管所と
いう形で、以前は新月堂が今あった新しく引越
されたところであったと思うんですけども、今
現在は、その一時保管しているところはどこに
なりますか。

○土木課長

現在は、山屋敷町高場の市営住宅の建設予定地
をお借りしております。

○佐藤委員

あそこのところはかなり放置自動車の一時保管
という形になりますけれども、今後、市営住宅の
造成やそういうことということになりますと、今
後はあそこを使えないということになりますとね、
どこのところに、新たなところを借りて置くのか、
市で持つてる土地の中で対応できるところがある
のか、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

年度当初につきましては、山屋敷の不燃物処理
場をとということで去年の3月議会では報告させて
いただいたと思いますが、そちらの方もちょっと
だめだということで環境課の方からいただきました
ので、その後いろいろ探しまして、市の所有の
普通財産、そここのところをあてがうように今、段
取りをしてる最中でございます。

○佐藤委員

市の普通財産ということですが、そこは
どこの場所にありますか。

○土木課長

山町の名鉄三河線と名鉄三河線の旧引込み線、
今は線路になってない跡地ですけど、その間に三
角の土地がございますので、そこを予定しており
ます。

○佐藤委員

放置自動車の一時保管ということで、かつては
かなりの多くの台数があった、山屋敷だと、10台
前後ぐらいはとまっておったかなというふうにし
ったわけですが、それなりに山町の方からみ
れば多分みえるだろうと思ひますが、何台ぐ
らい確保できるか、ちゃんと対応できるのか、そ
こら辺。

それと、もう一つは、広いところですのでね、山屋敷の場合は、それも端っこの方にあるということで、特別住民の方にそのことはどうのこうのということはないけど、ただ、何で置いてるのかなということは疑問の声は上がっていました。そんな関係もありまして、新たな保管場所について自主的に近隣住民との関係の中でどういうふうかということはわかりませんが、その辺の御説明もあってしかるべきかなというふうに思いますけども、その辺含めてお聞かせください。

○土木課長

まだ正確には今から置こうとするその土地に何台とまるかという正確にははかってないんですけど、大体おおよそ20台ぐらいはとまるだろうということを考えております。

○佐藤委員

地域住民にも一応そういうことになりましたぐらいの御報告や御意見を伺うべきだというふうに思いますけど、いかがですか。

○土木課長

今、区長を通しながら、そういった形で御説明差し上げたいと思います。

○佐藤委員

ぜひそんな形でお願いしたいなというふうに思います。

それで次に、69ページの道路維持修繕工事費という形で、先ほどもありましたけども、昭和の何号公園でしたかね、交差点近くの公園からアオキスーパーの前の橋のところまでだという話でありましたけれども、これは繰越明許という形で先ほどもいつかということがありましたけども、改めてどのぐらいでこれが対応できるのか、その辺どうですか。

○土木課長

昭和1号公園からアオキスーパーまでも区間のうち、400メートルぐらいを選定いたしまして、今後、詳細設計組んで発注していくということになります。

そうした場合、測量調査、設計そういったのを踏まえて入札をしていきますと、おおよそ7月ぐ

らいかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

7月ぐらいに工事に入ると、こういうことですか。その点もう一カ所と、それともう一つは、ここについては、かつて牛田西中線ということで大きい車がよく通るといってね、振動の問題が議会でも議論されて、その改修ということが大きな一つのテーマだったというふうに思うんですけども、これは一般的な道路をひび割れだとかあれだということで舗装するというんじゃなくて、当然のことながら、議会での議論を踏まえれば、この振動対策をしていくということだというふうに理解しているんですけども、その辺はどのようになるでしょうか。

○土木課長

発注の時期が7月ということになりますので、それから業者との段取りが入ってきますので、その7月以降に工事は着工されるものというふうに計画したいと思います。

それと、振動の対策ということですけど、以前からこの辺、地盤的にあまりよくないのか、名鉄のアンダーの辺、1号線へ抜ける名鉄のアンダーのあの辺でもかなり振動が出ておったわけですけど、どうしても亀裂ですとか舗装の継ぎ目で若干の振動が出るということで、今舗装自体は削り取って、また新たな舗装ということですけど、改質2型ということでアスファルトということで、樹脂入りのアスファルトということで、ちょっと強化されたアスファルトでやらさせていただきます。振動につきましても、そういったカメの甲ですとか、ひび割れたそういったものの振動と塗装のつなぎ目での振動というそういったものがあるかと思えますけど、その辺は注意して極力振動が少なくなるような方で施工をよく注意していきたいと思えます。

○佐藤委員

路盤材がどのようなものかということは私はわかりませんが、樹脂入りということは今言われたので、これは一般的な市内でも各地舗装し

たりしてますけども、樹脂入りにすると何らかの対策になるのか、その辺は長持ちするだとか、振動に吸収するだとかいろいろあると思うんですけども、そのことと、もう一つは、側溝だとかそういうことで振動がということがありますけども、もともとあの地域は地盤がちょっとゆるいじゃないかという中で、それだけで本当に振動対策がすべて皆無にするということはかなわないにしても、ある程度振動を緩和をする、そのような中身なのかどうかということがね、せっかく工事やるわけで、また近隣住民の皆さんもそうした議論を経てやられるということになれば当然期待もあるわけで、やったは従前とあまり変わらないなど。きれいにはなったけど変わらないなど、これではやっぱりいかんというふうに思うんですよね。その辺で、住民の期待にこたえられるような舗装となるのかどうか、その辺はどうですか。

○土木課長

樹脂入りにつきましては、主に交差点部分でブレーキをかけたときだとか、発進するときに地盤に力が加わるものですから、そういったたわみ耐力の強いそういった舗装材ということになっております。

そういうことで、交差点が結構多いものですから、そういった交差点部分及びそのつなぎの部分もそういった強固なアスファルト剤を使って舗装をしようということを考えております。

地盤ですけど、基本的には街路を改良したときに舗装の下、1メートルまで基準で入れかえることになっておるわけなんですけど、都市計画道路につきましては、そういった舗装の基準に合わせてそういった築造しておりますので、下の方はまず大丈夫だと思うんですけど、その下が軟弱だとしても振動が伝わるのかなというのがあるわけなんですけど、それにはどうしてもつなぎ目だとか、舗装のたわみだとか、ひび割れ、そういったものがまた振動で伝わっていくのかなというふうに思われるわけなんですけど、その1メートルよりもっと下までということになるとすごく大工事になってしまいますし、それと基準上では一応それ

でクリアしているということで、できるだけ振動を少なくするという意味合いで強固な舗装材料を使ってそういったつなぎ目等をできるだけ段差のないようなつなぎ目で施工するというような方策で今よりは振動を与えないように付近住民に振動を与えないような方策になるかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、今回の工事は樹脂入りについては交差点部分のブレーキングやそういうことだと、路盤がたわみのないようにと。そうすると、交差点以外についても樹脂入りは使われるのかどうかその点と、もう一つは、都市計画道路は道路構造令か何かがあってね、舗装の下1メートル云々ということがありました。これは舗装の下1メートルというのはどういうことかなということで、ちょっと御説明願いたいと思います。

○土木課長

今回は交差点以外もあわせて連続してそういった舗装材を使おうと思っております。

それと、舗装面より下1メートルの材料につきましては、路盤の地体力のあるそういった良質な材料で既存の土を入れかえて築造しているというそういうことでございます。

○佐藤委員

そうすると、この1メートルについては、もう既にそうしたものを前提に築造してるという形になると。そうすると、結局その1メートルの上には現在のアスファルトなりをはぎ取って樹脂入りのやつで舗装するというので舗装面以下のところの対応はないという、こういう理解でよろしいでしょうかね。

○土木課長

黒い舗装面の打ちかえで対応したいと思います。

○佐藤委員

そうすると、私は専門家ではありませんけれども、樹脂入りやですね、それだけで本当に振動対策がね、要するに、この道路をつくったときに1メートルの間は振動なりそういうことを吸収するその下の地盤との関係で、そうした1メートルの対策がとられてるということで、上だけ舗装する

だけでほんとに振動対策がいいのかなという疑問が出てくるわけです。

それと、もう一つは、つなぎ目ということを言われましたけども、これは何のつなぎ目かちよつとわかりませんので御説明願いたいなど。

○土木課長

つなぎ目につきましては、悪いところをある程度選択しますので、1号公園からアオキまですべてをやるということじゃなくて、悪い部分を直していくということの中で、既設舗装とのすり合わせをきちんとやっていくというそういう意味合いでございます。

○佐藤委員

そうすると、今400メートルがあるわけだけでも、その中で、舗装の悪い面を樹脂入りでやるということは既存の面も残る、それで新しいところをつなぎ目をできるだけ一体的に舗装すると、こういう方法だということでしょうか。

○土木課長

現場の状況を確認して、まだそんなに損傷がないようなところについては、既存の舗装をそのまま使いまして、ひどいわだち掘れですとか、ひび割れしている部分を舗装修繕をしていきたいということですが。

○佐藤委員

そうすると、基本的なところについては手つかずになり、なおかつ、何を基準にしていとところと悪いところということを専門的に判断するか私はわかりませんが、一体的に樹脂の入った路盤材を使って舗装するというのではないということにははっきりしましたけども、それで振動対策を含めていいのかということが問われると思うんですけども、かつての議論の中では、振動対策を含めてこのところを見直して振動対策をとるとい議論だったというふうに思うし、また、そのような答弁であったというふうに私は承知をしておりますけれども、これでは振動対策が十分とれないんじゃないかなというふうに思うんですけどね。そうした意味でお聞きをしたいわけですけども、この振動対策という点をみたときに、振動をどう

やってはかるかとかそういうことは私わかりませんが、当然のことながら、そういう地域の御意見があったということになれば、どのような振動なのかということ調査をされたと思うんですけども、それを踏まえた上で今回の舗装に当たられるのかどうか、その辺はどうですか。

○土木課長

振動調査まではしてありません。

ただ、どうして振動が出るのかというところで、亀裂ですとか、いろいろ占用物なんかが入ってくる時にその部分だけ舗装復旧した場合、やっぱりどうしてもそのつなぎ目に段差ができて、そういうところから振動が出るということが多くありますので、そういったところの解消をしていけばというのと、それから、たわみですね、しわしわになっているような重量物通って舗装が盛り上がりおるとか、そういうふうなところの解消をしていきたいということで考えております。

○佐藤委員

振動調査をしていないし、振動の原因として根本的には地下1メートルのその下と、それすべてやれということを私は言っているわけではないけれども、つなぎ目で段差があって、重量物、大型トラック等が通ったときに、その荷重がかかれば振動が発生するんじゃないかと、それを解消すれば振動がなくなるというこういうやり方だということに理解をしましたが、ほんとにそれで住民が期待するほどの振動対策になるのかということは大変疑問に思うんですけども、部長ね、これそうした形でやられるわけですけども、振動対策これでほんとに十分ですか。

○建設部長

舗装の施工の技術的な部分でもあると思いますが、先ほど言いましたように、舗装の旧のところと新しいところのつなぎ目が、ばんそうこう状態がひどくなってくると、そういうところで大型トラック通るとタイヤがバウンドしてということで、それで今の施工の技術でいきますと、かなり精度よくやれる形がとれます。

ですから、今回表面を切削してもう一回きれい

に流すというような格好で、その平坦性といえますか、それがつなぎのところも含めまして、十分今の施工技術では、今までも苦情のあった部分は少し解消できるというふうに私どもは考えております。

○佐藤委員

ばんそうこう状態のところを解消するならばできるということを言われましたけれども、素人と考えで考えますと、従来の路盤材を使ったところに新たに樹脂の入った路盤材というものが材質的にも違う強度に耐えられるものも違う、性質が違うことであると思うんですよ。

そうしたときに、つなぎ目を技術的にうまくつなぎ合わせたとしても、その後の傷みぐあいやそういうことを考えると、結果として段差が出てくる可能性が非常に強いなという感じを私は持つんですね。これが同じような路盤材を使ってね、それから継ぎ足しをしたところの年限が先行してやったところの劣化することもあるわけだから、年限が近ければその可能性は高いんだけど、そうじゃない場合は、同じ路盤材使っておったとしてもそういう可能性があるし、ましてや今回は、路盤材が違うものをつなぎ合わせるということになるとね、一時的にそれをしたときにはいいかもしれないけれども、その後においては強度その他を含めて問題がまた発生するんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺、技術的な問題は私はわかりませんが、普通に考えてもそうだと思うんですけども、どうですか、その辺。

○土木課長

樹脂は入っておりますけど、アスファルトそのものは同じ材料です。すりつけの方も同じようにすりつけができるということで思っております。

前回も名鉄のアンダー、そのような形でやらせていただいて、1号公園のところで結びについているという現在の状況で、今は振動もなく喜んでいただいているような状況であります。

以上です。

○佐藤委員

今、1号公園の向こう側に名鉄のアンダー、交差点から西濃運輸のところへ来て、あそここのところまでやりましたよと。振動がなくて喜ばれているということを言われたわけですがけれども、これが改修して年限がたってないという中で、そういうことでありますけども、さっき言ったように、確かにアスファルトの整備はしたというものの、そこの中に入ってる樹脂ということ考えたときに、当然その性質はおのずと変わってくるというふうに私は思うのでね、一時的にはそうした形になるんだろうというふうに思いますけれども、これを一体的にやっぱり樹脂の入ったやつでこの際やるということを含めてやらないと、そうした振動対策が十分とられないのではないかなというふうに私は思うんですけども、やった当初は結びつけられるかもしれませんが、年限がたてば荷重も違う、そうした問題がやがてやっぱり同じように発生してくるんじゃないかなということを見ると、少しその辺は、私は専門家じゃないのでそうやれということは言えませんが、もうちょっと検討してね、せつかくやるならば一体的にやって、万全を期すということが大切ではないかなというふうに思うんです。その辺、検討してもらえないですか。

○土木課長

現在2,000万ということで予算的な制約がございます。今、委員のおっしゃられたそういったことも踏まえて、予算の範囲内ではありますけど、できるだけ連続性がとれるような形で施工の方はしていきたいと思っております。

○佐藤委員

これがまず一つは、検討していただいて、その方がより振動に対してベターだということであればね、そのように私はやってほしいというふうに思うんです。まず検討してもらおうということが前提です。その上で、やっぱり継ぎはぎでやるよりは一体的にやった方がいいということであれば、2,000万という形で予算計上、繰越明許にはなってると思うんですけども、そここのところはどうかお金つくるかということは、私は財源構成その他

もありますのでね、これは国の二次補正という形で枠が決まっているにしても、発注が7月以降と、なおかつ、それ以降の工事になることをみれば、その検討の結果、せっかくやるんだから、この際、万全を期そうということになれば検討の結果、その方がベターだということであれば、6月の補正でつけて万全を期すということも必要ではないかと。せっかく長年の懸案の振動問題で対策を行政がやってきているというふうにはなったけど、さらに問題があれば検討の結果、やっぱり一體的にやった方がいいということであるならば、そこはぜひ検討してほしいなというふうに思うんです。どうでしょうか。

○土木課長

きめ細やかな予算につきましては、枠で知立市の方にいただいております。その範囲内でしかちょっと予算はいただけないものですから、ちょっと連続性という橋があるわけですが、どちらかを優先的にやるとか、そういったことも考慮しなければいけないのかなということもありますけど、その辺で一度検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員

もう一つお聞きしますけれども、この400メートルという長さでいくと道路の幅と長さ、面積が出るわけですが、この2,000万というのは、だとするならば、この400メートルは何平方メートルでね、この2,000万というのは何平方メートル相当の費用なのか、そこはどうでしょう。

○土木課長

約3,000平方メートルから3,500ぐらいになるかどうかと思います。

○佐藤委員

そうすると、これが400メートルで3,000平方メートルから3,500平方メートルだということであるならば、1平方メートル幾らかかるかわかりませんが、2,000万円というのはこのすべてをカバーできる予算なのかね、それとも面積でいったら何平方メートルが可能な予算なのか、そこはどうですか。

○土木課長

400メートルというのは、この面積ですべてクリアできます。

しかし、この1号公園からアオキスーパーまでは600メートルほどありますので、200メートルほどができない部分、できない部分というか、連続しようと思うとできない部分が出てきます。

ただ、この600メートルの間の中でも結構状態のいいところもありますので、そうしたところを見きわめながら進めていきたいというふうに当初思っていたということです。

○佐藤委員

話はわかりました。区間としては600メートルあるんだ。そのうちの400メートルやるというね、それが2,000万円という予算だということはよくわかりました。

しかし、先ほどの議論の中で、だとすると、つなぎ目をつけずにやった場合には、この400メートルも可能だと。ところが、600メートル全体ということなのか、ちょっと確認したいんですけど、600メートル全体だとこの2,000万でやるにはいいところを残し、なおかつ悪いところにそういう形でやるということで、事業そのものの前提はあくまでも600メートルの2,000万という、こういうことですかね。400メートルで3,000平方メートルから3,500平方メートルが2,000万相当するというならば一体でやるということになりますので、さっきのつなぎ目という議論は出てこないんですよ。そうすると、600メートルの中でやるということで、つなぎ目という話になる。その辺ちょっと確認したい。

○土木課長

600メートルの中で、そのうちの400メートルを施工するということです。

○佐藤委員

それで、600メートルの中でということになると、単純に200メートルということの面積ということになるのか、ちょっとその辺、ぱっとひらめかんわけですが、私は、この200メートル部分についても何とか補正をつけて、特財がないと

ということになるかもしれないけれども、これは一体的にやるべきではないかなというふうに思うんですよ。

だから、その部分も含めて検討してくださいということと同時に、600メートルをまんべんなくやろうと思うと、さらに補正予算が要するということですよ。もしも一体的にやって200メートル部分をやるとすると、400で2,000なもので約1,000万あると一体的にできるという、こういう理解をするわけですけども、その辺どうですか。

○土木課長

きめ細の予算ということで2,000万いただいて、それを繰り越し事業としておりますので、これに上乘せというのは国からの追加補正がない限りできない形になります。

○佐藤委員

そうすると、きめ細やかなやつは特財だということで、この400しか対応できないので新たに一般財源を上乘せして事業を推進することはできない事業だと、こういうふうにとのことですか。

○土木課長

そのように考えております。

○佐藤委員

だとするならば、私は、それ以上できないということであれば、きめ細やかとは別に一般財源だけでこの400メートルをまんべんなく舗装し、200メートル部分を市の単独事業でやるということも可能じゃないですか。

○土木課長

状態のかなりいいところもあるものですから、その辺、現場の状況を調査した中で検討していきたいと思います。

○佐藤委員

検討したいということではありますが、そこでこの区間の近隣の住民の皆さんに、やっぱりこの400メートルの中で一体的に、もちろんやってもらっているのかね、その前提としては一体でやった場合とそうじゃない場合の今の答弁では、継ぎはぎがあったとしても問題ないんだという認識なんだけど、検討してもらおうという話に今なりました。

たので検討していただいて、そのことも含めて住民の皆さんに声を聞いていただいて、ここの問題が出てきたのは振動を何とかしてくれという毎日の話で、さらに夜遅く車があそこを通ったりすると、深夜にだってあるわけだから、切実な問題なんです。そう思うと、やっぱり今現在の2,000万、600メートル区間、400メートルやるというこういう計画だけでも、とりあえず400メートルを一体でやるのか、残りを後の次年度、今年度になるのか次年度になるのかは別にして、早急に200メートル区間をやるというふうにするのがいいのか含めて、やっぱり仕事の結果が住民の皆さんが納得できるという形をする場合に、そうした御意見も伺ってやるべきではないかと。私は一体的にやって補正もつけてやった方がいいなというふうには思いますけども、少なくともその御意見は聞いてやってもらってね、結局きれいになったけど余り変わらんじゃないのという結果ではなくて、事前に説明をして納得していただいて事業をやるということが必要じゃないですか。どうでしょう。

○土木課長

個々に1件1件聞くということもできないものですから、地元の区長なり組長なりを通して一回その辺、相談してみたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ私は、そういう意見がありますけども、あとにやった方がいいけどちょっとねということではいかんもんだから、その御意見を大切にしてみらうと。また、区長を通じてということもありますけれども、変動の件数はそんなには多くないです。やろうと思えば直接の話も聞くことも可能です。ぜひそのところをやってほしいなというふうに思いますけども、部長ね、今、課長は区長を通じてという形でありましたけども、関係者はそんな何百人もおるわけじゃなくて、あの通りみてもらえばわかるとおりの世帯しかありません。ですから、そこは御意見をちゃんと徴収して進めてもらいたいと思いますけども、その点だけ進めてもらいたいんですけども、その点だけ確認させていただきます。

○建設部長

できる限り地元の声というのをお聞きして進めたいと思います。

○佐藤委員

ぜひそのような形で、せっかくやるわけですので、振動対策でできるだけ振動を発生させないと、そんな取り組みをしていただきたいと思いますので、お願いします。

次に、道路新設改良事業ということで、先ほども牛田20号線の話があったわけですが、牛田20号線といっても高根の方の拡幅する事業もあれば、道路の側溝を含めて高根の境から昭和3丁目、踏切のところまでの事業、今年度あったわけですが、これについては、もうこれで万全で終わりということですかね、昭和地区のところの20号線は。どうですか。

○土木課長

昭和地区の3丁目、4丁目の交通安全対策事業ということでしょうか。それにつきましては、県費補助事業で進めさせていただいてきたわけですが、一部車庫のところを除き、高根から名鉄本線までこれで側溝の路肩の交通安全対策としては完了いたします。

○佐藤委員

私、前のときもお聞きしたわけですが、3丁目の方の道路が全体としてかさ上げになってきて、車庫が結果として総体的に低い状態になってしまったと。

それで、その出入りのところを低い状態になってね、車庫の左右のところは電柱があったりとかしてまして、側溝と一体的というか、何か迂回させる方法で側溝の雨水をやってますけれども、これについて、このようなやり方をやられたというのは、どんな理由でやられたんですか。

○土木課長

以前委員からそういったお話がありまして、この方とお話をして、機能回復で何とか対処できないのかなということをお話をさせていただきました。

この車庫そのもののがかなり老朽化してまして、

かさ上げが非常に難しいということの中で、かさ上げ工事を実際実施する場合、その老朽化のための補足材ですとか、外壁だとかいろいろところのある程度新しくしたり補足したり、補強したりというそういったことが必要になります。機能回復以上のそういった部分が出てきますので、そういった部分、他の方とのバランスもありますので、一定額の負担をしていただけないかなということでお話をさせていただきました。

そうしたところ、老夫婦年金暮らしということで、費用は一切出さないということで、それ以上の交渉が合意が得られなかったということで、将来的には立て直していただけるのかなということなんですけど、将来立て直すときについては、その六、七メートルぐらいですかね、その部分の側溝工事は速やかに施工させていただくということで御理解をいただいて、現状は完了しております。

以上です。

○佐藤委員

まず、機能回復とかそういうこと以前に、一つは、側溝を新しくされたわけですが、車庫の前の側溝については、側溝がこうなってるけど、車庫のところは下がってるわけですので、一体的な側溝とは言いがたい状況だと思いますよね。

それで、雨水をずっと流れないという、構造上どうなってるかわからんですけど、何か引っ張って流すような方向でおるわけですが、側溝の一番下の部分というのは新しく改良された側溝と車庫前の側溝というのは水平に据えつけられているのか、その辺はどうですか。段差があるんですか。

○土木課長

まず、既存の側溝につきましては、車庫より低いところにありますので、車庫に水がつくということはございません。

今、すりつけということなんですけど、側溝はちょっとすりつけがきついなというのはありますけど、舗装で滑らかにさせていただいたことです。

○佐藤委員

ちょっと私の説明が悪かったんですけども、車庫以外の側溝が左右にありますよね。そして、車庫のところは一段低くなってるわけで、そうすると左右の側溝の上部と下部があるわけですけども、この車庫の側溝の下部とこれはすりつけとしては上の方は車庫の方が低くなってますけれども、底のところは一体というか、同じ高さといいますか、そういうふうになってるかどうかということなんです。

○土木課長

上は違いますけど、下は水平になっております。

○佐藤委員

同じ高さということですけども、そうすると不通に考えると、この既存のところから車庫のところじゃばらみたいなので迂回させる方法をとられたというのはどういう理由ですか。

○土木課長

どうしても高さに調整ができないものですから舗装ですりつけさせてもらったということです。

○佐藤委員

そういう形で、この側溝の中の雨水をスムーズに流すと。十分かどうかは別にして、そういう対策をとられました。

それでもう一つ、道路に雨降った場合、この車庫の前はセメントのふたがしてあるわけです。セメントのふたですので、継ぎ目と継ぎ目のところを少し雨水を流すところはあるものの、ほんとに大きな雨降ったときには車庫の側に流れてくる心配も当然されるというふうに思うんですよね。そこを考えたときには、せめて対応としてグレーチングをここをやってもらうぐらいの配慮があってもいいじゃないかなというふうに思うんですよ。その辺は全部ね、一面グレーチングするかところどころへするかちょっと狭い範囲の中ではありますけれども、それぐらいの対策をやらないと、いざ大雨降ったときに、いいと思ってやったけれども結局の話が車庫に入ってきたよという事態が生じたときに、やっぱりここでまた問題になってはいかんで、事前の策としてグレーチングぐらいは当事者の方と御相談させていただいて、つける

ぐらいの対応はすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、どうですか。

○土木課長

今その出入りのふたより車庫のコンクリートは若干高くなっておりますので、水が車庫の方へ流れ込むということは通常の雨ではないわけです。

それと、道路そのものも高さは変わっておりません。流れ込む状況につきましては、既存と何ら変わってないわけですけど、そういった経緯もありますので、一度本人と協議させていただいて、そのような対策が、本人はこのままにしてくれという話でしたもので何もいじくらなかったんですけど、そういった御要望があれば、その辺を一回検討させていただきます。

○佐藤委員

ぜひ本人の御意向を聞くということが前提ではありますけれども、最善の策としてはグレーチングもつけておいた方がいいというふうに希望されればグレーチング設置をすると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○土木課長

全面やるかどうかというのはちょっと一つ考えないかんとところがあるんですけど、そういった水が車庫に流れない方策というそういった面と、できるだけ歩きやすくするという面で検討したいと思います。

○佐藤委員

ぜひそのところをお願いしたいというふうに思います。

それで、先ほど機能回復という形になった場合の機能回復の範囲というのはどういうことなのかということがよくわからないので、当然、機能回復の範囲ということになればね、市がそこを補償するという形になるわけですけども、その機能回復という考え方とどこまでの範囲なのかという点についてお知らせを願いたい。

○土木課長

現在、通常の方法で車が入り出ております。工事をすることによって、その今までどおりの出入りができなかった場合、その辺の回復をすると

いうそういった意味合いで機能回復ということを行いました。

○佐藤委員

通常の入りができなかつたときに、その通常の入りができないその障害になってるものに対する対応として対応分については補償すると、こういうことですか。ちょっとよくわからないんですけども。

○土木課長

現在の利用状態が工事をやることによって悪くなった場合、前の状態まで戻すというそういうのが機能回復というふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、今現在この方の車庫については、どこまでの範囲が可能というふうに考えられるか、そこはどうでしょうか。

○土木課長

道路を上げることによって張りですかね、それが当たっちゃって車が入れなくなるものですから、それを解消しなきゃいけない。そうすると建物を上げていかなければいけない、そういった内容で、その入りができるようにするというのが機能回復になろうかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、今現在、入りができないということになれば、その部分について対応すると、こういうことですよ。

もう一つは、これは古くなったということもありますけども、建てかえるといった場合には、この機能回復という点での考え方で、どの範囲の支援が可能か、その辺はどうですか。

○土木課長

その辺は試算をしてみないとわからないですけど、現時点で建てかえるということになれば、ある程度は支援できると思えますけど、後日建てかえるという話になると支援はできません。

○佐藤委員

そうすると、今すぐならば試算してみなわからんけども支援はすると。

しかし、今日の状況をそのままの状態にしてお

いて、一定年限といえますか、たつたのちに建てかえるというところについては支援はないですと、こういうことですか。

○土木課長

そのように考えております。

○佐藤委員

もちろん10年たつて建てかえるのかね、5年で建てかえるのか、それはいろいろあろうかというふうに思うんですけども、今だったら試算してみないとわからないけど支援はできるけれども、後日だったら支援できないというその分水嶺といえますか、それは何になるんでしょうか。

この方の場合は、本人のもともとのところは道路のちゃんとすりつけてあったわけだけども、その後の道路の舗装等を含めて、結果として低い位置になってしまったという点では、今すぐも、それから一定年限たつた二、三年でもいいし、たつたあとでも基本的に発生した事実は変わらないと思うんですけども、そこを考えると、今ならよくてあとならだめというのはどうかというふうに思いますけども、それはどうですか。

○土木課長

側溝を改修するということによってそういった入りができなくなるということに対しては、その支援をしていかなきゃいけないとは思いますが、車庫を新たに後日建てかえるということにつきましては、原因的に側溝が上がったから入りができなくなったというので建てかえるということとは意味合いが変わってきますので、そういった後日ということになりますと支援はできない形になります。

○杉原委員長

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時09分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

佐藤委員からの御質問がありました件につきま

して、資料がなくて御答弁できませんでして、今からさせていただきますので、よろしく申し上げます。

私の勘違いでございまして、知立アスベスト対策費補助金につきましては、委員がおっしゃるように市内の建物のアスベストの含有の関係で分析調査費として1件当たり15万円、平成21年度におきましては2戸あげさせていただきます、30万を計上させていただいたところなんです、申請件数がありませんで、マイナス30万ということでございます。

それから、もう一点、アスベストの関係で違った答弁したところ、その件についても確認をという内容でよろしかったでしょうか。

これは公営住宅アスベスト調査分析委託料の中で、市営八橋住宅の玄関部分の天井ですが、それを分析委託をして、結果アスベストがなかったということでございます。

以上です。

○佐藤委員

ちょっと今のところを聞きますけれども、八橋はなかったという話でね、それと別の話で市内の民間のそうした建物の調査をするということで計上させていただいた予算だということでしたけれども、なかったということですけども、中には見目がみるからにアスベストじゃないかというような物件もね、下が駐車場になってるような吹きつけたようなやつがあって、心配される方もおられたりということもありますので、その辺はどんなPRをやられてこれを推進していくのかということも大切だなと思いますけども、どんなPRをやられて、結果2件見込んだけれども、2件見込んだというより2件分を予算計上したけどもなかったのか、そこだけお答えください。

○建築課長

PRに関しては、PRについては広報等で周知し、なおかつ、ホームページでも載せていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤委員

それで、先ほどの話に戻るわけですけども、現在の建てかえであれば、その部分について機能回復というところで支援があると言われましたけど、試算してみないということでは言われましたけど、おおよそ機能回復部分について支援するとすると、試算をしてみないといかんということがあるけども、どれぐらいの支援が可能なのかなと、そこはどうですか。ざっとでいいです。

○土木課長

ちょっとその辺の積算はしてございませんので、皆目何とも言いがたいわけですけど、今、道路より20センチから30センチぐらい低いわけなんですけど、そして建てかえるということであれば、その30センチぐらいかさ上げするような土間打ちをさせていただくとかそういったところで、どの辺までお話で合意がされるかわからないんですけど、その辺で誠意をもってお話をさせていただきたいなと思います。

○佐藤委員

ちょっと数字が出てこないわけですけども、その範囲なら可能だと。今ならいいけども、その後においては対応できるよという話でした。ちょっと私、そここのところについては異論もあるわけですけども、今の段階ではそういうことだということわかりました。

それで、次に、道路改良ということで考えたときに、今、明治用水の弘法通りのところ、知立中学校の交差点過ぎて向こうに向かって左側、かなり茶色の歩道が新設をされたということですけども、あそこが弘栄長田4号ということになるわけですか。

○土木課長

知立中学校から弘栄公園までですね、まちづくり交付金事業ということで実施しております。路線名としては弘栄長田4号線という位置づけをしております。

○佐藤委員

今現在は、あそこの弘法通りのところまで終わって、弘栄公園については今後という形になるのでしょうか。

○土木課長

弘栄公園から手がけておりますので、弘栄公園から弘法通りまでが前々年度までですね。前年度弘法通りから一部80メートル区間やりまして、今年度それからまた上流をやっているということでございます。

○佐藤委員

あれを見ますと、明治用水の歩道が堀眼科を挟んであるわけですけども、ちょうど堀眼科ぐらいのところまで終わってますよね、今現在。そのすりつけというのは今後どのようにしていくんですか。

○土木課長

現在またさらに80メートルぐらい、100メートルぐらいですかね、施工しておるわけですけど、すりつけというか、旧の明治用水そのものはすべて撤去いたしまして盛り土して、上の上部の歩道整備がちょっと来年ということになります。

以上です。

○佐藤委員

それで、あそこのところを歩道がきれいになりましたけれども、あれは何メートルの歩道になってますか。9メートルですか、7メートルですか。

○土木課長

車道部分が7.5メートル、歩道部分が8.5メートルでございます。

○佐藤委員

これについてね、8.5メートルという広い歩道部分というんですけども、この広さにする考え方、これはどういうところからきているわけですか。

○土木課長

まず、旧の明治用水を利用しようということで、旧の明治用水部分と明治用水より北側に管理通路がございました。その明治用水の部分と管理通路部分を利用して歩道として上部利用を図るということで、ここにつきましては、知立中学校の通路にもなっておりますし、公園とのアクセス道路というそういったのと、それから、弘法山等によく皆さんが弘法通り利用されるときに、ある程度憩えるような休憩施設もちょっと設けた形で、そ

ういった舗道づくりをしたいなということで、植栽ですとか、ベンチだとか、それと通路ですね、そういったものを踏まえた中で、既存の水路と管理通路を利用した舗道。車道につきましては、一般的に2車線道路、3メートル3メートルのあと路肩、南側には少し広い路肩で歩道帯のある路肩ということで、既存が2車線道路でしたので、2車線はぎりぎり確保していこうということで考えております。

以上です。

○佐藤委員

私、あそこを通って、ああ広いなということは思いましたけれども、なぜあれだけの広さのものを確保するならば、反対側にもですね、狭くなるかもしれませんけれども、路肩という形で線を引いて歩道部分だよということは示されてはおるんですけども、せっかくやるんだったら、その範囲の中で反対側についても歩道設置すべきじゃなかったかなというような感触を持つてるんですけども、そうした考え方というのはなかったものかなというふうに思うんです。

というのは、近隣の住民の方から、どういふふうという声が上がって、上がってるというよりも、そうした御意見をいただいたということなんでしょうね、どうなんでしょうか、そこの辺は。

○土木課長

まず、そういった先ほど申し上げましたように、知立中学校の通路路でもあるし、弘栄公園とのアクセス道路、明治用水西井筋の上部利用にも接続できるということで、歩道帯としての連続性、そういったものから北側の水路を利用した歩道というそういう観点で歩道整備をしております。歩道を広くしたなら南にもという話だろうかと思いません。南につきましては、歩道の連続性というのがちょっと見込めないのと、若干ではありますけど歩道帯を利用した歩道帯整備というような形になるかと思えますけど、そういった形で整備をしていきたいということです。

○佐藤委員

知立の場合は、あそこの部分については道路部

分が通常のところよりかなり広がったわけですね。例えば、この三河屋仏壇店のところから県の事業で道路を7メートル7メートル拡幅して左右に歩道をつくと。それは一定区間だから連続性があるといえはるわけですけども、しかしながら、この南については連続性がないというものを、その区間がきちっと歩道になれば歩行者の安全が必ずしもみんな歩道のある方ばかり通るということにはならないわけで、そんなことを考えると、南側についても歩道があってしかるべきだったなというふうに私自身は感じておるんですね。

その辺は、それともう一つは、今、課長はああいう形で言いましたけれども、この8.5メートル明治用水の上部、あとは管路通路ということをやりましたけれども、よく見ると、結果電柱を移設しなくてもいい範囲での歩道設置になってるんですね。あれを南側にもつくって歩道用地を確保しようと思うと電柱を寄せないかんだわね。そうすると工事費も高くつくということになるんだろうというふうには思いますけれども、どうだったかなと、こういう御意見があるということを知りたくしたいし、また、この道路を行政側としては、ゆったりとした歩道をつくり、弘法山のとこにあそこら辺であずまやもつくるんですね、わかりませんが、ゆったりとそこで休憩もできるという考え方について、理解できないわけではない。

しかしながら、地域住民から見たときに、連続性があるかなかなかは別に、一定左右に歩道があった方がいいという御意見もないこともない。そんなことを考えると、この事業を進めるに当たって、やっぱり地域住民の皆さんの御意見も伺うべきだったと思うんですけども、その辺の御意見は伺って取り組まれたのか、この辺はどうでしょうか。

○土木課長

基本的に明治用水の上部利用ということで考えております。

ただ、この計画に関しては、地元の個々の意見というのはお聞きはしてないわけですけど、新地

の区長、長篠町の区長、そういった方たちにはお示ししてお知らせしております。

以上です。

○佐藤委員

区長にお話されたことは分かりますけれども、必ずしも区長がすぐそこに近くに住んでおるといふ場合ばかりではないので、そうした意味からすると、切実性や感じ方というのはおのずと温度差があるということはあるので、先ほどの話じゃないですけども、地元の皆さんの御意見もね、せっかくやる事業であるならば納得性の高い事業をやってほしいなというふうに思うわけです。

ですから、できてしまつてこれをどうのこうのということではないですけども、そうした視点が必要ではないかなというふうに思うわけです。この点ね、部長、どんな認識お持ちですか。

○建設部長

私どもの土木の事業は、やはり直接生活者に密接する部分が深いものでございますから、そういう意味では地元の方、合意形成というのをもっていけたらというのはあるんですが、ただ、御意見として、ある人はこれでいいよ、ある人はこっち側に歩道っていつてまとまりがなかなかできない分がありますと、私どもとしては有効な工事費の内容も含めまして、一番昔の用水敷きを使った上部利用ということで、それと先ほど土木課長言いますように、東の方の今の西井筋歩道のそちらとの連続性、それから公園との連続性ということを含めまして、ほんとは将来弘法山も含めまして休憩スポットということも含めて、ちょっと少し幅は広いんですが、こういう形をとらせていただきまして、本来また戻ればですけど、地元の方へそういう内容の説明をしなかったことは反省としては感じるところでございます。

○佐藤委員

それと、もう一つは、歩道が8.5メートル設置をされて、弘法通りとすりつけられたわけですね。

しかし、あそこところに弘栄公園との一体性ということで歩道の一体性を強調されるのである

とするならば、あそこに横断歩道があつてしかるべきだけど、横断歩道がないわけでね、その点はどうしていかれるのでしょうか。

○土木課長

ここにつきましては、そういった連続性をもたせるために横断歩道を現在、要望中でございます。

○佐藤委員

横断歩道つけるには公安委員会の許可ということですかね。要望をされて、これは見通しはどうですか。

○土木課長

まだその辺の回答はちょっといただいてないんですけど、市民共同を通じて要望させていただいております。

○佐藤委員

ぜひここについてはね、横断歩道を設置をするということで対応していただきたいと。

それと、もう一つは、あれだけ広いわけでね、植栽という点では今後どんなふう考えているのでしょうか。

○土木課長

主には低木帯でいきたいと思いますが、ベンチとかあずまやとかそういったものと配置などを含めまして、高木が検討できるのであれば高木の方も若干ではありますけど検討していきたい。主体としては低木でいきたいと思います。

○佐藤委員

それは、この事業は来年度もあるということですので、その見通しもあずまや、植栽含めてどんなものか、その辺はどうでしょう。

○土木課長

あずまやにつきましては、ちょっと来年できるかどうかというのはわからないんですけど、ベンチと植栽につきましては、来年度工事の中で進めていきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひその辺は、やっぱり何でもそうですけども、今は地域住民に納得してもらえるという点が大変大切かなというふうに思いますので、周知をしながら御意見をいただきながら進めていただきたい

というふうに思います。

それと、先ほど道路改良の購入用地という形で、特に国1のところは予定したよりも半減という形で購入できたと、そんなこともあるわけですけども、牛田20号線は高根から安城に至るこの拡幅の見通しは来年度も事業継続していくわけですが、拡幅となると移転してもらわないかん方もおるわけです。その辺の見通しをお知らせください。

○土木課長

牛田長20号線、高根地区の道路改良工事でございます。物件移転、用地買収対象者といたしましては6名ございます。平成18年から実施しておりまして、現在5件御協力いただきまして、移転が完了しております。残る1件まだございます。その1件の方を平成22年度で御協力いただきたいというふうで、今回、予算計上させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、お一人の方が残って、これは時間的な関係でこういうふうになってるというだけでね、そう問題なく同意してもらえると、こういう中身であるかどうか。

それと同時に、そのことが進まないとかほかの拡幅の事業が進められないと。工事との関係で、その辺の見通しだけお願いします。

○土木課長

残る1件の方が用地的にちょっと細長くなっちゃうということ、道路用地を削ると自己所有地が狭くなるということで、最後に残ったということなんですけど、事業には協力するという事は言っていたらいるんですけど、土地が狭くなることについて交渉的に難航している状況です。何とかその辺が周囲の方の協力も得られて、合意が得られれば来年度何とかいけるのかなという、そういった感触でございます。

○佐藤委員

この自己所有地が道路敷きで取られちゃうと狭くなっちゃうということで難航してると。どういふ解決方法がいいか私はわかりませんが、

いずれにしても、この方の同意がなければなかなか前に進まんということであれば、ぜひこれを全力を挙げて同意の得られる、また、相手方が望むというのがすべて飲めるか飲めんかということはあるにしても、そうしたところを抑えてやっていただきたいなというふうに思います。

それで次に、71ページですけれども、都市公園整備儀業、公園改修工事費、これも繰越明許だというふうに言われて、公園のトイレ、遊具のリニューアルと、こういうふうに言われてますけれども、これについて、もう一度御説明ください。

○都市計画課長

公園の方の請負費ということで御質問がありました。公園整備工事費です。これにつきましては、先ほども土木の方でも話がありました地域活性化という経済対策でございます。それによりましてきめ細やかな臨時交付金を利用するということが繰越明許でやらせていただく。

これは、もしこのお金がなければ平成22年度の当初予算に入るというものでしたけど、急遽こういう臨時交付金が出ましたので、これに切りかえるということでこちらの方に入れさせていただいております。これによりまして、トイレだとか遊具、園路、あずまの進入路など、もともと地元の区長と相談させていただき、地域の住民の方のアンケートに基づきまして、広場をちびっこ広場のゾーン、健康憩の広場ゾーン、自由広場ゾーンと3ゾーンに分けて整備をしていきます。だから、ことし平成21年度も整備しまして、来年繰り越し分で整備を終わるという予定でございます。平成22年度の繰り越し分については、遊具とトイレ、園路等の整備を予定しております。

次に、公園改修の方は、コネハサマの児童遊園、こちらでは1,500万円予定をしております。これは公園のトイレ整備計画によりまして、当初58年地区のトイレの建てかえでございます。乗り入れ等の改修もありますけど、実際の施工に当たっては地域の区長に相談をさせていただいて、どういうトイレにするかということは一回聞いていこうかなと思っております。

それから次に、昭和3号公園もこのお金でやろうということで、公園遊具リニューアル事業整備計画によりまして、築昭和42年当時のものもありまして、昭和51年にも遊具は改修したわけですけど、相当古いということがありますので、これを遊具の更新をしていくということでございます。

○佐藤委員

公園のトイレをリニューアルというようなこともコネハサマ言われました。

そこで私、一つですね、丸坪公園のトイレがリニューアルをされました。大変立派になったというふうに見ておりますけれども、ちょっと私、出入りのドアを見てみますと、金属でできた非常に頑丈なドアに見受けられます。何かあったときに、そこに閉じ込められてしまうような事態だとか、また、何かあったときにそこに逃げ込むという点で頑丈がいいのかなということはありますけれども、ちょっとどうなのかなというね。もうちょっと明り取りがあったりして、外から様子が少し伺えるようなものの方がいいじゃないかなというように、どれがいいかということとは言えませんが、何となく違和感を感じるようなドアになっておるなというような感じはしてるんですけども、外からも明り取り、人が気配が少しぐらい察知できるようなね、どのようなものかいいかは別にしても、そんなものも頑丈で、もうだれも入れんというような中身だけがいいのかなという、そんなことを思ったりするんですけども、もう少しそうした部分も考えていただいて、どういうドアが望ましいか検討いただいたらよろしいんじゃないかなという感触を持ってるんですけど、その辺どうでしょうか。

○都市計画課長

丸坪公園のドアにつきましては、12月か9月かちょっと忘れちゃったけど、佐藤委員から言われてまして、私もちょっと現場は見たんですけど、確かにドアは丈夫にできております。

ただ、開閉の方はそんなに重いなという印象は私は受けてなくて、あかりの方も蛍光灯ついてますので、無理に今からお金かけて変えるかという

ところまではいかないのかなという感想を持っております。

以上です。

○佐藤委員

これは私の感想ですので、それがいいかということとはともかくとして、ただ、密室でそういう状態がほんとにいいのかということを見ると、外から人の気配が伺えるようなドアであった方がいいのではないかなというような感じもしないでもないという、そういう御意見なので、ぜひその辺も含めて、一圏地域の御意見も聞いていただいて、これからもトイレ設置が進むわけですので、検討していただけたらというその範囲の話です。

それから、もう一つ、公園だということについてにお聞きさせてもらいますけれども、駅前広場のあそこも公園ですかね。けやきの網がこの前まであったかなというふうに思っていましたら、もうきのう、きょうかないというような状況でね、あれはまちづくり委員会がつけたということも聞いてますけれども、考え方が変わったのか、何で網が取れたかなという単純な話ですけども、その辺の中身お知らせください。

○都市計画課長

網の方は、また6月ぐらいにムクドリが飛来しますので、その対策ということで今までやってきたわけですけど、今回冬を迎えまして、網を取りまして、剪定をかけてもう一回新しい網にするのか既存の網を使えるのかわかりませんが、それをもう一回かぶせ直すということで今、検討しております。実際にやってるということです。

○佐藤委員

そうすると、一時的に網が取れたということで、6月になったらまた網をかけると、こういうことですか。

○都市計画課長

ムクドリ対策に関しては、今までどおり網が一番今のところ効果的なのかなということをおっしゃるので、またその時期になれば剪定とあわせて網のかぶせを行いたいと思っております。

○佐藤委員

確かにムクドリが来て、フンやそういうことがあるということで、何の対策がいいのかなということでフクロウの鳥の目の反射板だとかいろいろやった結果、網になったという経過があるんですけども、これについてももう少し皆さんの御意見をね、確かにそのとおりなんだけど、景観から見るとけやきが余りにも無残な感じがしてね、けやきは知立の木というふうに言われているんだけど、余りにも無残だなという感じがしてるんですよね。あれを網かけてオブジェと見るなら見れんこともないかなと思うんですけど、もうちょっと近隣の皆さんや市民の皆さんの声も聞くこともこの際大切じゃないかなと、そんな感触を持っていますので、つけるなという話ではなくて、一方でそういう対策もせないかんし、一方でそういう景観を見るとね、あまりにも無残だなということを思うと何がいいのかなという話になるわけですけども、また皆さんの御意見も伺って対応していただけたら。単純な話でありますけれども、お願いしたいと思うんです。どうでしょうか。

○都市計画課長

知立の駅前ですので、私も冬や何か見ると、網があつてみすばらしい感じは私も正直思っております。

しかし、ムクドリが来るころになりますと、相当またフン害があつて、また、あそこを通行される方の上に落ちてくるということもありますと、これどちらがいいのかなということになりますと、せっかく女性の方がきれいな格好をして、そこにフンを落とされても非常に困るものですから、今のところ、どちらかというと網の方がいいのかなということで思っております。いろんな対策がNHKだとかそういうところから出てきますけど、結果的には、ほかの市も聞いてますけど、余り効果が出てないというところが実情ですので、また何かいい方法があつたら御教授願いたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひそんなふうでお願いしたいと思います。

それで、72ページ、73ページをお願いしたいわ

けですけれども、都市開発費について少しわからないのでお聞かせを願いたいなというふうに思うんです。

この補正額の財源内訳という形であります。国・県支出金という形で減額が1億3,800万余減額をされてるわけですけれども、この中身は当初では1億4,000万余という形であったと思うんですよね。そういうことも含めて考えてみますと、70ページにあるところの都市開発総務費の減269万と1億4,000万との関係でみるとこの金額になるのかなというふうに思いますけれども、その辺ちょっとどういう構成になってるか教えてください。

○都市開発課長

私どもが所管をしております連立関連の県支出負担金、これについて御説明をさせていただきます。

まず、市道池端1号に対する連立の負担金です。当初予算が3,706万円でしたところが、今回3,388万4,000円の減額ということで、補正後の予算額としましては317万6,000円となります。

次に、市道新富11号につきましては、当初1億774万9,000円でした。今回は、そのうちの1億267万7,000円を減額いたしまして、予算減額としまして507万2,000円、次に、知立駅周辺土地区画整理事業につきましては、当初3億4,046万円でしたところを500万円の減額ということで3億3,546万円でございます。合計いたしまして1億4,156万1,000円の減額、これが連立関連の減額でございます。

○佐藤委員

今は事業ごとに言われましたけれども、ここで減額がここだけを見ると1億3,800万余という形になってるわけですね、1億4,000当初予算の56万1,000円という形にはならないわけで、その差額分については私は都市計画総務費の中の国・県支出金のところで269万2,000円、これが減額されている。これを合わすと当初と一致すると、こういうふうに思ったわけですが、そういう理解でいいのかどうかということなんですけど。

○都市開発課長

失礼いたしました。回答が一つ漏れておりました。

この連立事業費負担金の中に事務費のうちの人件費が含まれています。その人件費分が、委員おっしゃいましたとおり都市計画総務費の269万2,000円の減額というところでございます。

○佐藤委員

そういう形で帳じりが合うわけですね。それから地方債についてもそうですけれども、減額が1億1,350万円と、こういうふうになっております。これについてみると、35ページを見ますと、連立、それから区画整理という形で6,600万余とこの4,750万余という形で1億1,350万円という形で帳じりが合うなというふうに思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○都市開発課長

そのとおりでございます。内訳といたしましては、連立の県に対する負担金が当初10億円のところから6億7,000万円ということで減額になっておまして、それに見合う起債を減額しております。

区画整理事業につきましても、通常費の補助金、まちづくり交付金、連立関連公共施設整備事業それぞれの減額が生じておりますので、この金額になるところでございます。

○佐藤委員

そこで、その他ということで財産収入というのがあるんですね。これが減額が8,956万6,000円ということになってます。それから、ここではその他財源として財産収入と繰入金というような形になっておるわけですが、この財産収入って平成22年度の予算を見ても財産収入というのはいくらあるわけですね。この財産収入というのは何かということなんです。当所予算、この補正をみて財産売払収入がありますけれども、これを売ってその他財源としてここへ充当することなのか何なのか、不動産売払収入の方では減額が3,743万6,000円という形になってまして、この減額との関係で、よく意味合いがですね、このところの財産売払収入をここに充当するとい

うことなのかどうか、その辺も含めてちょっと御説明を願いたいというふうに思います。

○都市開発課長

これは主に都市計画施設整備基金に関連するものでございます。

まず、財産収入の方ですが、ページ数でいきますと29ページ、土地貸付収入がございまして。総額99万5,000円ですけれども、このうち68万5,000円が基金の土地を貸し付けた収入でございまして。

次に、売払収入、31ページでございまして。一番上のところですが、3,743万6,000円のうち、減額分ですが、連立関連で9,509万円、これを減額しております。この内容につきましては、当初1億円を連立関係者の代替地として購入するつもりで予算計上しておりました。ですけれども、そのうちわずかなものしか代替地として購入する可能性がなくなりましたので、大部分を減額したものでございます。

次に、ちょっと前後いたしますけれども、また戻りまして29ページです。この一番下の欄、利子及び配当金の欄ですが、このうちの一番上にあります都市計画施設整備基金利子483万9,000円、これを増額いたしまして、合計をいたしますと先ほどの財産収入として72ページ、減額の8,956万6,000円となります。

以上でございまして。

○佐藤委員

ちょっと今のところ余りよくわからなかったんですけども、要するに、財産収入だから基金の持っている土地ですね、それを貸したとか、それから売ったとか、代替地を買うということを含めて、差し引きするとストレートに8,956万6,000円という数字が出てこないということで、もう一度ですね、ちょっと私が十分に聞いてなかったものから、予定してた額、何がプラスで何がマイナスになったのか、もう一度だけちょっとここをお願いしたいというふうに思うんです。

○都市開発課長

まず、貸付収入金です。これは当初頭出しということだけで1,000円しか予算計上して

おりませんでした。これが先ほどのようにプラス68万5,000円ということでございます。

次に、利子でございます。当初は600万円を計上しておりましたけれども、これは補正をしておりますので、合計金額の収入といたしましては、1,083万9,000円でございます。補正後の金額から差し引きますと、今回483万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、売払収入です。当初は1億円が先ほど申しました代替地購入費です。1,000円をプラスしておりますけれども、これは基金保有地を民間の方に売り払う場合の収入を見込んでおまして、合計1億1,000円という計上でしたけれども、このうち代替地の売払収入として約1,000万ほどです。代替地の処分としては、1億円見込んでいたものがゼロ円ということで、合計いたしますと9,509万円の減額ということになります。

○佐藤委員

そうすると、貸付収入、利子収入、そして土地売払いで、予定していたプラスとマイナス9,500万プラスマイナスにすると、この8,900万余になるということですね。

もう一つ聞きたいのは、ここで代替地のことが今言われましたけれども、代替地というのはどういうことかちょっと。もちろん移転される買取する、借りる、その人たちに代替地を手配するということだというふうに思うんですけども、このところをもうちょっと説明。

○都市開発課長

移転交渉するに当たりまして、その対象者の方、権利者の方が、ある場所が気に入ったので、その土地を購入したいといった場合に、まず市の方がそれを先行的に買取をさせていただきます。そのお金は都市計画施設整備基金から繰り入れたお金、今回は1億円ですけども、そのお金を充てて購入をしていきます。その購入した代替地を権利者の方に売ります。その同じお金が返ってくる。結局、基金では差し引きゼロということですけども、権利者の方には御希望の土地が手に入るという、そういうシステムでございまして。

○佐藤委員

そうすると、ここの90ページにね、例えば今のこの財産売払収入についてはそういう形でプラスマイナスでこの金額になったということですけども、ここで繰入金もこれは基金ということですけども、当初1億2,000万計上し、その内訳として連立が5,000万、区画が7,000万と、こういう内訳だというふうに承知しておりますけれども、こういう形でその他財源にしているわけですけども、ここの繰入金を使って90ページの土地取得というところが代替地ということでしょうか。

○都市開発課長

この土地につきましては、実はまだ契約をしております。間もなく財産評価審査会にかけて契約をしていく予定の土地でございます。

連立の仮側道用地にかかる方でして、この土地を売り払って事業に充てたいというような方でございます。

ただ、現在の土地が旗ざおの土地でございます。非常に価値が低いということから、隣接する市有地、基金の土地を買って、この土地の価値を高めて売りたいということで、市の土地を売ってほしいという申し出がございました。そのために御希望する土地を売り払うその金額が328万2,000円ということ。1億円からこの金額を差し引きました残額が9,723万4,000円ということになります。

○佐藤委員

そうすると、この基金を使って、ある方が仮側道だけでも形状なりがいびつなために、一たん基金にある土地をその方がお買いになって、その方の持っている土地をこちらが買うというようなこういう操作をやられるということでしょうか。ちょっとよくわかりませんので、その辺どうでしょう。

○都市開発課長

ちょっと説明が半分しかしておりませんでした。申しわけございません。

一つは、その基金の土地を売ります。旗ざおであった土地が、個の本人の方は不要になりますの

で、その土地を買うお金、これが私、間違えて申し上げました328万2,000円ということでございます。

ですから今回は、基金の持っている土地を売り、個人から要らない土地を買う、そういう操作をいたします。

○佐藤委員

そうすると、この基金の土地を売るということですけども、ただ、ここの土地取得費だけを見れば、土地を購入するという部分はわかるわけだけど、この旗ざおになってる土地を買うということでしょう。基金の土地はここでは関係ないわけですよ。そうすると、基金の土地というのは、さっき言った財産の売払いかかそういうことと関係になってくるんですか。その辺がよくわからないんです。

○都市開発課長

売るところにつきましては、31ページの一番上のところ。土地売払収入、ここで計上をさせていただきます。当初1億1,000円の計上でしたが、その差し引き分、約400万ほどですか、これが売払収入として入ってくるということでございます。

○佐藤委員

そうすると、この不動産の売払収入というのはそういう操作の中でね、ここの場合は仮側道なわけけども、形状がよくない土地、それを買うということで90ページがついて、なおかつ、基金の土地を相殺する、相殺というか、基金の持っている土地はこちらの不動産売払収入の分で売ることになるわけですよ。

この手法をみたときに、例えばきょういただきました資料を見ますと、十分じゃないですけども、H21実施累計という、これは累計なので何とも言えませんけれども、一番下のところでH21充当額4,300万という形になっておるわけですよ。基金でもってこの事業に充てたということとの関係では、どんな感じになるのでしょうか。

○杉原委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時14分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

説明が非常にわかりづらくて申しわけございません。

まず最初に、基金で土地を買うときのやり方ということをも説明をさせていただきます。

基金から1億円を一般会計に繰り入れます。それで相手が希望する代替地を購入します。その購入した土地を相手に売ることによって現金が返ってまいります、一般会計に。それを我々はさらに基金に積み戻すということで、基金としてはお金が行って入ってくるということで、何ら基金の損得はございません。

次に、きょう提出させていただきました表の説明でございます。

平成21年度充当額、一番下のところで1,300万円と4,300万円、合計5,600万円というものがございます。この1,300万円につきましては、先ほど申しました利子貸付収入売払金、それを合計して、差し引きしたところもありますけれども、その最終的な金額が1,300万円、4,300万円と申しますのは、また複雑なお話になるんですけども、昨年基金を取り崩して事業費の裏負担分に充てなきゃいけないところを一般財源で充当させていただきました。これは当時の議会でも指摘をされ、今後は基金の土地を総務課に所管がえすることでそのお金を一般財源に投入するということがまとまっております。

今回この4,300万円につきましては、平成20年度一般会計で立てかえていただいた分を今年度に入りまして基金の土地を総務課に所管がえした土地ということでございます。

以上です。

○佐藤委員

なかなか数字とやりくりが複雑だなというふうに思っていて聞いておりました。

ここについては、もう一度お願いしたいですけども、財産売払収入がこういう形で連立に関係して9千何ぼと、ちょっと正確な数字だけ教えてください。

○都市開発課長

31ページの一番上のところ、土地売払収入、合計欄ではマイナス3,743万6,000円とありますが、ここには各部署のものがすべて入っております。このうち、都市計画施設整備基金に関連いたしますのは、マイナス9,509万円でございます。

補正前は基金といたしましては1億1,000円でございます。

○佐藤委員

これで連立のところで1億1,000円を土地を売るという形で、しかしながら、売れなくて9,509万円ですか、そういう形での減額になったと。そして、利子と駐車場で貸してるやつをそれぞれプラスマイナスすると、ここでいうところの財産収入は8,956万6,000円と、こういう形になる。このことはわかりました。

それで、もう一つは、そういう形になりますと、この連立の基金でもって当初1億1,000万ということですので、これは連立の土地分を売り払って財源に充てるという中身になるわけですよ。連立の土地も売って、この財産収入として財源にするという中身でよろしいわけですよ。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

それで、そうすると、直接ここでは72ページではこうした形で財産収入という形で売った分をストレートに充当するというような形にみえますけれども、実際的には売った土地が基金でもってる評価額と実際に売ったやつの評価が違うという場合には、ストレートに売ったやつを財源に充当することはできないから、売った分については一遍基金に戻して、そこの調整があつて、残高調整を含めてやる。改めて基金から現金として充当する、こういうやり方でやられてるんですか。

○都市開発課長

基金の土地を取得したときと売るときの単価差ということによろしいでしょうか。

確かに買ったときは非常に高景気のときで、バブル絶頂期のときで、非常に高い土地の単価で買っております。ですけれども現在その単価では売ることができないと申しますか、権利者に対して合意ができませんので、今の評価をしております。ですから取得価格と現在の売却価格ではマイナスの方で差が生じる場合がございます。

○佐藤委員

そうすると、そこで買ったときと、また売るときの評価、実際は違うということになりますと、例えば基金残高との関係で、その調整というのほどのようにやられていくのかなというようなことを感ずるわけですよ。

例えばここに出てる平成20年度末保有高が8億4,300万円と、こういう形で計算されてますけれども、あわせて基金が幾つあったかということになりますけれども、実際のこの評価額、今日的な売るとした場合の評価額というのではなくて、当初のままきてるのか、そこのところは実勢価格に合わせたものになっているのか、それによって現金で保有している、また、基金で保有している基金の残高がおのずと違ってくるかなというふうに思います。もしもそれが大変目減りをしてるといふことになると、現金ならいざ知らず、基金を充当して事業を進めていこうというときには一つの障害になるのじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺どうでしょう。

○都市開発課長

この表にあります8億4,300万円、これは当時取得した金額でございます。現在の価格につきましては、見直してはおりません。その一部を売るときに評価をし直しまして単価を設定し、売却をしております。ですから、将来減額要因はあると思っております。

○佐藤委員

そうすると、この基金の充当もどのぐらいになるかちょっとわかりませんが、この数字で見るときには、なかなかこれは額面どおりは受け

とめることができないなという形でね、今後この8億4,300万円という形になって、平成23年以降残額ということで8億円という形でそれぞれ鉄道等区画整理に充当してますけれども、実際問題は地価が上がればともかくとして、そうじゃなければさらなる目減りで財源にどのぐらい、8億の範囲の中でどれだけ下がるかということがありますけれども、その範囲の中で穴があくということの理解でよろしいでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。

ただ一つ、現金につきましては会計課の方で運用いただいております。最近結構利率もよくなつてまいりまして、1,000万円ほどの収入がございます。その辺で何とか相殺ができればと感じておりますけれども、ちょっと結果については、何とも申し上げられません。

○佐藤委員

そういう懸念があるということだけははっきりしたかなというふうに思います。

それで、先ほど平成21年充当額4,300万円と、これについては先ほどの説明では連立が持っている基金の土地、これを総務部の所管がえにして、それに見合う一般財源を充当したというような説明でしたけども、これによって直接の事業に充当したわけじゃないわけですよ。ちょっと時間差があるかもしれんけど、そうすると、お金を一般財源でこの4,300万円だけ入れてもらったもので、その分だけ所管がえしたと。それは当時買ったときの額面どおりの金額だと、こういうふうな理解でよろしいですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりで、所管がえの際は、取得価格で引き取っていただいております。

○佐藤委員

そうすると、この土地については、なかなか今まではね、例えば連立だとか区画整理が終了しないと処分できない土地だということを言われてきたわけですが、そのことを一点確認させていただいて、そういう土地は8億円の中にどれぐら

い含められているのか、事業の関係で大変重要な問題かなど。

○都市開発課長

今回、所管がえをさせていただきました土地は、売れない土地でございます。ほかには処分不可能な土地ということで4,400平方メートルほどございます。その金額としましては、約5億円でございます。

○佐藤委員

前これについても議論したわけですね、それは区画整理が終われば処分できると、こういうことでしょうか。

○都市開発課長

区画整理の土地もそうですし、区画整理は事業完了間際までには売ることができます。連立については仮線が撤去されるまでは売ることができないというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、その金額の内訳、前回は議論した覚えがありますが、そうすると、この連立区画整理にお金を充当せいかんとなると、先ほど言ったような手法の中で、今後も8億のうち5億ですのでね、これはそういう形での充当が予定されるというそういうことでよろしいでしょうか。

○都市開発課長

基金が苦しくなってくる場合には、再度所管がえをお願いしていくことになると思います。

○佐藤委員

これについては、結果としてそういう形で、その後、所管がえした土地が総務部の方でどういう処分をされてやっていくかということの問題が残るわけですし、基本的に基金と市債でやっていくという方針が、ある意味でここに変化球が入ったというふうに私は、そんな側面があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなのかなど。

そうすると、ここでいうところの財政計画の中では、その充当分について、例えば4,300万円についてはどこで所管がえという言葉がわからないんですよ。所管がえという手続、総務部が基金

から土地を買うわけではないわけなので、その所管がえという手法はどんな手続でもってやられるのか、その辺どうですか。

○都市開発課長

基金が持っております土地は、既に知立市名義でございます。ですから、金銭のやりとり、結局やりとりをしても知立市名義ということは変わりございませんので、そういうことはやらずに、管理する部署を書類的に変えるということでございます。

○佐藤委員

なかなか苦肉の策であるけれども、市の示した基本的な方向からみると、これを例えば5億をそんな形でやるということになると、どこで財政計画の中でそのお金が出てくるのかなど。

ただ、所管がえしたにしたらって基金の方に一般財源として充当せいかんわけだから、結果的に一般会計の一般財源が基金の方、連立の方に入っていくというこういう構図になるわけで、その辺は今後5億円というお金をみたときに、財政計画の中でどこで示されたかなという感じもしないでもない、この前示されたやつですね。

そうすると、この数字の上ではこういう形になっているんだけど、ほかの事業やそういうこととの関係で問題がね、薄く長くやれば別だけでも、どこかでぼこんと出てきた分には大変だなと、そんな感じを受けました。

以上です。

○杉原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第18号について挙手により採決します。議案第18号は原案のとおり可決することに賛成

する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 平成21年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について挙手により採決します。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 平成21年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 平成21年度知立市水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号について挙手により採決します。

議案第25号は原案のとおり可決することに賛成

する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手全員です。したがって、議案第25号 平成21年度知立市水道事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 平成22年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

二、三点聞かせてください。

予算概要の54ページ、本会議でも質問が出ましたが、2人で巡回するって、臨時職員を採用してということによろしかったでしょうか。

○土木課長

ここに書いてございませんが、緊急雇用創出事業ということで、臨時職員2名による道路河川のパトロールでございます。

○高木委員

勤務体系はフルですか、それとも1日何時間とかその辺の時間制限はどのようにされるのか。

○土木課長

1日6時間、週4日でございます。

○高木委員

2人で常時パトロールをするということなんですが、巡回コースというのは決めてあるんでしょうか。その辺はどのようになっていますか。

○土木課長

巡回コースですけど、基本的には従前職員でパトロールやっていたのが、市内を4分割しております。その中で、A地区、B地区、C地区、D地区ということで4地区に分けて、1日1地区ということで順番に回っております。時間が許されれば次のコースへいきますけど、基本的には1日1地区ということで、1週間で一巡できるというそういうコースにしております。

○高木委員

4分割で大体1日で1分割が回れるよということが、そうすると全市が必ず1週間に1回は回れ

るというふうに考えてよろしいでしょうか。

○土木課長

はい、そのとおりでございます。

○高木委員

事業概要の中に点検、清掃いろいろやられるようですが、この辺で大型ごみなんかは収集されるでしょうか、その辺は。

○土木課長

通常その空き缶だとか通常のごみですね、そういったものはパトロール中に片づけますけど、不法投棄の物件につきましては、対応が環境課になりますので、私の方ではそういったのをチェックいたしまして、その環境課の方へ連絡するというそういうふうにしております。

○高木委員

どうせ回るんですからね、環境課だ何だかんだと言わずに、見たら拾ってくる方が効率が市全体から見るといいと思いますよ。その辺もしっかり検討していただいて、環境課と。ここに落ちとったよと。わざわざ環境課が行かなくても、パトロール車が回って積めるなら積んできちゃった方がいいように思いますので、その辺をひとつ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○土木課長

明らかにごみという形であればそういうふうに対応させていただきますけど、基本的には所有権のあるものですので、やたらに片づける、持ち去るということとはできないということを聞いておりますので、環境課の方に連絡して対応していただいております。

○高木委員

その辺、綿密にやっていただきたいと思います。

次に、毎年話題になるんですが、区長申請の土木工事、これ、平成22年度何件採用されて、採用率何%か、また、平成21年度と比べてどうなったのか、この辺まずお聞かせください。

○土木課長

平成22年度です。要望件数139件、今回認定させていただいたのが97件でございます。採択率といたしましては69.8%になります。

平成21年度でございます。平成21年度は153件の申請に対して認定数が107件、認定率が69.9、率からすれば、ほぼ横ばいという形になります。

○高木委員

金額的にはどのようになってますか。これは比較は何かありますか、平成21年度と平成22年度の。

○土木課長

金額的には、これは一応要望をみさせた中で財政の方へは去年並みということで道路関係では1億円の枠予算を確保しております。

○高木委員

大体1億円がめどですか。ちょっとその辺をもうちょっと確認したい。

○土木課長

ですから準市道整備、舗装修繕、側溝修繕等合わせまして1億円でございます。

○高木委員

区長申請というのは町内会の要望を100%出してる、いつも言うことなんですが、出しとるわけじゃなくて、区長が仕分けをやりまして最小限度で抑えておりますので、実際全部出したらもっとも点数がふえると思います。その点を考慮して、できるだけ100%を目標に頑張っていただきたいと思うんですが、財政いろいろ1億円で抑えておるとこの辺も問題かと思えます。その辺、100%に向けての副市長どうですかね、意見は。

○清水副市長

私どももいろんな地域の懇談会等にお邪魔いたしましても、いろんな御要望をいただいているわけでございます。そういったことをお聞きする中では、できるだけ地域の御要望におこたえしたいということでございます。

ただ、全体でおおむね1億円というようなことで、ほかのいろんな事業との関連もございまして、この枠内で何とか御理解をいただくということで努力をさせていただいているわけです。

また、要望のあったもので、今回当初予算でなかなか難しいというようなものも、その都度また地域からいろいろ御要望をいただくものがありま

す。そういったものをまた別の緊急工事というような形で対応させていただく、そんなような部分もごございますので、その辺で御理解をいただきたいなと思います。

いずれにいたしましても、地域の皆さんの切実な御要望ばかりでございますので、できるだけそれを実施していくということでは今後も努力を続けていきたいと思っております。

○高木委員

ひとつよろしく願います。

次に、予算書の195ページ、橋梁工事負担金3,500万円というのがございます。これは、たしか芋掘橋の歩道橋の幅を2メートルか3メートルに広げるという事業だと思いますが、ちょっと確認だけさせていただきます。

○土木課長

これにつきましては、猿渡川の河川改修工事に伴いまして芋掘橋のかけかえが必要になったということで、かけかえの負担金ということで3,500万円をあげさせていただいております。

幅員は2メートルから3メートルということでございます。

○高木委員

これは建てかえということになりますと、一時橋というのはストップすることになるんでしょうか、その辺をちょっと。

○土木課長

そのとおりでございます。約1年ぐらいかかけかえの期間が必要となりますので、1年間は上流南陽橋、下流新牛田橋を御利用させていただいて、完成後は新芋掘橋を利用させていただくということになります。

○高木委員

1年間、牛田駅へ行くのに非常に近道なもんだから、アオキの方に回るにしても、どっち回りにしても、相当大回りになりますので、仮橋とか何かが必要じゃないかなと。水の少ないときはほんとにいいんだけど、多くなると仮橋はどうかという気もするんですが、その辺は検討はされる余地はあるのかなのか。

○土木課長

仮橋を設けますと、この仮橋そのものもかなりの費用を要しますので、今この芋掘橋を新設するに当たっては上流の南陽橋、下流の新牛田橋を利用させていただくということで、仮橋を今設置するという検討はしておりません。

○高木委員

これいつごろから、今さっきもちょっと言われたと思ったけど、いつから1年間でしたかね。ちょっと私、聞き漏らしちゃったもので、いつごろから1年間ぐらいストップするのか。

○土木課長

一応工事の予定といたしましては、平成22年度の渇水期ですね、11月から平成23年の3月まで旧橋の撤去と新橋の橋台を設置する予定です。年明けまして平成23年の7月から平成23年の11月、12月に上部の橋をかけていきたいということで、通算して約ですけど、1カ年ほどということになります。

○高木委員

1カ年かかるということですので、地元の方へしっかりと説明していただいて、また子供も遊ぶ場所ですので、事故のないように進めていただきたいなと思います。

次に、予算概要の67ページ、公園パトロール、これも2人1組でやられるんですが、このパトロールというのは愛護会のある公園もすべての公園を回られるのか、それともその辺はどうですかね。

○都市計画課長

この公園パトロール事業は、昨年というんですかね、平成21年の6月にも補正させてもらいましたけど、これも緊急雇用対策の一環でやっております、2人1組で離職された方を雇用させていただいて、それでもって回ってるということで、公園が今116カ所ありますけど、都市計画の方で管理しているものが、近隣公園、街区公園、その他公園、緑地、すべての管理の数が116カ所ということで、これを随時回っております。

ちなみに、2月末まで巡回数が3,200公園あり

ます。

近隣公園でいくと、月当たり6から7回当たり回っています。街区公園でいくと月当たり2回から3回回っているという勘定になります。

以上です。

○高木委員

雑草や剪定までもやられるんですか、今回は。どこかに委託して公園なんかやってますね。これ見るとホームレスの確認だとか、そういったこともやられるようですが、これは臨時採用の方、それとも職員の方がやられるんですか。こういう雇用だから多分臨時だと思いますが、その辺ちょっと。

○都市計画課長

やられる方というのは離職者ということでございますので、ハローワークを通じて私の方が募集した方をまたそこで面接させていただいて、その中から選ばさせていただいて実施していくということでございます。

内容につきましては、今、委員が言われましたように、ここにごみ拾い、施設の点検、除草等々書いてありますけど、簡易な植栽の剪定もやっていただいております。それからトイレなんかの汚くなったところも掃除をしていただく。周辺の側溝等も手が回らないときには掃除をしていただくというようなことをやっております。

○三浦委員

市営住宅の建設の事業、市営高場住宅、仮称高場住宅ですが、これ平成22年度造成に入るということであります。これ後期の計画ですね、再度確認したいと思います。

○建築課長

平成22年度の市営住宅の建設のスケジュールということで、まず、市営住宅の造成工事につきましては、5月から12月上旬まで、ちょっと説明させていただきますますが、既に平成21年度におきまして開発許可がおりております。その前提で市営住宅造成工事5月から12月上旬。

それから、市営住宅の建設工事にあつては10月から平成24年の3月まで、これはこの概要の中に

も継続事業ということで平成22年、平成23年ということとなっております。

それから、市営住宅の建設の附帯工事につきましては、平成23年の10月から平成24年の3月ということで、大ざっぱではありますが計画をしております。

以上でございます。

○三浦委員

平成23年度までということで、年でいきますと平成24年の3月中にできるということですね、そういう形の。はい、わかりました。

これつくるに当たりまして、地元の説明会があったかと思うんですけど、これの説明会で何か地元からの話はあったんでしょうか。

○建築課長

昨年2回ほど山屋敷町の地元説明会並びに山町の住民説明会を行わせていただきました。

その中で、非常に住民からの意見があったのは、工事の関係でございます。あそこがちょうど通学路になっておりまして、そこら辺どうなるんだということもございますので、一度造成工事の契約ができた段階におきまして、業者に詳細な説明をしていきたいというふうに考えております。

やはりどちらから、旧155号かあるいは国道から入るか、そこら辺の絡みもありますので、どのような形で安全面を図ればいいのかということで、直接事業者と協議に入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○三浦委員

大変取りつける道が狭いものですし、また、通学路ということで、この点は十分注意をしていただきたいと思っております。

それから、この住宅は高齢者向けの市営住宅ということであります。その高齢者向けの住宅になった経緯を。

○建築課長

そもそも市営住宅のストック計画の中で、今後少子化、高齢化がある中で、高齢者の住宅確保をしなければならないという問題点が発生しますの

で、それをもって平成21年度で委託設計をし、平成22年、平成23年で建築をするということで、そういった形で高齢者の住宅確保ということの前提条件で建設ということになりました経緯でございます。

○三浦委員

これは既存の八橋の市営住宅とかそこも高層ですが、違いは、違いといいますか、高齢者向けの何か新しい設備といいますか。

○建築課長

八橋の市営住宅は、ファミリー向けでございます。今回新設する市営住宅にあつては、面積が2DKですか、そういった形で高齢者で少しスペースが狭い住宅ということで考えております。

以上です。

○三浦委員

2DKでエレベーターがつくということで。

これは高齢者向けということでありまして、入居の資格だとか、家賃だとか、何か違うところはあつてでしょうか。

○建築課長

先ほどちょっと御説明が非常に不十分ですみませんでした。

やはり高齢者への配慮として、先ほど委員が言われたエレベーターだとか、あるいは宅内のバリアフリーだとか、手すりを設置するという人にやさしい計画をもって建設する計画でおります。

それで、高齢者に対しての家賃のその辺の考えはという話ですが、当然ながら、面積がファミリータイプと違いますので、ただ、まだ家賃の算定がしていませんけれども、一度実施設計ができた段階で家賃も計算して、大体どの辺ぐらいになるのかということを試算していきたいというふうに思っております。

入居資格にあつては、まだ現物ができてないものですから、今後2年間の中で、入居資格とか条件とかそういうものを取りまとめていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○三浦委員

資格だとかはこれからということで、例えば、これは新規入居だとか、それから移転といいますか、現状に住んでるところから変わるとか、そういうことも踏まえてるのでしょうか。

○建築課長

やはり高齢者は今現在、八橋だとか中山、本田の住宅にもみえますので、そういった中で、どれだけ入居者がみえるのか、そこら辺も数字的に把握し、住みかえも念頭に置いて考えていきたいというふうには考えております。

○三浦委員

最終的にいつごろから募集といいますか、募集のかける時期というのを最後に聞きたいと思いません。

○建築課長

市営住宅の建設が平成24年の3月に終わりますので、入居は4月1日というふうに考えておりますけれども、その募集は広報だとか一般的に進めないといけないというふうに考えております。

ですから、4月1日に入居するであれば、その何カ月前にそういった広報だとか、公募しなければなりませんので、まだ詳細には決まっておられませんけれども、その前には何とかしていきたいというふうに考えております。

○三浦委員

ありがとうございます。

次に、予算書の203ページ、公園愛護会の報償金、これへの内訳を。

○都市計画課長

公園愛護会の報償金ということでございますが、現在予算では63団体をあげております。

それと既存分が63団体、新規分の見込みを3団体ということで、それぞれの内訳が63団体の方が272万1,000円、新規の方が、おおよそですけど23万2,000円ということであげております。

○三浦委員

これは愛護会によって金額は違うのでしょうか。

○都市計画課長

当然、公園の面積によりまして清掃していただく面積だとか、それからトイレを掃除するだとか

そういうところによってそれぞれ報償金が変わっております。

○三浦委員

各公園、多分老人クラブの方とかそういう方が多いかと思いますが、これも実績調査というか、実際どのような形で行われているかというのを現場を見るとか、実際の調査というのは、その辺をやったことはあるんでしょうか。

○都市計画課長

毎年年間に上半期、下半期ということで実績報告書ということですね、それぞれの愛護会からどんなことをやられたかということを出していただくと。それを見て、常日ごろ公園の方も職員が回っておりますので、その辺の内容等見て、それがなければそれで支払っていくということで、下半期もまた同じようにお願いしてやってるということでございます。

○三浦委員

上下で実績の報告で見ているということであります。実際私も見てますけど、気合いの入れようといいますか、ほんとに真剣にやっていただいて、ほんとにきれいにしていただいている団体、また、それとはまたちょっと違う団体等もございますけど、そんなことで、やはり老人クラブとか団体がやってくれてるんですけど、真剣にやっていただいている、ほんとにきれいにしようという気持ちでやっていただいているところを、やはり見ていただくと、その奉仕がしっかりやっているということで喜ばれることもあると思いますし、また、ちょっと手を抜いている団体がありましたら、その辺もすると思うんですけど、そういう形で、実際に見るという機会をつくらないですかね。

○都市計画課長

事前にこの日に見ますということはなかなかできないものですから、公園パトロールをしながら公園パトロール部隊とは別に、職員も公園のパトロールもしますので、そういうところで見させていただくという、今はそういうところになっております。

だから、今後もっと見る機会をとということにし

たいと思うんですけど、なかなかそこまで実情的には回らないというのが現実です。

○三浦委員

実際真剣にやってみえる団体がありますので、ぜひその実態を見ていただきたいというのと、その報酬がそれに見合ってるかどうか。月に何回と行ってやってるかと思うんですけど、そういったものの何人かが出てやっぱり作業ということですので、その報酬が作業に見合う報酬ということですね、一緒にまたそれを見ていただきたい。そういうこともありますので、報酬の件もできれば年々上げていっていただくとか、ちょっと報酬の面も考えていただければ。私の見た目には、余り高い報酬は出てないと思いますので、ぜひその辺も考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○都市計画課長

報酬ということですけど、もともとボランティアでやっていただきたいということから始まりまして、それでも掃除やっていたところにはジュース代とかそういうお金ぐらいはというところから始まっておりますので、なかなかこれを増額はしたいのはやまやまなんですけど、すぐに上げていくということにはならないのかなと。地域で愛される公園をかわいがっていただくという気持ちは何とか育てたいということはあるんですけど、金額の方については、まだそこまでは考えにくいかなと。各団体によって、今、委員言われましたように、しっかりやっていただけるところと比べるとちょっと落ちるということもありますので、そういったところでございます。

○三浦委員

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

最後に、55ページの道路愛護会支援事業、この件について説明をお願いします。

○土木課長

道路愛護会につきましては、平成21年度からの新規事業ということで、平成22年度が2年目ということになります。現在2地区で愛護会が発足しております。平成22年度はもう1地区ということ

で、そういった声もあるものですから、現在は平成22年度は3地区を一応予定しております。

内容といたしましては、趣旨的には公園愛護会とよく似ておるんですけど、道路の美化、環境の保全ということで、皆様のボランティアでやっていただくという内容でございます。植栽を有する歩道ですね、そういったところの100メートル以上、5人以上の団体ということで、報償金につきましては1地区2万円ということで、あと、植栽の必須作業と選択作業ということがございますので、必須作業としましては、道路の清掃、側溝の清掃、除草、施設の路面だとか側溝だとかそういったものの点検をしていただく。清掃につきましては月1回、除草につきましては年2回以上ということで、点検につきましては随時ということですよ。あと、選択作業ということで樹木の剪定、そういったものも入れさせていただいております。

剪定が入りますと剪定費に若干上乘せたいまして、上限を5万円といたしております。

以上です。

○三浦委員

私、知らなかったものですから、今年度からということですね。今回が2年目ということですね。2地区ができていて、今年度に1地区つくりたいという。この1地区というのは予定的にはあがってるんでしょうか。

○土木課長

今現在、来迎寺町の松並木部分で1地区、それから新地線、公園通り線と図書館の周辺ですけど、その辺で1地区現在やっていただいて、その周辺でまたたくさん歩道等ありますので、その新地地区で、ことし、もう一地区ということでございます。

○三浦委員

わかりました。

なかなかこの道路も公園の愛護会と一緒に見つからないかと思います。しかし、こういったボランティアでまたやっていただくということで、ぜひ地域の協力をお願いしていただきたいと思います。

以上です。

○馬場委員

それでは、当初予算を少しお聞かせいただきたいと思います。

予算書の193ページ、そして今お話がありました予算概要書の55ページの道路愛護会支援事業について、今2地区でやられるというお話がございました。

依頼する団体は、ボランティア団体ですから名称がきちっとあるかなというふうに思いますが、道路愛護会という名称なのかどうなのか、その辺の名称、そして、その支援の具体的な内容につきましては今、説明がありましたけれども、もう少し具体的にどのような形でやられるのか、そして、道路ということですから、どの辺の道路を想定してみえるのか。松並木というお話がございましたけれども、新地の方はどの辺になるのか、具体的な内容をお示しいただきたいと思います。

○土木課長

まず、報償金の方ですけど、これにつきましては、先ほど1地区2万円と申し上げました。あと、樹木剪定、これにつきまして、地区割と面積割とありまして、ごみ拾いとか普通の必須事業につきましては地区割と面積割ということで出させていただきます。

あと、選択事業で剪定をやっていただけるというそういったところにつきましては、この剪定の面積に60円ですけど、そういった金額を掛けさせていただいて、上限を5万円までということでやっていただいております。

愛護会の名前としましては、道路愛護会ということで登録していただいております。それぞれその前に何とか会、何とか道路愛護会ということになります。すべて何とか道路愛護会という形をお願いしております。

あと、今この規定しておりますのが植樹帯、植樹のある歩道のあるそういった道路、植樹のある道路ということで規定しておりますので、松並木の来迎寺の一里塚から西に100メートル、南側に松並木があって、歩道があって、そこに植栽帯も

あるというそういったところでございます。

あと、新地につきましても、公園通り線、新地線、公園通り線につきましては図書館から東にきまして、都市計画道路の新地線があります。そこまででございます。そこと新地線が南陽通りから小針線まで、そういったところをやっていたいております。

○馬場委員

わかりました。

これは昨年からもう既にできているということと支援をしていただいておりますということは聞いております。

昨年の6月に私、議会の一般質問で緑化の推進として河川堤防や通学路、あるいは道路周辺の地域住民によるボランティア活動を支援するために安城市のアダプトプログラムの制度の導入を照会をして提案をさせていただきました。そのときに、市長の答弁は、アダプトプログラムというのは、市民が道路や河川などの公共施設の里親となって我が子のように愛情と責任を持って定期的に清掃や美化活動を行う制度ということで、この安城市の例を見てみると、草刈りに限らず花を植えたり、あと、自分の庭のように地域を育てていただくということでもあります。私もこの知立を家庭のように、家族のように感じていただけるまちを目指しているわけでございます。アダプトプログラム、河川敷にかかわらず、歩道とかいろんなところに何かこういった事業が展開できたらいいなというふうに思っております。前向きに検討していきたいということで、直接これはアダプトプログラムでしたら里親制度ですから、その道路とか植樹とか木とか花壇とかそういうところを里親にしてやるという制度でありますけれども、しかし、この道路愛護会というのは、このアダプトプログラムの精神をきちっと取り入れたそういった形になっておるのではないかなというふうに思いますが、これを積極的にこれからも進めてまいりたいということで今年度は2カ所になったということでございますが、林市長、このことについて進めていく経緯というか、決意はいかがでしょうか。

○林市長

この道路愛護会の制度、ほんとに私、いい制度だなと。今最初は来迎寺の旧国道の沿線の方々を中心となってやっていただいて、それで平成22年度また新たに設置していただくわけでありまして。これは担当部長、課長にも申し上げたんですけども、区長会議で積極的にPRしてくださいということで、私も自分自身もPRを区長会議でもまたたびたび懇談会等でもPRさせていただく機会があるわけでありまして、こうしたこと、公園愛護会もそうでありまして、道路愛護会もそうであります。市民、地域の方皆さんが身近なところをみずからの庭と思ってかわいがっていただくことが一番いいなという思いがありますので、これからも積極的に展開をしていきたいと思っております。

○馬場委員

よろしくをお願いします。

それで、今後もこの支援事業を拡充していくということでございますが、このときに逢妻町のボランティア団体が道路、通学路あるいは河川敷でもやっておりますけれども、そうしたことで部長の答弁では、道路愛護会としてこの道路愛護会登録支援ができるかどうか協議していきたいという部長答弁をいただいておりますけれども、今お聞きしましたら、やっている来迎寺と新地町ということでございますが、この逢妻町の協議はどのような結果になったのでしょうか。

○土木課長

まず、現在まだ平成21年度、今年度から初めただけです。当面、先ほど言いましたように、植樹帯があつて歩道がある、そういったところで落ち葉が多いだとか、ごみが多いだとか、そういったところで立ち上げていただくということで、そういったことをお願いしているものですから、逢妻町につきましては、そういった趣旨はよくわかるんですけど、御意向はよくわかるんですけど、ほかとの兼ね合いもありますので、当面は植樹帯のある道路ということで限定させていただきたいということをお願いしております。

○馬場委員

ぜひですね、せっかく今もう花も植えたり、それから通学路をずっと整備をしてですね、私も夏には水やりも手伝いをさせていただいておるわけですけども、そうしたボランティアの積極的な精神について、協力についても林市長は、大変ありがたいことだと。もっともっとふやしていこうというこういう思いが今お聞きしとっても伝わってくるわけですね。ですから、たくさんそれはもうこれから進めていくわけですから出てくるかもわかりませんが、現在こうやって汗を流して一生懸命やっている団体に対しても積極的にお願いをしたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○土木課長

現在、逢妻町そういったことでやっていただいて、大変感謝しておるわけですけど、そのほかの地区でもいろいろそういったごみ拾いとかがそういったところをやっていただいております。また、道路ののり面の草刈りとかそういったことも皆さんでボランティアでやっていただいております。そういったことはすごく感謝してるわけですけど、道路愛護会、これも同じような趣旨なんですけど、今やはりそういった歩道の植樹帯があるところとか、枯葉が落ちてすごくきたないだとか、歩道が歩きにくいだとか、そういったところに今のところは限定させていただいておりますけど、今後につきましては、その辺も一回、他の市の関係も見たいんですけど、愛知県ではうちしかやってないものですから、その辺比較するところがないんですけど、今後研究させていただきたいと思います。

○杉原委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時31分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○馬場委員

ぜひ積極的にしっかりと精査をしながら、1年に1団体ではなくて、もう少し活動を広げてね、

せっかくのボランティア活動ですのでお願いをしたいなというふうに思います。

それで、町内の退職をされて、そして60歳定年になって、それから町内ですぐに何か活動しようとしても、なかなかこれ乗りにくいとかね、参加できないことがたくさんあるわけですね。

したがって、そういったボランティア、ほんとと一緒に花を植えましょとかね、清掃ましょとかそういうところからこの公園愛護会も道路愛護会もボランティア活動が推進されてくるんじゃないかなということを思っておりますので、どうかそうしたことも踏まえて、この団塊の世代、そしてまた、この退職者の元気な活力をまた生かしていただきながら推進をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、予算書の195ページに道路新設改良工事費、市道逢妻20号線の町内の要望としてですね、道路拡幅を計画していただいているけども、2件の方の物件移転ということもございますけども、実施計画では平成22年度、平成23年度実施ということで載せていただいておりますが、この進捗状況と今後の工事の見通しを教えてくださいたいと思います。

○土木課長

逢妻町20号線につきましては、豊田市境からミヤマ精工というんですかね、そこまでの道路改良と歩道設置という形になります。幅員は総幅員10メートルということでございます。

現在までの進捗状況でございます。実は、一番豊田市境の方につきましては、その方が豊田市と知立市に行政界をまたがって敷地を持っておられる、建物を建てておられる、そういったことから、豊田市との同調でないとその人との合意が得られないということで、今年度お願いしておったわけですけど、ちょっとまだ合意には至らずということで、そういうことでまだ契約に至っておりません。今年度につきましては、その西側の駐車場部分を買わせていただきました。

それと、来年度につきましては、その真ん中の

方を一応予定させていただいて、今予算にあげさせてさせていただいております。次に平成23年度にその方、もしくは合意がいただければ補正対応になるのかということなんですけど、これも国の補助金をいただきながらやっていくものですから、その辺の国の交付決定がないとできませんので、まずは本人の合意、それから国の補助金、そういったものが整理ができましたならば補正でも対応していきたいなとは思っておりますけど、とりあえず1年おくれちゃうのかなということ、基本的には再来年までかかって、その次に工事をするということで、これも道路づくりは豊田市と一緒にやっていかないといけないものですから、豊田市がつくるときには一緒につくってきたいというふうなふうに考えております。

○馬場委員

わかりました。

豊田市境の方の方は、ちょっと説明聞きましたら、豊田市の方はどんどん来るけども、知立市は一向になかなか来てくれんというようなお話がありますのでね、そうなんですかということでその方から聞いたわけでありまして、確かに半分が豊田市になってますので、したがって、ちょっと時間はかかるのかなというふうに思っております。

そうしたことで、ぜひこれも積極的に進めていただきたいということでございますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一件この件で、豊田市との中野胃腸科病院までの毛無川、毛無排水路ですね、このことにつきましては、昨年度逢妻川の樋管工事を終了していただきました。今後のこの工事の見通しですね、豊田市が財政も厳しいということで、ちょっと延長されているのかなというふうに思いますが、具体的にはどのようなこれからの計画になるでしょうか。

○土木課長

毛無川につきましては、中野胃腸科の前の排水路ですけど、その排水路を整備すると同時に道路も整備していかなくちゃいけない、そういったこ

とから、道路の用地買収がまだできてない。そういったことから、若干予算等の兼ね合いもありますけど、若干おくらしているのかなと。ちょっと詳しい話はまだ聞いてないんですけど、ちょっとおくらしているということは聞いております。

○馬場委員

ぜひこれも町内からの要望として出されておりますので、その都度、進捗状況を報告するというようになっておりますので、またぜひ時々教えていただきたいというふうに思いますので、豊田市の方にも積極的に働きかけをお願いしたいというふうに思います。

道路新設改良工事費の中で、上重原13号線があります。これは以前にも質問しましたが、杉原委員長も一生懸命になって質問しておりますが、踏切改良を含めた道路改良350メートル改良するわけでありまして、信号機設置の地元の要望ということもあわせて、この平成22年度の工事計画はどういうふうになるのか。そして、工事完了ですね、どんなスケジュールになるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○土木課長

今年度用地買収ということで、公民館の西側の方と2件ございますけど、この方が難航しておったんですけど、合意していただけたということで、今年度買収できました。

あと、その東側に市の土地と公民館の土地がございます。公民館の土地は神社の土地になってますので、神社庁との兼ね合いがございまして、すんなり買収に応じていただけるのかなというふうに思っておったわけなんですけど、ちょっと土地を簡単に減らすわけにはいかないというふうなふうに神社庁の方から申し出がありまして、これは上重原町の神社総代とよく相談の上、買収か代替地を出すのか、出すだったらどこを出すのか、その辺の検討をしているのと、それから神社庁そのものが半年に一回しか理事会が開いていただけないものですから、今年度はその買収ができなかったということで、来年度、平成22年度で何とか買収できたらいいなというふうに思っております。

す。

工事につきましては、踏切から買収させていただいた部分、その部分の工事を実施していきたい。長篠川の橋も拡幅していきたい、そういったふうに考えております。

今後の予定ということですが、これも名鉄との話がまだしっかり詰まってないわけなんですけど、踏切を改良する場合、一つの踏切を規制なり、廃止なりしなさいというそういった条件がついておりますので、この辺、町内とも一回協議して、どういう方向性にもっていくのか、その辺がまだ議論が尽くされてないというところがございます。名鉄の方にもその辺の町内との内容を名鉄にも要望させていただいて、合意ができれば踏切を改良していきたい、そういったふうに思っております。

踏切が改良できますと、今度、知立中央通線の方の改良ということになります。これにつきましては、幹線道路に右折帯が設置がないと信号機がつかみませんので、その用地が必要になってきます。西保育園から八剣社の本社の方ですね、あちらの方の用地買収が必要。こちらの方もまた神社庁の方との交渉で、そちらも事前に話したところ、そちらもやはり代替地が、そちらは代替地が完全ないとだめだというようなそういうことも聞いておりますので、その辺の段取りもしながら用地買収の方を進めていって、その後、中央通線の改良ができれば信号機設置というふうな流れで進めていきたいというふうに、そのように考えております。

○馬場委員

要望は信号機の設置という要望ですけど、しかし、これがなかなか大変なことでありまして、住民の方は、その近辺の人はよくわかっておるんですけど、住民のちょっと広がったところの地域の人たちというのは余りわからなくて、その辺はね、苦労が。信号機何でつかないのかなというぐらいのことしか頭がないので、私たちがよく説明をしているわけでありまして、ぜひですね、御苦労していただいていることはよく承知しておりますので、これも住民要望としてだんだん要望

が大きくなって、だんだんふえてきたということだけまた御承知いただきまして、推進していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、道路側溝の新設工事費、同じページでありますけども、区長申請による各町内の側溝工事、さっきは全体的な工事を高木委員がお話されたけども、側溝工事は修繕をあわせて31カ所が新年度施工予定となっております。既に御案内のとおり、逢妻町は昭和48年から昭和52年ごろに開発が進んで金山団地ができて上がったという経過があって、したがって、側溝ももう38年使ってきたということで、側溝の底に穴があいてる、あるいは横にひび割れがして、この側溝が壊れないように住民の方は木で突っ張りをして何とか対応しとるというようなところがあります。

毎年1カ所、多くて2カ所側溝をやっていたくわけでありまして、実は、ここに問題がありまして、建設部長も皆さんもよう御存じだと思いますが、開発が進んだときに池垣をですね、私たち建設をやっておったときも言っておりましたが、ごろた石というのをね、丸い、こういうごろた石を積んでいるために古い側溝を取り外すと池垣が壊れてくるというようなことで、その壊れた部分の補償は自己負担ということで、この側溝修繕が一向に進まないというこういう実は経過になっておるわけですね。

何とかしていただけないかということで、実は、以前、建設部長が課長のときも逢妻町に来ていただいて、そして、この相談に乗っていただきました。ほんとによく相談に乗っていただいたんですが、相談者は涙を流しながら訴えておりました。ほんとの建設部長は抱きかかえるようにして説明をしておりましたけども、いまだにこれは解決をしてないわけでありまして。

したがって、この町内の区長も歴代かわってきておりますけども、要望しようとしてもこういう問題があるということで進まないというね、こういう傾向があるわけでありまして、何とかこれは進めていただきたいというふうに思い

ますが、いかがでしょうか。

○土木課長

今、委員のおっしゃられるように、逢妻町の開発による道路ですね、側溝の上に石積みがあるというようなところもあります。その石積みが側溝より深ければいいんですけど、浅いということから、側溝を入れかえるということになると石積みが壊れてしまう。これ、かなりの地区がそういう地区になっておりまして、私の方としても、どういうふうに手をつけようかちょっと手をこまねいているような状況なんですけど、増改築なり外溝の改造なりやられるということがあれば、それにあわせてやることはできるんですけど、現時点で石積みを直しながら私どもが側溝を入れていくというのは非常にづらいところがあるものですから、何とかそういったことで、できるだけそういったところに合わせながら緊急度、優先度を見計らいながら、全地区ですので、かなりの延長ありますので、順番に進めていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○馬場委員

なかなか難しいですね。

ただね、そんなに高く積んであるところは少ないですね。大体80センチぐらいです。少ないところになると30センチか40センチぐらいのところもあるんですね。

見てみますと、例えば50メートルのその道路があるとしますと、わずか七、八メートルぐらいの例えば1件のごろた石を積んだところがあると。あとはないと、こういったところも結局はそのために、その側溝を取りかえることもできないというね、こういうことがあるものですから、そこら辺はちょっと精査をしていただいて、この辺ならということで、それは一つを許可するとみんなということになるかもわかりませんが、そこら辺は地元の区長ともいろいろお話して、そして、こうしただんだん壊れてくる。突っ張りがだんだん多くなってきて、縦ならいいけど横にひびが入って、もう押し倒される、こういうね。ごろた石が

押し倒しておるんじゃないかと、側溝がひびが入ってるもんだから自然に内側に倒れてくるというね、そこで突っ張りをするというね、こういうことになつともうものですから、また現状を見ていただいて、ぜひこうしたことを解決に向けて努力をしていただきたいなというふうに思いますので、また現場へ一度見ていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これについて何か。建設部長にはいつもお世話になっておったものですから、ちょっと何かありましたら、ぜひ。

○建設部長

非常に逢妻町の実態、私も当時見させていただいて、よく知っておるわけなんですけど、あの開発そのものが大分かなり前ということで、中の区画道路が4メートルの道に側溝ということで、非常にすれ違いができないような状況で、現実的に当時のその開発の市道というか、市の方は窓口が当時の考えではそうであったかもしれないですが、現状を考えますと、非常に道路が狭隘道路というような形で、そこの中にまた側溝があるということですので、これらを解決するには、今言ったような土留め擁壁との兼ね合いが出てくるということで、これらを一緒に解決するのに、やはり自分で自己でやられた方もございますし、なかなか現状のままになっておるといこともございますので、その辺で余り公平・公正な対応ということは当然ながら考えていかなきゃならないし、現実的にがたつときたら大変なことになっちゃうものですから、それらの実態を踏まえながら対応を考えていただくような形を今後とも引き継いで引き継ぎをさせていただきたいと思います。

○馬場委員

ぜひ建設部長の熱い思いも引き継ぎのときにお願したいなというふうに思います。

次に、予算概要書の66ページ、公園施設の長寿化計画策定事業というのがありますが、長寿化という名称が出てきたわけでありまして、今の公園施設の整備とどこがどういうふうに変わっていくのかなということを単純に思ったわけですが、

この名称について、また一般質問等でもございましたけども、地元の利用者の御意見を入れて、そして公園づくりをしていただきたいというお話がございましたが、この点についての御見解をお聞かせいただきたい。

○都市計画課長

公園の施設長寿命化計画策定事業ということで、目新しい事業でございますが、そもそもこの事業は、なぜ出てきたかということから始めさせていただきますと思いますけど、都市公園の安全・安心対策緊急総合支援事業というものが新たに創設されました。これは補助率2分の1でございます。この事業では、どういうことかと言いますと、今まで公園の遊具とか施設、そういうものが国が考えている中では日本じゅうの中で、やっぱり遊具全体が古いということがありまして、計画的な修繕だとか、更新が必要であろうということから、この支援事業が始まってきたということです。

この事業を採択されるには、この公園施設長寿命化計画策定事業と、こういうものをまず市町村がつくりなさいということで今回あげさせてもらったということでございまして、この長寿命化計画をつくるには、また各公園の遊具のそれぞれの点検を全部しまして、どういうものがどういった状態にあるのか、そういうランクづけしたのを見て、この計画の中で全部の公園について順番というんですかね、こういう直していく順番というものをつくったり、長寿命化ですから、ここで修繕をあらかじめ加えれば、もう少し延命措置がとれるというようなことから、こういうものをつくっていくということでございます。

事業費なんですけど、ちょっと先走っちゃうんですけど、来年平成23年度に今言った安全・安心対策総合支援業を受けようとしておりまして、これが事業費の最低枠が3,000万円です。2分の1補助ですので1,500万の市の単独費が要ると。今までリニューアル事業の中では1,000万、おおむね毎年2公園ずつぐらいやれるぐらいのお金をいただいていたというところですので、もう少し背伸びをして500万つけていただければ、ここで3,000

万の事業ができるということで、この事業に踏み切ったということでございます。大まかな話の中では、大体そういった話で今回これにあげさせてもらったという経緯です。

○馬場委員

本会議でも説明がありましたので、よくわかっておりますが、わかりました。

それで、せっかくのそうした新しい事業でございますので、知立市も近隣公園、あるいは都市公園20カ所ぐらいに対してもしっかりと推進していただきたいなというふうに思います。

地元の利用者の意見ということで、そうした公園づくりを目指してもらいたいということで、今既に地元の利用者の方も御意見も聞いておりますが、区長とか愛護会の会長とかそういう人の一部の人だけの意見になってる場合もありますので、利用者のこの意見を取り入れるということは、またこれは大変難しいことでもありますけども、こうした実際利用しているそういった意見を聞いて、そして公園づくりを進めてもらいたいなというふうに思います。

それで、もう一点は、緑地の確保ということで、公園の芝生化、これは私、昨年6月の一般質問でやりました。地球温暖化対策、緑地推進、ということから公園の芝生化の推進をお願いしたいということでお願いをしまして、そのときも申し上げましたけども、この芝生化については文部科学省としても教育上の効果として芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらしている。環境教育の生きた教材として活用できる。いろいろメリットも安全、かつ快適に実施できる幼児から高齢者までのスポーツの安全とかそうしたことで、憩の場としてもこの芝生化は推進していくことは大切なことではないかということで、しかし、実際に芝生化を進めようとする、上重原公園のように立派な芝生化になっておりますけども、高価で大変お金がかかってそぐわないということがあって、私は鳥取方式を提案をさせていただきまして、部長もそのときに公園を芝生化することによりまして子供たちがはだして芝生の

上を走りまわったり、また、家族で腰をおろしてくつろいだり、公園がより安心・安全で快適な憩いの場となるということを考えております。また、地球環境や環境保全、緑化の向上にも大きな効果をもたらすものとして認識をしております。以下ずっと熱く語っていただきまして、公園の芝生化の必要性というものもお話をさせていただきました。

今回、一般質問で水野議員から芝生化の委員会にて視察をしたところで聞いていたところ、なかなかこの芝生が維持管理が大変だよという話をされましたけども、これで大変だから進まないということでは、これは一向にして進まないわけでありますので、部長もおっしゃいましたけども、維持管理をしていただくボランティア団体、そうしたところがあればまた考えてまいりたいという御答弁もいただいているものですから、そのお気持ちのお変わりがいいのかどうか、進めていただけるかどうか、検討していただけるかどうかということについて御見解をいただきたいと思っております。

○都市整備部長

昨年の6月議会の一般質問の中で委員から御質問いただきまして、その折お答えしたことは今も変わっておりません。芝生化につきましては、そのときにもお話をさせていただきましたが、やはりメンテナンスにかなり苦労があるということで、そのコストの部分も含めて、そういった解消が必要だろうということの中で、ボランティアの団体の中でそういったメンテナンスの部分で管理をしていただけるということであれば、公園に芝生を植えるということについて、地域の皆さんがそういった部分もあってもいいんじゃないのかという御理解があれば、公園自体はいろんな目的で利用される方がいますので、芝生を全面に張って、今回いろいろ話題にあがってますけど、そういう中で利用制限をかけていいのかと色々な問題もありますので、芝生化をどこまでするか、そういったところも地域の皆さん利用される方が芝生化を望まれるということであれば、私は進めていいなと思っております。

ただ、すべての公園にすべてできるわけじゃないものですから、いろんな課題もあると思いますので、まずはやはり試行的にどこかの公園で手を挙げていただければ、そういったボランティアの形の中でやっていただけるなら試行的に私は試してみるべきかなと思っております。

○馬場委員

ありがとうございます。

東京の学校で芝生をはがしているというようなお話があったというふうにお話ございましたけども、今回、東京の文京区で中学校でありますけども芝生化を推進をしているということで、そういった地域もございます。

したがって、市長が的確に答弁をいただきましたけども、推進しているところも地域もあるんですからというお話がございましたように、ぜひ例えば鳥取方式でも何でうまくいっているのかということ、実は、日本海の気候と太平洋側の気候と段差がありまして、ちょうどこの鳥取方式のところの地域が非常にやりやすいということも実はあるんですね。太平洋側は繁茂しやすいというね、こういうこともありますので、そうしたことも踏まえて、子供たちにぜひ安心と安全の公園づくりに御尽力いただければありがたいと思っております、市長、最後をお願いしたいと思います。

○林市長

芝生化については、やはり部長が答弁申し上げましたように、地域でメンテナンスというのが非常に重大な話になってきますので、芝生化自体はほんとにいいことだなという思いは私は思っておりますので、やはり試験的にどこか地域の方、手を挙げていただけたところがあれば取り組んでみたいというのが今の思いであります。

○馬場委員

よろしく願いいたします。

最後に、連立関係について、4月中に工事協定をやるというようなことですが、住民の皆様から平成22年、平成23年、平成24年、3カ年で仮線工事をやりますよというお話は聞いておりますけども、いろいろ仮線工事が始まってますよとかいろ

いろ言うけども、実際仮線の線路が敷かれて初めて住民の方は工事がいよいよ進みだしたねというのが私は実感だというふうに思っております。そういう意見を住民の皆さんから聞きます。これ、線路はいつ敷かれるんですか。

○都市開発課長

来年度は、やはり駅の構内のバリアフリー化、跨線橋の設置、そして南口の設置ということになります。それができて初めてホームを築造し、仮線に移すこととなりますので、来年度はちょっと無理かと思えます。

しかし、予定では平成24年度中には仮線に移しかえるという予定でございますので、それに向けて進むわけですが、実際今、県の方から示されています事業費を見ますと、仮線に移すのに全体では90億円必要なわけですが、この3カ年では62億円しかついておりません。ですから、若干次年度、平成25年にずれ込む可能性があるというところでございます。

○馬場委員

わかりました。

住民の方にも説明するのに私たちも率直な意見を聞くものですからね、お尋ねしました。

それで、要するに仮線工事の問題の中で、私はずっと質問しておりましたが、藤和マンション、この問題は、個々に説明をして回ってるよという話は聞いておりますが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

○都市開発課長

愛知県と市はともに、マンション側に交渉の窓口をつくっていただきたいということを再三お願いしてまいりました。その結果、マンション側も理解を示していただきまして、補償検討委員会を設置する方向で今、動いております。

12月議会でしたか、12月中にその検討委員会に参加する立候補者を募るということをお話しましたけれども、それがどうもずれ込んでおまして、実は、2月から立候補者を募っておるようです。この3月に入りまして、理事会で決定するということです。

ただ、立候補者がいない場合でも理事会の方で推薦をして検討委員会を設置するということです。

4月18日にその検討委員会を開催するということが既に決定をしております。

もう一つ、2月2日でしたけれども、かねがねマンションの物件調査をさせてほしいと要望しておりましたけれども、2月2日に調査をさせていただきました。

以上でございます。

○馬場委員

ありがとうございます。

大変なこれはね、個々に回っていても、留守だったりしてね、大変な思いをしているなどという事は私どももよく知っております。ほんとうにしっかり皆さんの御意見をいただきまして、スムーズに進めていただくように、これからもぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、この関係で、私ども実は知立市内を2月から3月にかけて交通安全上の市内の危険箇所について随分と住民から寄せられておりますので、調査活動をやっております。そして現場に行きまして写真を撮りながら今、調査をさせていただいておりますけれども、その中で強く要望がありました。ぜひ聞いてくれというのは以前にもお話ししましたが、中央マンションの裏、線路の側道ですね、ここに最近またこの155線から何を思ったかしらんが、中央マンションの方に入ってきちゃう。行きどまりで、またUターンして出て行っちゃうというね、これはもう右には右折できないものですから、したがって、遠回りをしていくというようなことで、何とか側道を早く進めていただけないだろうかという強い要望がきておりますが、これからの計画について少し教えていただきたいと思えます。

○都市開発課長

用地的にはまだ1件残っておりますけれども、契約をしております、この3月中には除却するものと思っております。そうしますと、全体が空くわけです。

愛知県とも12メートルの道路のうち、4メート

ルを地域のために道路として使わせてくれないか
ということをお願いしたところ、それはいいという
回答をいただいております。

ただ、設置するための警察協議、公安協議は市
の方でやってほしいということで、少し前に土木
課と都市開発課で出向いております。そのときの
話では、155号線の側道を一方通行化しなきゃだ
めだというような指摘を受けておまして、その
ことから国道工事事務所にその旨の相談に行きま
した。

そうしたところが4メートルの仮道路での協議
ではなくて、将来の12メートルになったときの協
議をまず行えという指示を受けております。それ
以降はちょっと協議が進んでおりません。

以上でございます。

○馬場委員

これも御努力いただいておりますということでござ
いますけども、ぜひそうした住民の強い要望があ
りますので、これ以上申し上げませんが、ぜひ
ひとも御期待にこたえていただきたいというふ
うに要望しておきますので、よろしく願いま
す。

以上です。

○永田委員

幾つかお聞かせいただきたいと思えます。また、
わからないこともあるものですから、的確にお答
えいただければ結構なんですけども、今回当初予
算で199億円の中で、全体の一般会計の歳出予算
項目の構成費、この土木費なんですけども、今回
18.1%、昨年が22%、平成21年が21.1%、平成20
年度が22%と土木費ですのでいろいろと鉄道高架
だとか含まれておりますけども、全体的なこうい
った土木費、今やはりコンクリートから人へとい
うようなことが新政権では言われておりますけど
も、この一連の流れで全体的な土木費というのは
過去さかのぼると減少していったものなのか、
その点、建設部長、今までの流れからいって、こ
とし最後の年なので、ちょっとその思いと見解と
所見をいただきたいというふうに思います。

○建設部長

ちょっとたまたま今、手元には持っておらない
わけなんですけど、実は、26日に定期監査が建設部
あるということで、その建設部の特に都市整備部
抜いた私どもが建設部土木のそういった建築も入
りますが、土木費の推移を調べをさせていただきました。

いつと比較としてという格好で調べをさせてい
ただいたんですが、平成15年、平成21年、平成22
年という形で調べさせていただきました。特に私
ども土地改良の農地費も持っておるものですから、
農地費もみていきますと、やはり事業のありまし
た平成10年ですとか平成15年はピークでは6,000
万円ぐらいのお金使っておるんですが、ここきて平
成21年、平成22年ですと大体2,000万円から3,000
万円の間ということで、大半が維持管理と西高根
用水の上の上部利用ということで1,100万円の工
事費使って、それらがメインの工事で、あとはほ
んとに修繕的なことを含めてやって、ですから平
成15年当時からすると半減というような形になっ
ておるのかなということを感じております。

それから、土木総務費、道路管理費、道路橋梁
費、建築費等を調べさせていただきましたが、現
実的にトータルすると約10億円ぐらいのお金とい
うような形の数字になるんですが、ここへきて平
成21年、平成22年見ても余り大きな額は変わっ
ていないような状況でございます。

ということは、やはり大きな例えば橋梁の耐震
を平成19年、平成20年とかという形で続けて高額
な橋梁の耐震をやらさせていただいたりとか、道
路整備の交差点の非常に危険なところで何カ所か
をリストアップあげさせていただいて、実計で計
上させていただいて、その用地と改良等で二、
三億というような投資というような格好になっ
てるのかなということで、トータルすると大きく額
はそんなに減ってきてはないのかなという形で、
ただ、地元の方の要望そのものの件数は確かにふ
えてるとかそういう部分がございますので、それ
に対応するために、もう少し1億円というきょう
も議論があったんですが、これはもう少しあると
動きとしてもできるという面は感じておるんです

が、たまたま採択率もテクニク的に延長を短くさせていただいて、何年かに分けて採択率を下げないような、正直ちょっと姑息という部分があるかもしれないですが、できるだけ地元の要望で何年かかかりますけれども、ちょっとずつ直させていただきたいということでやらせていただいている面もございますので、できるだけ御要望に期待するような形でやらせていただくためには、もう少しあればというのがありますが、全体的にすごく減っちゃってというのは、大きな道路をつくるという自体はちょっとないものですから、そんなにすごくは減ってはないのかなというのが私の実感でございます。

○永田委員

ありがとうございます。

平成17年度からちょっとさかのぼると、平成17年度が16.2、平成18年が19.4、平成19年が20.1、その中で、先ほど平成19年度が橋梁で耐震工事という形で比較的に建設にお金がかかると。もちろん昨年も給食センターやら福祉の里のいきがいセンターなんかで普通建設費事業費が上がるという推移にあったと。全体的なここはどう減っただとかいう形はないというようなことでよろしいですね。

その中で、やはりことし平成22年度、大変厳しい経済状況の中、臨時財政対策債だとか、市債をいろいろと工面して予算づけをされたと思いますけれども、建設に至っては余り変化はないということで、先ほどいろいろ、るる説明していただいたんですけど、やはり知立市というのは、道路一つにしてもどうしても道が狭い。対向車が来ても苦勞する。なかなか下水道工事が完了して本舗装をやっても半分、全体的な全舗装ができないという状況の中で、大変苦慮されているなというものがわかります。

その中で、やはり市民要望をなるべくこたえようとして、ここでちょっと先ほど高木委員もおっしゃってございましたけれども、道路維持修繕工事費ですね、先ほどお答えいただきましたけど、平成21年が153件のうち、認定が107、おおよそ70%を

超えるか超えないかで推移させていただいているということなんですけども、この1億円先ほどちょっと足りないっておっしゃってございましたけども、ずばり聞きますけども、約1億円のこの金額の根拠というのは、例えば予算全体の流れの中のこれだけ分だ、何%だということで1億ちょっと予算がついておりますけども、これ、毎年余り変化がないということなんですけども、金額予算づけの根拠というものをお示しいただければというふうに思います。

○土木課長

毎年区長要望いただいております。その中に、先ほど言いましたように、準市道整備、補償修繕、側溝修繕、その他修繕というようなことで、予算的にはそれぞれ3,000万円、3,500万円、3,000万円、500万円というようなことで大体それで7割検討で整備ができるということで今までずっと推移してきたわけですけど、こういった中で、これを枠ということで、これを堅持していこうということで、今までの流れの中から1億円をずっと減らすことなく、本来こういったものについて、やっぱり5%なり3%なり切ってほしいというそういった要望もあったんですけど、私の方としては、やっぱり地元要望が7割近い100%いかない中で、これを減らすというのは生活環境がよくなっていかないので何とかということで堅持させていただいた額ということでございます。

○永田委員

ありがとうございます。

大体7割ということで、毎年、多分平成20年度、平成19年度も大体町内の要望というのはこれぐらいの推移で今まできたんじゃないかなというふうに思いますけども、その中で、いろいろ突如工事が必要になった部分もということで、今回補正なんかもついているわけでございますけども、例えばちょっとお聞きしますけども、ちらっと言いましたけども、突如やはりこれは町内の要望なんですけども、突如交通事故でガードレールがゆがんだだとか、カーブミラーがぶっ壊れちゃっただとかそういったケースがよくあると思いますけど、

その修繕費なんかこの予算に入ってるということですか。

○土木課長

そういった突発的な臨時修繕しなきゃいけないですとか、簡易な修繕につきましては、193ページにございます道路維持補修事業の6番目に修繕料というのがここに1,200万円ございます。この中で、年間五、六十件になろうかと思えますけど対応させていただいております。

また、これよりちょっと緊急性はこれほどではないけど、ちょっと規模的に大きいやつで優先してやらなきゃいけないというやつについては、その状況を見た中で、先ほどの請負差金等で対応させていただいております。

○永田委員

ちょっと話がずれちゃったんですけど、今の言葉はわかりました。

先ほど、大体7割弱というようなことで区長申請を認定してるんですけども、残りの3割というのは大体そういった1年でできないものだとか、莫大な費用がかかる工事だとか、やはりそういった面が多いんですかね。こういった町内の要望でも緊急性のあるものだとか、そうでないものだとか、いろいろ要素があるかと思えますけども、その辺の当局の考え方、ちょっとお示ください。

○土木課長

7割ですけど、残りの3割はということですけど、残りの3割のうちの1割程度はすごく簡易に清掃したり、簡易に修繕したりというそういったこともありますので、修繕費の中で1割ぐらいはできるのかなというふうに思っています。あとの2割はほかの地区とのバランスも考えて緊急度が低いとか、費用的にとっても実施計画にあげていかなきゃできないような工事とか、そういったものが2割ほどありまして、ですから、7割とはいっても8割程度は大体できてるのかなというふうに思っております。

○永田委員

ありがとうございました。

もう一つお聞きしますけども、区長申請でない

もの、例えば個人でここを直してくれとか、側溝が壊れちゃったとかそういうのがあると思えますけども、それもこの修繕工事費でよろしいんですかね、予算枠としては。

○土木課長

危険を伴うとか、緊急を伴うというものについては、この修繕費でいいです。あとのものにつきましては、やっぱり区長申請のシステムをとっておりますので、区長からの要望ということで出させていただくようお願いして次年度の採択ということにさせていただいております。

○永田委員

区長申請でなくても、やはり直接市役所に来る方もおれば、手紙で要望する人もおれば、またメール等で要望される方もいらっしゃるかと思います。その辺は結局どれを優先してやるかというのが要望される方というのは、いち早く直してほしいという、やってほしいという方ばかりだとも思えますので、その辺を的確に判断して、これは土木課の腕になりますけども、しっかりやっていただきたいというふうに思う次第でございます。よろしく願いいたします。

次は、予算概要の67ページ、先ほどもありましたけど同じところになりますけども、これ、公園パトロール事業と道路河川施設管理保全適正化、まず公園パトロールの方はハローワークと、これは要は業者委託という形でやると。道路河川施設管理保全課は臨時職員、これが市の方で臨時で対応した2名だということで、今回この所轄以外にも夜間パトロールやら不法投棄ですか、ありますけども、これはあくまでも緊急対策雇用という形になっておりますので、県・国からの補助がいただいているわけですけども、これがいつまで続くのかちょっと不安なんですよね。仮にこれがなくなった場合、この事業は即打ち消しという可能性があるということですか。その点、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○都市計画課長

公園の方の公園パトロール事業、今ちょっと委員の方からハローワークに委託というようなニュ

アンスをお聞きしたんですけど、ハローワークで離職者がハローワーク経由で市の方へ、私の方が募集しますので、それを見て、その中から適任の方を選ぶというシステムをとっております。

それで、事業は平成21年から始まっているんですけど、3年は継続するというのを聞いてますので、平成21年、平成23年まではいいのかなということをお私に思ってますけど、それ以降については継続というんですかね、この緊急雇用創出事業が打ち切られるのではないかなということで、そのときの終わったときの隔たりが公園パトロール事業も終わりますので、ちょっと心配のところがあります。

○土木課長

私の方は、道路河川施設の管理保全ということで道路パトロールをやっておるわけですけど、54ページで公園パトロール事業と同じで、この緊急雇用創出事業という記述がなくて申しわけないですけど、これも同じ緊急雇用創出事業ということで、あとハローワークと年次等は公園事業と同じでございます。

杉原委員長

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後5時27分

再開 午後5時37分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○永田委員

先ほど、あくまでも緊急対策雇用という予算でやっておるわけですから、これが平成23年度までは大丈夫だけど、そのあとがまだはっきりわからないということで、仮にやはりこれがなくなると、防犯パトロールは所轄外だでおいときますけども、同じようなことなので言いますが、公園パトロール事業も道路河川施設管理保全適正化事業ですか、パトロールということで公園パトロールの書いてあるとおり清潔で安心・安全な環境を確保することができなくなってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけど、この辺について、

ちょっと御所見を。

○都市計画課長

私ども事業課サイドとしましては、これが3年で終わって国の補助がなくなっちゃうわけですけど、財政的に可能であればそういうものは継続していきたいなということはあるんですけど、これも680万ですか、このお金使ってますので、これがどうなるかというのは、今後財政との折衝の中でどうなるかというところになってくるかと思えます。

○永田委員

どうですかね。この緊急対策雇用という形でいろんなパトロール等やっておるわけですけども、仮にこれが合計金額だと大体これ二つ合わすだけでも1,000万近く、1,000万超えた金額になるわけですね。これがなくなるとなると、やっぱり市民サービスも低下するという意味合いにとられちゃうわけですよ。その辺、今後どういった方向性で、平成23年といえば、もう来年度のことでしょ。平成24年からこれが全くなくなるということになると市民サービスが低下するということになるわけですから、その辺やっぱり重々承知して、今後のことを考えてもらわなきゃいけないというふうに思いますが、この辺、副市長ちょっとお答え願えますでしょうか。

○清水副市長

今回のこの公園パトロール、河川のパトロール、ほかの所管外でも不法投棄のパトロールでありますとか、先ほど申されました防犯のパトロールにいたしましても、いわゆる緊急雇用創出ということが一番の目的の事業ということで、それに乗かって知立市として当面の課題について、この制度を利用して今、取り組まさせていただいているという側面もあるわけでございます。

今、私が思いますのは、そういったところでそれぞれ新たな雇用を創出するというので非常に公園、あるいは河川、不法投棄というようなことで縦割りですらそういったところを今考えてやっておるわけですけども、今後においては、そういったことを全くゼロにするということはないかな安心・

安全という面を考慮しますと難しいのかな。この平成23年までの間にいろんなことがもっと成熟して、いろんな市民の方がどんどん参加してそういったことに取り組んでいただけたらとか、そういう環境が出てくればまたこれは別でしょうけども、なかなかそういったところまではという思いもあります。

そういうことの中では、今は縦割りでいろいろ公園、それぞれ河川やってますけども、そういったことをトータル的に市のいろんなそういう設備でありますとか、不法投棄の問題、あるいは夜間のそういう防犯等々の問題を全体的に一度考えてみる必要があるのかなと。

いずれにしても、そういった市内の地域、現場を常に把握するという事は非常に大切なことだと思いますので、そういったことで従来からやっております道路パトロールでありますとか、公園のパトロールも以前は職員がやっておったりとかそういったこともあったわけですので、そういったものを組み合わせながら今後の対応は考えなくちゃいけないのかなというふうには思っております。

○永田委員

ありがとうございます。

今回こうやってパトロール等がふえたわけですので、これ以降にもやはりそういった市民サービスの低下を招くことのないよう重々考えていただきたいというふうに思うわけでございます。

そして、今回ちょっと昨年の中も含まれているんですけども、平成21年度野外広告物パトロール等事業というふうにはやっております、これ県の特財があつてやつとったわけですけども、内容としては野外広告物の調査及び違反広告物の撤去実施なんですけども、今回こういった予算が入ってないということなんですけども、この事業の一定の成果は出て、今後必要ないというような判断でよろしいでしょうか、その辺をお聞かせください。

○建築課長

平成21年度におきましては、緊急雇用ということと当初あげさせていただきましたが、事業の採

択ができませんで、実際に今、行政、各地区のボランティア、そういった方々の協力を得て、年2回程度、屋外の違反広告物の撤去をさせていただいております。

ちなみに、地区の団体が2団体ございまして、あと、個人的に30名ぐらいというふうに登録はございますが、実際には平成21年度の実績は、たしか広報でも載せさせていただきましたが、全部ではなくて一部の方で撤去させていただきました。

○永田委員

その撤去した成果というのか、一定の効果はあったのかどうか説明願いたいのと、今後、必要性がなくてこうやって予算づけをしなかったのか、先ほど緊急雇用対策、これも緊急雇用対策なんですけどもということで、去年の当初では市民ボランティアによる違反と看板、これもボランティアも兼ねたことで登録もあったわけでございますけども、最近駅等見ても、そういった姿は余り見受けられないなというふうに思いますし、当時、名古屋とかに比べれば全然余りそういったのも少なかった。現に余り知立市は、そういった違反広告もなかったような、あったことはあったんですけども、少なかったように思います。その点、その成果と今後の見通しはもう必要ないのか、その辺だけお聞かせ願えますでしょうか。

○建築課長

実際に今、委員が言われるように、違反広告物等は少なくなっております。実は、この平成22年度におきましても、屋外広告物の撤去の推進並びに協力団体ということで区長会に協力依頼をお願いすることになっておりますし、それから、4月においては市民にそういった広報をもって協力をお願いをするというふうになっております。

したがいまして、必要ないわけではなくて、今後もっと住みよいまちにするためにも必要だというふうに理解しておりますので、よろしくお願いたします。

○永田委員

必要であるということなんですけども、これを今後どうしていくのか。ボランティアだけでやっ

ていくのか。やはり1回広報で出したんだけど、なかなか集まらなかった。集まらなかったというかな、活動できなかったというのかな、当初の予算では年5回程度のボランティアという形でいったんだけど、実際のところ年2回になってしまったということだと思いますので、探してみると、まだまだないわけじゃないものですから、またその辺もしっかりとやれるような体制づくり、これだけじゃないですけど、これも含めた防犯活動でもそれは結構だと思いますし、その辺を留保してやっていただければというふうに思うわけでございますので、よろしく願いいたします。

最後に、ちょっとこれお聞きしたいんですけども、予算書の35ページ、使用料及び手数料の土木使用料なんですけども、この土木費の土木使用料の中の地区の1番の土木管理使用料の中の法定外公共物占有料426万2,000円と、あと3番の都市計画使用料の行政財産目的外使用料336万円、この2点について御説明を願いたいと思います。

○土木課長

土木管理使用料の法定外公共物占有料426万2,000円です。これにつきましては、市道、準用河川以外の公共物、一般にそれ以外の道路とか水路、そういったところの占有物、電柱ですとかガスとかそういったものの占有料でございます。

○都市開発課長

都市計画使用料のうち、行政財産目的外使用料について御説明をさせていただきます。

駅周辺の区画整理事業の中で、先行買収した土地がございます。この土地を駐車場として貸し出してあります。32台を貸し出してありまして、月8,500円から9,500円という使用料で貸し出してあります。ほかに電柱を立てさせているところの使用料も一部入っております。これらの収益でもって先行買収した土地の草刈等の維持管理をしているというところでございます。

○永田委員

ありがとうございます。

その中の土木管理使用料の法定外公共物占有料、これは水路だとか、ガスだとか、そこで出ている

ところの土地の使用料という形でいただいているわけですが、例えば小さな土地ですよ、小さな箇所、ほんのわずかな場所で使用料をいただいているというふうに推測するんですけども、例えば1平方メートル幾らかだとか、そういった金額がまちまちだと思いますけども、その辺ちょっとわかりやすく説明していただければと思います。

○土木課長

例えば電柱ですと、年間1本当たり1,200円、それからあと、ガスとかそういったものの管ですと、その管の径によって違うんですけど、1メートル当たり10センチ以下のもは55円、10センチから15センチは82円ということで、だんだんそういうふうに分けております。

それと、一般の方が水路をまたいで橋をかける場合、そういったときに、その橋に占有料がかかります。これにつきましては、1平方メートル当たり1,600円という形でいただいております。

以上です。

○永田委員

水路がまたいだ場合、1平方メートル当たり1,600円ぐらいと。これ、いろんなケースがあると思うんですけども、例えば水路一つにしても、これを使用料払われる方として、まず一つは、そういった畑や田んぼやってらっしゃる方で、たまたまその田んぼを通るのに水路を通らなきゃいかんということで、くわだとか持っていただけだと思いますよ。それだけでも占有料というか、使用料というのが取れてしまう、そういったケースがあると思うんですけども、そういったケースというのは大体幾つぐらいあるんですかね。

果たしてそういったもので占有料というのは取っていいものなのかどうなのか、その辺がちょっといま私もわからないものでこういった質問をさせていただいてるんですけども、各市の状況を聞いたわけではないものですから、ちょっとその辺だけお聞かせ願えますでしょうか。たしか要綱を定められた。

○杉原委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時56分

再開 午後5時57分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

側溝のふた等も同じなんですけど、仮設的に設置するようなものについてはいただいておりません。構造物ということで橋をつくったり、水路をまたぐそういった構造物をつくって出入りする、そういったところについていただいております。

○永田委員

勘違いかも知れないですけども、例えば水路を通るのに橋をかけると。何でもいいですよ。ベニヤ板でも何でもいいんですけども、それを敷いた上で占用料というのが使用料というのが取られちゃうわけですか。

例えば使用物の自分の田んぼであれば、別にそれはいいとは思いますが、例えばまたがる土足のところ、そこが市の持ちものであれば使用料は取られるのか、その辺がちょっとはっきりわからないものですから教えていただきたいと思うんですけども。

○土木課長

例えば水路がありますと、その両側に水路をまたぐために橋脚というんですか、橋台というんですかね、新たに構造物をつくって橋をかける、そういったことになろうかと思えます。ただ単にふたをかぶせるとか、工作物に簡易なもので簡単に置く程度のものであれば取ってないということです。

○永田委員

そういったケースというのは余り例がないとは思いますが、僕も知っておる人は、そうやって占有料を取られてしまっているのが納得いかないという方がいらっしゃいますので、その辺ちょっとはっきりさせておきたいなと思っていて、その人は年間3,000円の使用料を取られちゃってるんですけども、3,000円ぼっきりとはいへども、

何で市に対してこれを払わんといけないんだということもあるものですから、またそのことを個々でやらせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○佐藤委員

それでは少し、ちょっと先ほどの補正予算と重複して大変恐縮ですけれども、204ページの都市開発費のところを先ほどの補正予算では当初と減額という点で非常にわかりにくい内容でしたけれども、当初は文字どおりの当初ということで、お聞かせ願いたいというふうに思います。

まず、ここで財産収入が1億1,204万円計上されていると。この内訳について、先ほどの議論を踏まえて見てみますと、基金の繰越金という形で264ページのところで土地購入と、これは先ほどの説明で代替地だということが言われました。基金でもって地権者の方が希望する代替地を買ってあげると。そして、さらに同じ値でそれを売ると。その点では一たん区域外に出たような土地を買った場合については、税金の課税の問題やそういうことが出てくるということで、これを一遍買って、そして売るという作業をやるということが先ほどはっきりしたと思うんです。

そこで、その先ほどの議論の中では、財産の売却収入で見てるとなかなかこれがわけのわからん話だったんですけど、結局この売ったやつを一たんは市のものにせないかんわけですよ。そうすると、ここで一たん売ったやつを市の方でここで205ページに登記料という形で載ってますけども、こういう形で一たん名実ともに法的にも市のものにして、その上でこれを相手方に売ると、こういうことでよろしいですか。

○都市開発課長

するということは正しいんですけども、登記料ではなくて、001の下から二つ目ですけども、都市計画施設整備基金積立金、ここで積んでおります。

○佐藤委員

それは、まず聞いてください。一たんね、代替

地なもので、それは登記も何もされてない土地を買ったということで、名実ともに法的にも市のものだというを明らかにしなければならないということで、ここではその代替地、他人名義のものを登記をするということが当然必要な作業として出てくると思うんですね。まずそのことを確認させていただいた上で、そして、取得した土地を財産収入という形で、ここでいえば1億1,204万円という形になっておりますけれども、これを1億円で本人の売るという形になるわけですね。なると思うんです。

そこで聞きたいのは、歳入の方の売払収入の中との関係で、これはどういうことになるのかなということがちょっと疑問なわけで、そこをお聞かせ願いたいというふうに思うんですね。ここで財産売払収入の方は、もちろんここで一たん入れたものを売払収入という形で受けないかんわけだね。こちらの歳入で受けて、それで、なおかつ歳入したものをこちらの側の都市計画費の中で財産収入という形で売るという形になると。なおかつ、これはもともと基金のお金で代替地ということでありまして、そのところは財産収入という形で、先ほどのお話を伺えば、この264ページの1億円プラス貸付金の基金が持つてる土地を貸し付けて、駐車場。その収入と、なおかつ利子分を入れると。ちょっとこの内訳をこちらの方だけでは基金の土地と一般の土地と混在してるもんだから単純にわからないという関係にありますので、そこを貸し付けが1,204万円の内訳をまず教えてほしいと。

そうした上で、これを売るわけですので、そして売ったお金は、当然のことながら、この205ページにある基金積立金という形で利子を含めて貸し付けの収入を含めて、ここで歳出をすると、こういう流れだというふうに理解をしたんですけども、そのところを確認させていただきたいというふうに思うんです。

○都市開発課長

御説明させていただきます。

まず、土地取得の方の1億円ですけれども、こ

の財源としましては、55ページの都市計画施設整備基金繰入金、このうちの1億円が取得のところへ回ります。その取得で取得し、代替地として売ったお金が、委員さっきおっしゃってましたとおり、53ページの土地売払収入、この1億2,000円がありますけれども、このうちの1億円がそれに当たります。

2,000円ありますけれども、このうちの1,000円、これが土地取得とは別の今持っている基金の土地を売った場合の収入です。これはどういった可能性があるかわかりませんので、1,000円だけの。

じゃあ1億円だけについて申しますと、ここに入ってきた1億円は基金に戻す必要がありますので、205ページの先ほど申しました都市計画施設整備基金積立金のうち、1億1,204万1,000円のうち、1億円がそれに当たるというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、この1億円ということですが、基金に積み立てるこの内訳は1億円ですが、基金の持つてる土地を駐車場等で貸して収入を上げた。それが幾らかということでは、ちょっと売払収入の下のところではわかりませんが、その金額と基金の持つてる利子でもって足すと1,200万余がそれに当たると思うんですけども、ここを分解すると幾らと幾らになるんですか、貸付と利子は。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、貸付金と利子でございます。貸付金につきましては、53ページの中ほどの表一番上です。土地貸付収入1,671万4,000円とありますが、このうち565万1,000円、これが都市開発課の方の貸付収入でございます。

次に、利子ですが、その下二つ目の表です。利子及び配当金のうち、2行目、都市計画施設整備基金利子、これが638万8,000円。ですから、先ほどの565万1,000円と638万8,800円と売払収入の1億円を足すと1,000円というものがありますけれども、それを足すと204ページの財産収入1億1,204万円という数字になるものでございます。

○佐藤委員

なかなかこのからくりがわからなくて、何回も聞いて大変恐縮ですけども、そういう形で出と入りがあるということはわかりました。

それで、ここにあるこうした手法による代替地というものが前年度も計上され、今年度も計上されるということでありまして、そうすると、まずその前にもう一つ聞きたいんですけども、先ほど言ったような形で他人名義の土地なもんだから、それが明らかに市の土地であると、連立のための土地であるということを表明するには、ここで登記をせないかんわけですよ。ここに登記料というものが171万4,000円載ってますけども、これはどんな費用で賄われるのかね。例えばここには県支出金だとか繰入金だとかいろいろあるけど、ただ、このやり方は苦肉の策でこうした方法を取ってるとしか率直に言っていえないわけですのでね、だとするならば、その基金なり国県の中身で賄うというのが本質だと思うんだけど、登記料というのは一般財源でやられてるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

代替地として購入した土地に対する登記ですけれども、これは都市開発費の中では支出しておりません。かつて基金は総務課の方で管理しております、総務課の方でそういった登記手数料をもっておりますので、ならわし上といえますか、それに倣って総務課の方で登記をしていただいております。

○佐藤委員

そうすると、総務課の方で一般財源で手当てをしてると、こういうことになるとね、基金と市債でもって賄うと言ってるわけだけでも、細かいところではそういうこともあるということだというふうに思いました。

それで、もう一つ聞きたいのは、こういう手法でもって代替地、地権者の方を仮線用地なり仮線側道にかかる人たちを移転してもらわないかんということですけども、こういう手法は今までもやられてきたと思うし、これからどれぐらいの人

が対象になっていくのかなというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○都市開発課長

実を申しますと、買収する物件は残り2件ほどです。その方が代替地を希望されるかどうかというのはまだ交渉しなければわかりませんので、実際、今年度使うかどうかというのは、まだ確定しておりません。

○佐藤委員

そうすると、代替地じゃないとすると、いずれにしても仮線、もしくは側道にかかるということになっていくわけですので、どこかにはこの方たちが移っていかないかんわけだけでも、そういう方たちは、必ずしもこういうやり方でもって対応をしないということになったら、その方たちはどんな形になるんですか。

○都市開発課長

もし代替地を希望され、市の方が関与しないということでありまして、個人で購入をしていくということになります。

○佐藤委員

そうすると、例えばこれが代替地を希望されたということになりますと、あと2件ということですので、金額的にはどのような金額になるのでしょうか。

今回1億円という形で取得費をあげてるわけですけども、その辺ね、この取得費との関係で、この方たちが平成22年に希望されればこの1億円の中でおさまると。以後そうした手法はとらなくても、もっとすっきりとしたわかりやすい手法でやると、こういうことになると思うんですけども、どうでしょうか。

○都市開発課長

相手方がどれだけ希望するかというのは全くつかんでおりません。ですから、大枠として1億円ということで毎年度計上させていただいております。

○佐藤委員

私が聞いたのは2件で、おおよそ調査していないことがありましたが、2件で単純平均

すれば5,000万ずつという話になりますけれども、その後、金額でもって対応できる内容なのかと、その辺の見通しのことを今お聞きしたんです。

○都市開発課長

具体的に言いますと、イーグルボールなんですけれども、その方が実際に代替地を希望するかどうかというのは、まずそれがあります。それをつかんでおりませんが、希望された場合には対応しなければいけないということで、こういった予算を計上させていただいています。

○佐藤委員

イーグルボールもこれにかかるんですか。ちょっと私、承知してなかったんですけど、一部かかるんですか。

○都市開発課長

以前、特別委員会の方で現場を見ていただきましたけども、三河線が本線から張り出す部分で線路が拡幅になります。その部分でイーグル部分の土地がかかります。

○佐藤委員

土地はかかるけど建物にはかからないと、こういうことなんでしょうか。

○都市開発課長

建物にもかかります。裏にアパートのような寮がありますけれども、それはかかります。

ただ、この補償については市の方が負担するものではなくて、事業主体の愛知県が対応するものです。

○佐藤委員

愛知県が対応するにしても何にするにしても、それが例えば今、アパートがあるわけだけでも、その辺がかかるということでもありますけども、本体にはかからんわけですよ。

そうすると、藤和マンションの例じゃないですけど、本体にもしもかかるなんてことになると、またこれ大変な事態だなというようなことを思うわけですけども、その辺どうでしょうか。

○都市開発課長

本体にはかかりません。

もう一つ、155号の角にタワー式の駐車場がご

ざいます。あれにもかからないように線形が引かれております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、こういうやり方で何とか代替地を手当をしながら仮線用地、関連側道の用地を確保するというこういう手法でやってるわけですよ。

それで、もう一つ、先ほどの話に戻って大変恐縮ですけども、このきょういただいた資料を見ますと、先ほど言った土地保有を現金化するという手法でね、これは基金の土地を総務課の所管に移しかえるということだということを言われたわけです。

それで、実際的には移しかえる際に、ここで見ると平成21年中とその前の年だということですけども、4,300万円を土地を総務に移し、そして4,300万円を現金化したものを基金に繰り入れると、こういうやり方をしているという、こういうことでよろしいですか。

○都市開発課長

昨年度連立負担金を当初は基金を取り崩して支払うということにしておりましたが、財政的にも余裕があったということから、一般財源で充当させていただきました。

それでもっておしかりを受けたわけで、その後、所管がえをするという方針ができましたので、今年度に入りまして、この4,300万円を総務課に所管がえしたものです。現金が動いているということはありません。

○佐藤委員

現金というよりも所管がえすれば、その土地の面積、価格に応じた分を基金の方で減額せないかんわけだね。例えばここで見ると、843が43でね、平成23年以降が8になってるわけですよ。そうすると、現金が動くものではないにしても、基金残高としては現金化された分をそこにに入れていかないとおかしい話になるじゃないですか。

ということは、数字の上で移動するのかどうかは知りませんが、もしなければ所管がえしただけでは基金の方に現金として保有できない

ということですけど、その辺ちょっと解明してください。

○都市開発課長

この表でいきますと、数字の表ですけど、左から4つ目のところ、平成23年以降の残額ということで8億4,300万円のものが4,300万円使ったことによって、今ある土地の金額としては8億円ということで減額をしております。

○佐藤委員

減額はわかるんだけど、なかなか売るのに困難な土地を所管がえするというので、減額はいいんだけど、それに見合うだけのものが基金の中にこなければおかしいし、もしくは、それを経由した後にこれが事業費の中で充当されてなくならなければ8億円ということがおかしな話になるわけなもんで、その辺はどうなのかなと。

ここで見ると、4,300万引いて8億円だよと、残高は。だけど、この実際にこの4,300万は現金として現金保有分に移ったのか、実際の事業の中に充当されたのか、現金化されたよということだけはわかるけども、そこがなければおかしな話じゃないですか、これは。だって、移しただけなら意味がない話でね、売れない土地だから移るわけで、移した際にはそこでお金に変わるといことがなければ事業費として、その後生かされないという結果になるわけですよ。

○都市開発課長

昨年度の例を申しますと、基金で4,300万円を入れる予定でしたけれども、一般財源を入れていただいたと。そのかわりとして、この土地を総務課にさし上げたということで、一般財源からお金が入ってるということです。

○佐藤委員

だけど一般財源とこれを相殺するというのはおかしな話じゃないですか。そうするならば、一たん基金にそのお金を戻した上で事業に充当すると。それで4,300万というものが実際的には消えてしまうということになるんじゃないですか。じゃないと、ただやみくもに移して一般財源入れるという行為は基金の残高との関係でもおかしな話にな

ると思うんだけど、どうでしょうか。

私は、そういうのべつまくなしに壁のないやり方で所管をかえて一般財源入れればいいという方向ではなくて、基金残高を管理をするということも含めて、そういうやり方じゃなくて、所管がえしたならば、それにふさわしい現金を基金に戻してもらって、そして、その基金の中から充当が必要ならば出すという、こういうルールじゃないと、一般財源で戻しましたという話だけではね、私たちは、その操作をこうやって聞けばわかるけども、何がなんだかわからなくなるんですね、基金残高の関係で。そういう点、部長ね、今、課長がそういうやり方をやられたということだけど、それはいいやり方ではないというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。

○都市整備部長

御指摘の点、私どもも財政担当と協議をいろいろさせてもらって、実は、その現実には保有している基金の土地というのは、先ほど課長が説明したとおり、市の普通財産でございます。それは現実的に売り買いという問題じゃございませんので、あくまで所管がえをするということで、それを予算にどう反映するかという中で、確におっしゃるように、積み立てをすると。基金に売った分だけ所管がえした分だけのお金を積み立てをすると。その財源はというと、一般財源を計上するという格好になるわけですけども、現実的にそういうやり方でいくのか、今、どういう状況のときにそういった土地を所管がえしていくのかということところで、当面は年度末の財源状況を見て執行状況を見た中で、財源的に余裕があるときしかできないでしょうというような方向性もございまして、そうすると、毎年その連立負担金の分を基金と起債で補っているわけですが、その基金の一部をその土地を所管がえした分で3月になると思いますが、相殺をしていくというやり方、そこで御説明をしていくという方向性がいいんじゃないかということで現在としてはこういう表示をしているわけですけど、御指摘の点も含めて、再度財政担当とどういった形の処理が適切なのかということをご

めたいと思いますが、現状では、そういう方向性でということ今、考えております。

○佐藤委員

それで、そういうやり方ね、私も財政の専門家でも何でもないので、どのやり方が一番いいかということとはともかくとして、ただ、一般的に目に見える形というのはそういうやり方の方がいいんじゃないかということで私はそのことを指摘をさせてもらいました。

それで、平成23年以降は8億円という形で、ここにA地区、B地区、C地区という形で区画整理、それから連立基金の充当がそういう数字が載ってるわけですけども、残りが8億円でこれを充当していかないかと。

しかし、そのうちの5億円が先ほどあったように売れない土地だということになると、これは現金化というか、先ほどのような所管がえをここで一挙にやるのかね、そうじゃないのかということとは別にしても、暫時やっていかないと、この3億円は充当できるけど5億円は事業の中で充当できないという問題が出てくるわけですよ。だとするならば、今後もしそういう形でやっていくのかと。そういう意味でいけば、市債と基金だとはいうものの、形は基金という形はなるものの、一般財源の計上の中で事業を推し進めたら実体としてはそうならざるを得ないんじゃないかと。

だから、市債と基金だと言いながらも、その内実は一般財源の投入と、こういうことだというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。

○都市整備部長

おっしゃるとおり、8億円の土地をいかに現金化していくかということに今後の基金の運用ができるかどうかということにかかってくると思っています。

まずは私どもとしては、処分できる土地3億円保有していますので、それを本来の取得目的であった代替地という使い方であれば処分をしていきたいわけですけども、ただ、これまでもそういったあっせんをした中で、取得希望がなかったということで残ってる土地もございますので、そ

うところは今後、公募の形で処分していく形で現金化をしていくべきじゃないかということで、まずはそれに努めていきたいと。

当然5億円については、これすべてが連立完了後、もしくは区画整理の中という・・・ございますけども、連立の事業期間中にすべての5億円ということではなくて、その一部について現金化していかないといけないということで、その辺のところについては、今の予定では、この表を見ていただくと、まず3億円で現金化しなきゃいけない部分が、これちょっと年度が表示しておりませんが、基金保有地の例えば宝町栄で1億6,000万円現金化しなきゃいけない。それから、栄本町で2億3,200ということで、ここでも3億9,000ぐらい現金化しなきゃいけませんよということになってるわけですね。

そうしますと、この年度がおおむねこの予定では、今の栄本町地区では、平成25年から平成31年の間ということでやってますので、平成28年以降の分がこれがもうこの時点で処分をしていかないと現金化できないと財源不足になるというような状況でございますので、平成28年度以降の中で、遅くともそういった調整ができるような財源計画を立てていく必要があるというふうに思っています。

○佐藤委員

私は、これをできるならば所管がえによる事実上の一般財源の投入というような形ではなくて、やっぱりこれを売ると。

ただ、現実的には、こうした基金で保有している土地を代替地として希望する人がいないものだから、基金を使って平成22年度は1億円使って、その代替地をあっせんしてきたという歴史があるわけだから、それもなかなか厳しいけれども、それ以外の方たち、一般市民やその他の人たちがこれを買ってもらえればいいわけだ。

ただ、買ってもらえても、さっきの議論であったように、買ったところのお金と地価が下がってる現在のお金で差額が出て、まるっと売ればそれで充当額に対応できるけども、先ほどの旧1号線の交差点ね、6,000万円予定してあったのが

2,000万円で買えた。地価がぐんと下がってね、そういうことになる、この基金で持つ土地自体もそういう可能性があるということになると、そういう可能性が大きいですよ。その後、景気が上がって地価が上がれば別ですけども、現状のスライドでいくということになれば、名目の基金はあるものの、実体としては現金化できるものはうんと少ないということになると、この総務部がつくった財政計画もどうなのかなと。そこはさらに市債をふやすのか、一般財源を投入するのか、そういう話になってきて、だとすると、公債費率もこれだけ見ると大丈夫なような形できょうの資料もありますけれども、大分先の話だから、そう単純には言えないけども、そういうことだなというふうに思います。

それで私ね、事実上の一般財源だと。その是非については、きょう議論するわけではないですけども、だとするならば、この連立の長期実施計画の中で、単年度ごとにどうするかということにはわからなくても、ここに処分できるという見通しと所管がえせないかんとする相半ばの中で、できるかどうかは別にしても、一般財源000となっているけども、実質的には所管がえすれば一般財源なわけだから、ここをカウントしてこの計画をやらないと、ちょっと大変なことになるなというふうに私は思うんですけども、その辺の認識はどうでしょうか。

○都市整備部長

御指摘の点、一般財源を使って、いわゆる所管がえをするということは実質的には一般財源の重複ではないかという御指摘でございます。

確かにそういった流れになってくるということなんですけども、ただ、これはこの取得した土地を後年で処分をして一般財源に戻すというそういった形の対応ができる財源でございますので、その短期間の中では、そういった一般財源という形の数字が出てくるわけですけど、その後年においては、また逆に一般財源に返していくというような形になってまいりますので、その短期間のしわ寄せ分がどう影響するかというところは今後ちょ

っと検討、研究をしたいというふうに、財政の分野になってまいりますけども、そのように考えてます。

○佐藤委員

それでね、所管がえした土地が、今のところ4,300万ということでありましてけれども、これは明らかに一般財源の持ち出しにつながってるわけで、これを総務部か総務課で普通財産として持つということですけども、これは今までは連立の方でなかなか処分ができなかった土地であったとしても、この処分をどうしていくのかということを考えないと、一般財源出した分だけそのところを変えないとおかしな話になるなというふうに思うんですけども、この辺どうですか。

○都市開発課長

確かに現在は使い道のない、今回所管がえしたところは道路もついてないような土地でございます。

しかし、連立完了しますと県道が接続するということもあって、今めくら地でありますけども、将来には道路つきとなって非常に価値の上がる土地でございますので、今、処分できない土地は、将来高架化になりますと、全くいっぱしの土地として売れる可能性が十分にあります。

○佐藤委員

そういうことで、いずれにしても、知立市は長期にわたってこれは土地や開発公社じゃないけども、当面は塩漬けにしてじっと耐えると、こういう土地だということだというふうには思いますけれど、そんなことでわかりました。

それで、もう一つ聞きたいわけですけども、一般質問の中で、高橋議員が線増の連立の問題で、単純連続と線増立体交差及び単純と線増の境界の駅部の場合というようなことがありましたけど、知立市の場合は研究するということが部長の答弁でありました。

しかし、これは単純に私たちから考えると、線がふえるというね、縦ではありますけどふえるということになるとね、単純と境界にあるじゃないかなというような感じもしないわけですけども、

その辺の考え方の御説明をね、これ見ただけでは、なかなか複雑で難しいわけで、御説明いただきたい。

○都市開発課長

まず、線増高架の定義でございますけれども、駅の構内の中で線路数がふえたことは関係がないわけです。どこでふえるのかといいますと、駅部の両端に中間部という部分がございます。現在名鉄本線は複線ですから2本あります。名古屋方が2本、豊橋方も2本ありまして、高架化になったところで見ますと、やはり名古屋方は2本、豊橋方も2本ということで、中間部ではふえておりませんので、この要綱の中にあります式に当てはめますと、知立連続は線増高架ではない単純立体だということになるわけでございます。

○佐藤委員

なかなかそのところが難しいわけだけでも、実的にはそうしたことが言えるということをおっしゃるわけだけでも、ただ、実際的にそうした線がふえていくわけだから、この辺は何とかもうちょっとこの国の要綱があったにしても、政権もかわったことだしね、その辺の検討はしてほしいなど。なかなか難しくても私中に入れませんが、そんなことをお願いしておきたいなというふうに思います。

それで、今度検討委員会を立ち上げるということをして市長も指示をしてやられるということでありまして。私は、前も提案いたしましたけれども、どのような視点でやるのかということは私は専門家ではありませんけれども、駅南の都市計画道路を取り消すということを含めて、堀切地区や、また、新富地区の区画整理事業はいかがなものかということを含めて、ぜひ検討してほしいなど。これ答弁要りません。要望だけしておきます。前もって言っていたことです。

それと同時に、三河線の現軌道が空くわけで、あれにつくのかどうかということはわかりませんが、道路のありようも一度そういうことも検討をお願いしておきたい。そんなことも含めて、検討していただけたらというふうに思います。

それで次に、連立はちょっと終わらせていただいで。

○杉原委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時37分

再開 午後6時45分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

それでは、予算書の197ページ、排水路改修工事費というものがここに改良費の中で上に時期がありますけど、この改修の方をどういう内容なのか、その辺をお知らせください。

○区画整理課長

排水路改修工事費であります、知立八橋東部土地区画整理事業と関連する工事費であります。

知立八橋東部土地区画整理事業では、調整池を地区外に設置しますので、調整池までの排水路改修と調整池築造工事が必要であり、排水路の工事延長は290メートル、調整池は必要な貯水容量1,914立方メートルを確保する調整池を築造する必要があります。工事期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間で、総事業費は1億4,724万円であります。

平成20年度は調整池用の用地の取得を行いました。平成21年度は八橋町15号線、鎌倉街道の東出口に工事延長約176メートルの排水路改修工事を行っております。平成22年度は、その鎌倉街道から北上しまして、知立文化広場グランド東隣りの調整池予定地までの排水路改修工事及び調整池の築造工事を予定しております。工事延長は約114メートル、調整池は、先ほども言いましたとおり必要な貯水容量1,914立方メートルを確保する調整池を築造する予定になっております。

以上です。

○佐藤委員

ここでは八橋の土地区画整理に関連して調整池の築造、なおかつこの排水路の整備という形で載っているわけです。

この第5次実施計画を見ますと、排水路の管路化やそういうものが谷田12号線とか、また、先ほどの弘栄長田、牛田町の準市道、さらには土地改良事業という形で実施計画に載ってるわけですけども、そこで私、お伺いしたいのは、自分のところのことで大変排水路の改修、排水路というか用水といった方がいいですかね、ここで聞くのが妥当かどうかは別として、山屋敷町は、かつて用水が流れてたところを今整備をして桐山公園の接するところの用水を上部を改修をいたして、ふたをしましてね、通学路として整備をされました。そして今回、桐山公園整備にあわせて、さらにその部分については、現道のままでと思うけれども、公園用地との一体化の中で、ちょっと広々とした感じになるのかなというふうに思っております。

そこで私が聞きたいのは、せっかく通学路としてやりましたけれども、途中でそれが切れてるわけです。通学路としていくには、旧155線までいかないかんし、その手前の市道を迂回して155号線を横断歩道橋に乗って子供たちが通学すると、こういう位置関係になるわけですけども、ここについて、途中までは通学路として整備されましたけれども、残り部分についてはなかなか手がつかないという現状であります。そういった視点では、町内要望の範囲を超える事業かなというふうに思いますけども、その辺のお考えをお示してください。

○土木課長

今、言われるのは山屋敷桐山からの公園のすぐ北から西へ向かう道路沿いの用水のことだと思いますが、これにつきましては、用水でありますので、ただ車も隣すぐ通る状況であります。2メートルぐらいの道路かなと思いますけど、ふたをかぶせれば当然車も乗るということになります。この用水そのものが明治用水でありますので、その辺、明治用水の管轄になるわけなんですけど、用水も常にまだ下流に御存じのように、若干農地やってみえる方もみえますので、用水をとめるというわけにもいかない。用水を存続しながらそういったことということになると、ただ単にふたをかぶせるということになると、下の用水そのものが

すぐ老朽化してますので、これも莫大な工事費がかかるという内容と、それから、用水ですとか道路そのものの名義が個人名義になってるような状況もありまして、その施工そのものもどんな形ができるのかなというのとありまして、それと、常に満水で流れてますので、ふたをかぶしたときに、あと水量的にどのような形になるのかなというのが懸念されるというのがあります。

そういったこと等もありますので、直ちにそういった改修をするというのは非常に困難な状況かなというふうに思います。

○佐藤委員

直ちにとすることはいろんなとにかく用水自体、また、用水に設置してる準市道、これも地権者の関係がどうなっているのか錯綜してるような状況だということは私も承知をしているところです。

ただ、途中までかなり長い区間、通学路として整備をされた。しかし、残り区間100メートルぐらいありますけれども、実際問題として子供たちがここを通学してると。なおかつ、ここを車も通ると。桐山の中も、あの狭い道路の中で、新しい住宅もこの間10軒近く建つような状況もあったりして、大分にぎやかしくなってきた。そんな中で、車が通るときには子供たちが通学路の中でよける場所がないような実態があるわけで、そうした点では、管路化なり側溝を新しく生き返るなり、何らかの対策が、すぐということとはともかくとして、対応が必要な時期に私はきてるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

今2メートルぐらいの道路で水路を管路化しても3メートル程度になります。かえって車が通るのが多くなるのかなと、そういったような状況もありますし、また今、二、三カ所で管路化しながら道路の整備、生活環境の整備ということでやるとるわけですけど、そういったことがありますので、そういった地元町内のその辺の通学路のどういう形で整備するかだとか、用地というんですか、底地の寄附等そういったものも必要になってきま

すし、それと用水で使ってみえる方がまだいるというその辺の整理がつけば、ほかの事業が進んできたらそういったところに投入できるのかなというそんなふうに思っております。

○佐藤委員

今現在、住宅が建て込んでいて、これ以上、若干はふえる可能性があるかもしれませんが、基本的には今以上ではないにしても、その住民の方たちが通り、子供たちが通学路として利用するという点では、いろいろ問題点は権利関係を含めて、問題点はあると。なおかつこれが明治用水であるという点で、明治用水の許可も得ないかんとすることも私は承知はしてますけれども、そうした問題を住民にやってくださいというだけではこれは事が進んでいかんということですね、少なくとも俎上にのせて検討を開始をしてほしいなというふうに私自身は思うわけですが、後ろ向きな難しいという議論を先行させるのではなくて、そうした形で議論を初めて、どれが一番いい方法なのかということを含めて検討していただいて、それなりの時期にここが整備をされるということが望ましいなというふうに思うんです。

その辺で、課長はそういうふうに言われたけども、そんな方向で、きょう、あしたやってくれという話を私はしてるわけではないので、問題点も多くて課題もたくさんあるということを含めて、ぜひ検討を地域の皆さんの声も聞きながら、検討を初めてほしいと。私もまたそうした御意見、私もそういう御意見を何人かからも伺っておって、ここは何とかせないかんと。できたらあの水路わきの狭い道路を車で運転するというのは、なかなか怖くて、車運転する方も怖いような状況のままですね、ずっと延々と放置をされるということは望ましいことじゃないということで、ぜひ前向きな検討をしていただきたいなということです。

○土木課長

先ほど申しましたように、いろんな多々の問題点がありますので、どういった問題点があって、どういった整備が望ましいのか。また、どういった方向性にもっていけるのかなどいろいろ検討す

るところがありますので、一度地元とも協議させていただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ一歩前に進めてほしいなというふうに思います。

それで、もう一つお聞きしたいわけですが、199ページですけど、ここに都市再生整備計画書作成と、これはまちづくり交付金という形で事業をやると。平成20年度の国の予算を見ると一括交付金という形でそうした分野の中で、5年程度の事業を採択していくというか、そういうことになると思うんですけども、そんな形でこの間、知立駅周辺地区と八橋の地区をこういう形でやってきたんですけども、今後どうした地区をどのような規模でこうした形での計画書をつくり、実施していくのか、その見通しはどうでしょうか。

○都市計画課長

知立駅周辺につきましては、平成22年度でまち交の方が一応終わります。この次も今現在、区画整理も続いておりますので、2期分のまちづくり交付金となるのか、新しい制度になるのかというのはその辺はちょっとまだみえていませんけど、継続していくためには整備計画書が要ということで今回もこういうふうにあげております。

○佐藤委員

それで、これ計画書を委託する委託料が計上されているわけですので、内部において駅周辺地区が終わり、八橋地区が終わっていくと。

そうした中で、どの地域をどのような考えで知立市として選び、事業費をどのぐらいに考えて計画書を策定するかと。そういう大枠の範囲の中では、行政内部でそれは仕様書なりということでもってなければ委託することはできないわけですよ。勝手に業者に考えてくださいということじゃないので、だとするならば、大枠のそうした考え方や、どの地区をやっていく、どのぐらいの予算で、どの年限でやっていく、そういうことはもっておられると思うんですよ。そののところをぜひ明らかにしていただけたらというのが私の質問の趣旨です。

○都市計画課長

引き続きやっていくということで、新しい交付金になったとしても3年から5年という期間がありますので、その中で継続していくということになります。

次にやる2期分になるのか新しい体系のものになるのかわかりませんが、区画整理の中のまちづくりの事業、それから実施計画の中でどういうものがあるのかということ拾って、その辺で今後かためていくということで、今、委員が言われるように、これまだ都市開発の方と話をし、どれを今回の事業の目玉、目玉というんですかね、核となるものにしていくのかというのをその辺まだ詰めておりませんので、新年度に向かってやっていきたいなと思っております。

○佐藤委員

都市計画の方と詰めてないのでわからないと。これについては、基本的な考え方の中で、区画整理の中でやるもの、それから、実施計画にあがってるもの、それらをやるものと、また次に実施計画にあげるものという形になるんだろうというふうに思いますけれども、この点で、委託料が出てということは大筋のところはいつぐらいまで都市計画の方と協議をし、また、実計の中でさまざまな出てるやつを協議をし、おおよそのラインを決めて、これはいつぐらいに委託をされるんですか。

○都市計画課長

まだ時期的にはこれというふうに決まってませんが、国への要望のベースに乗る必要がありますので、今回当初から第2次分を抜けたということでございます。

○佐藤委員

ちょっとまだその辺がはっきりしないということとはよくわかりました。

それで、もう一つ、その下に都市再生整備計画の事後評価委託料というものが載ってるわけですよ。そうすると、事後評価ですから、今日までこれはやってきたものについて評価をする。どういう評価をするのかちょっとわかりませんが、

上の委託料と事後評価した上で、これから委託する計画との関係でどうするのかということなのかわかりませんが、これはどういうものですか。

○都市計画課長

まちづくり交付金ということで現在いただいているわけですが、これはまちづくり交付金事業というのは、市が地区ごとに都市再生整備計画というものを作成しまして、それに基づいて実施される事業に対して交付金がいただけるというシステムになっております。

国の方では、要は、都市再生整備計画を策定しまして、その中で事業を実施する。その事業を実施した中で、今までの事後評価というんですかね、当初決めた目標に向かってどれぐらいできたのかということを外部的人に入ってもらって、それを評価し、また次のまちづくりに使っていく。要するにスパイラルアップというんですかね、そういうものをしていくという内容になっております。

○佐藤委員

評価はいいんですけども、例えばまちづくり交付金を受けて事業をやったら、この事後評価というものは義務づけられているのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

これは国の制度でありまして、新しい交付金も同じように最後には事後評価というものがついて回りますので、外部の人を入れてそれを評価してもらおうということには変わりはないと思います。

○佐藤委員

ということは、外部の委託料ですので、外部の人を入れて事後評価していただいて、それは国交省なり、国の方に行ってそういう事業を国としてまちづくり交付金事業やってるけれども、成果はどうなんだということを検証するためにこれはやらなければいけない、こういうことでしょうか。

○都市計画課長

おっしゃるとおりでございます。もともと都市再生整備計画を策定したときには、数字でわかる

ような目標をセットしておりますので、それがどのように反映されたかというところを検証するというところでございます。

○佐藤委員

それで、もう一つは、こういう形で委託料という形でね、これはコンサルか何かわかりませんが、委託するわけですよ。それはそれでどういうところに委託するのか聞きたいわけですけど、そうすると、それに関連してまちづくり交付金事後評価委員会委員報酬金というのがこれ出てくるんですよ。業者に委託をし、なおかつ、この事後評価委員会をつくってね、そこで報酬金を出して検討するという中身になるわけですけど、2段構えになってるわけですけども、これはどういう関係で、どんな方を委員にしてやられるんでしょうかね。予定は10万5,000円ですので、この間のをどんな委員を選び、どのように事後評価し、評価したものをどう生かすのかということになるかと思うんですけども、先ほどの事後評価の委託料との関係でどうなのか、その関係をお聞かせください。

○都市計画課長

事後評価委員会というものを設置します。その中で、事後評価委員会委員の中に説明をするということがありますので、そういう説明する中身について、これまた国が決められたいろんな事後評価用のシートがたくさんあります。そういうものを業者に委託して、それでもってそのシートをもとにして今後つくります評価委員会の中で、大学の先生をトップに入ってもらいますけど、そこでそういうつくった資料を提出して検証していただくという流れでございます。

○佐藤委員

なかなかこれも聞いてみないと、どういう流れの中でこういうものがやられてるのか、なかなかわからんと。コンサルに委託したやつ、成果品を持って今は大学の先生というふうに言われましたけども、市の評価委員会を設けて、そこで再度成果品を持って検証すると、こういうことだということですけど、これは何人でやられるわけですか。

○都市計画課長

学識経験者ということで、今、大学の先生がトップに入ってもらって、あとは地元のことでございますので、今予定しているのは知立駅周辺ということでございますので、知立駅周辺の関係の方に入っていただくのが1人と、あと、地元の区長あたり、現役じゃなくて今、経験者というぐらいですかね、その辺の方に入っていただく。あと、女性1名ぐらいということで、全部で5名ぐらいの組織で検討していただくかなと。安城だとか刈谷もやってるんですけど、大体おおむねそのぐらいのメンバーでやられてるということですので、同じようにそれでいきたいなと思っております。

○佐藤委員

そういう形で市民の目線というか、そういうことも含めて検証するということであるということとはわかりました。それは国交省の方に先ほどの議論の中ではそういうことだということもわかりました。

次に、駒場牛田線のこの整備工事費ということで8,100万円というものが計上されて、これは衣豊線に才兼池のところからぐっと曲がりながら接道するという中身でありますけども、先ほど私、聞きませんでしたけれども、さっきの補正では当初6,000万余予定しておったやつが1,800万余の減額と、そういう形を受けての新しい予算だというふうに思いますけれども、前もお聞きしましたけれども、この地権者の方がおって、なかなか去年は進まなかったところあって、今の現状は、そうした同意の見込み、工事の進捗、その辺はどんな形になるのかなというふうに思います。

○都市計画課長

平成21年度予算では1,180万を切らせていただきました。これはやっぱりいろいろ積極的に担当の方は用地交渉を進めたわけですけど、なかなかいろんな問題がありまして、契約までできなかつた。代替地の確保がなかなか難しいということがあります。

できなかった分は今年度残りの方でいきますと、3名の方がまだ契約できておりません。工事もある

りますので、担当としては早目に契約をしていきたいなと思っております。

現在、用地ベースでいきますと、92.2%の進捗率、平成20年度末が62.2から92.2ということで、30%ぐらいのアップということで、あと残り8%について何とかしたいというところでございます。

○佐藤委員

この3名の方たちは、自分の土地に道路用地がかぶるということで、今聞くと代替地を希望しているような話が聞こえてきましたけれども、そうした問題を抱えている中で、用地の取得が頑張っでやるということはわかっているんですけども、難しさといいますか、困難さといいますか、そういう見通しは頑張っでやること自体はそのとおりでというふうに思ってますけれども、去年もそのことをやろうとして宿題として平成22年度に残したわけですので、その辺の見通しもどうなのかなと。

あくまでもこの方たち3名おるけど、すべての方が代替地を要求しているかどうかわかりませんが、その辺はどうですか。

○都市計画課長

3名中2名は何かいけるかなという目鼻はついてるんですけど、1名の方について、代替地を希望されているんですけど、なかなか農地ということがありまして、農地の代替地ということになりますと自分自身の農地の買う要件がこの方は整っていませんので、農地の代替地を買うことができないということで、その辺も何回もお話をさせていただいておるんですけど、なかなか御理解をいただけないということで、何とかなるだろうということで1年、2年というふうに延びてきているという状況がございます。

○佐藤委員

2名の方はいけるのかなと。2名の方いけるといふ根拠はどんなところですか。

○都市計画課長

既に接触をいたしまして、手続的に少し難しいということで次年度送りになっているという経緯もありますので、ある程度、話の方は合意まではい

っております。契約まではしてませんが、おおむねの合意までしてるものですから、大体いけるのかなというふうに踏んでおります。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、この2名の方が手続に難しいということがあって遅れたけれども、あと1名の方の農地の代替地といっても、この方の農民というか、農業従事者なのかちょっとわかりませんが、要件が農地を買うことができないというようなことを言われたんですけどね、そうすると、あくまでもこの方が代替地だと。成り立たない話なのかもしれないかもしれませんが、そうすると、そのことを納得していただく、もしくは農地じゃない方法を取らざるを得ないと。納得していただいてね、なかなかその辺の理解は難しいところなんですか。

○都市計画課長

我々としては、何回もお話をさせていただいているわけなんですけど、本人としては、やっぱり市街化調整区域での土地がもう少なくなってきているということで、道路につぶれてしまうということで、ほかにかわるものがほしいということで農地を希望されておるといふことなんですけど、やっぱり市で農地を買おうとすると3反以上の保有がなければ農地は買うことができないということがあります。

道路にかかったお金をもとに、市街化区域を購入してくださいということは、それも交渉の中では述べてるわけなんですけど、市街化区域は当然高いものですから、金額的な折り合いができないと。かといって市街化区域買わなくて調整区域の土地がほしいと言われるものですから、その辺がなかなかお互いのいろんな話をするんですけど、交渉がエンドレスでぐるぐる回るといふぐらいの感じなわけです。そういう状況です。

○佐藤委員

そうしますと、その方の土地が道路敷きを計画しているところのどこにあるかちょっとわかりませんが、ここがうまくいかないという感じという厳しい側面の中でのこの駒場牛田線の

新設道路だと、こういうことだということだけはわかりました。ぜひ納得のできる方法で解決してほしいなというふうに思います。

それで、もう一つ私、聞きたいのは、203ページですかね、予算の概要でいきますと、65ページで、みどりの基本計画というものがあるわけですよ。それで、まずこれについてお聞きしたいわけですけども、これは、ついこの間、新聞報道によると、愛西市が法で定められたさまざまな計画を10ばかりつくってなかったということで新聞報道で問題になって、市は今現在四つのこの計画を大急ぎで策定しますというような記事が載っていたわけですけども、この緑の基本計画というものは、そうした法で規定された計画なのかどうか。ただ、ここで事業費の内訳見てみますと、全額一般財源という形になってますのでね、先ほどの長寿化の計画だと国費がその中に入って計画策定という形になるわけですけども、緑の基本計画はその辺どうなのでしょう。

○都市計画課長

緑の基本計画は、以前は緑のマスタープランと呼ばれていたわけですけど、法が変わりまして、平成6年に都市緑地保全法が改正されて名前も緑の基本計画というふうになりました。現在ある緑の基本計画は、平成8年につくったもので、平成8年から平成22年までのものがあります。

したがって、これを更新する必要があるということで、平成21年度と平成22年度の2カ年にかけて、この緑の基本計画を作成するということになります。これは緑の保全とか、緑に対する基本的な施策を記載するというんですかね、そういうものをつくるというものでございます。

○佐藤委員

法改正があつてね、緑のマスタープラン、ちょうど私、市議会に出させていただいたときに一式もらって緑のマスタープランと、それを参考にして公園問題を質問した覚えがありますけれども、私が聞きたいのは、法改正は行われたんだけど、この策定について法的な義務づけがあるものなのかということをお聞きしたいわけです。

○都市計画課長

緑の基本計画は、当然都市計画マスタープランと並ぶものでございまして、法的につくる必要がございます。

○佐藤委員

だとするならば、この国費が全然なしで、市費だけでやるということはいかなるものかなと。国が法で義務づけられている以上は、どのぐらいの割合になるかどうかは別にしても、国費がきて当然だというふうに私は思うんです。これが法で義務づけられてなければね、市として地方分権で独自にやるということであればいいわけですけども、少なくとも法で義務づけられているものについて、その計画を策定するならば、国費がきても当たり前だというふうに私は思うんですけれども、ここで言っても国費がつくわけではない。しかし、考え方としてどうなのかということは聞いておきたいと思うんです。

副市長ね、私の趣旨をわかって、多分同じ思いだというふうに思いますけども、その辺どうでしょう。

○清水副市長

国がそういう計画を作成するという部分では、そういうことかもしれません。これがです。先ほどのいわゆる単品の補助金という形で財源手当をされているのか、また、交付税措置というような形で、いわゆる都市計画全般の中にそういった事務費として計上されているのかということもあります。

そういうことでありますけども、過去のいろんな例えば総合計画なども自治法よっての策定が義務づけられている、そういうものもあるわけで、そういうものにおきましても、全体の企画費というような事務費の中できつと手当をされてる財源だと思いますので、一概にはなかなか言えないかな。

ただ、質問者おっしゃるとおり、国がそういう必須のものだというふうな形で法で定めてくるものについては、そういった国の支援とか財源措置というのは、当然私たちが求めていきたいところ

だというふうに思っております。

○佐藤委員

交付金交付税措置と、知立市は不交付団体でするのでそういう措置があっても反映されないということであるならば、その計画について特財としてちゃんと入ることが望ましいなというふうに私は思います。

それで、ここで一つ、緑の基本計画、緑地の保全、公園の整備、こういうことになろうかというふうに思うんですけども、現計画がこの平成8年から平成22年だということですね、新しい計画を策定するわけですけども、もちろんこれはお金との関係がある話でね、単純には言えませんが、どれだけ知立市として現計画のもとで進捗したのかね、その辺の問題意識がないままに次をつくるということだけではないのではないかというふうに思うんですけども、細かい内容はともかくとして、そういう現計画を進めてきたその検証も要るんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどのような考えでおられるのかなというふうに思います。

○都市計画課長

策定に当たっては、当然現計画とこれからつくる計画との現状を見まして、その辺を検討していくということにはなりますけど、緑の比面積当たりでいきますと、データはちょっと古いですけど比較しようがありませんので、1992年と2004年、これで比較していきますと、残念ながらちょっと緑の方は減っているというような状況が伺えます。

したがって、こういうことがあるものから、施策として緑をいかに保全していくかということがあるわけですけど、公園の方の1人当たり面積というのもこれもまた当時と比べると当時よりも人口がふえていますので、公園面積は変わらなくて人口がふえてくると数字が落ちていくということになりますので、なかなか難しいなということがあります。

したがって、緑をいかにふやすというよりも守るかということにもそういうことも考える必要があるのかなということをおもっております。

○佐藤委員

ぜひその辺で、現計画がどこまで達成できたのかということは検証していただいて、また、私たちにももちろん策定されてくれば、その数値もわかるわけですけど、そうしたことも明らかにしてほしいなというふうに思うんです。

ただ、この計画ができたとしても、例えば開発要綱の中で一定の面積以上開発すると、そこに緑地を何ぼもうけないかん、区画整理で何ぼもうけないかん、そういうことはあるにしても、それ以下であるならば、どんどん緑地は減っていくということがありまして、それを今の法律の中でどんどん規制するなんてことはできないわけでも、そこに誘導策がそういうものがこの計画を策定した以上は、知立市としてのまちづくりに対する誘導策なりそういうものがないと、つくったけれども結果としてどんどん減ったよという形になると思うんですけども、そういうこともあわせてね、そういうものをつくるのであるならば検討する必要があるかなというふうに思うんです。

ただ、これも限界がある話でね、人の土地を勝手に住宅建てちゃいかんとかそういうことにはとんとならないわけだけでも、いずれにしても、そうしたことを踏まえて、人口がふえたから1人当たりの公園が少なくなった、緑地が少なくなったというレベルの話ではなくて、何らかのそうしたつくるのにふさわしい、またその目標を達成するにふさわしい誘導策や何かがあるかないと、それはつくったけれども結果としてどんどん民間開発でいったよと、こういう話になるわけですよ。田んぼも含めて、そう思うんですけども、その辺どうですか。

○都市計画課長

緑を守るということが、今委員が言われたように、市の方でここはいかんというふうにはなかなかできるところはほとんどありません。公共用地だけは緑は私のところの所管でいけば、公園緑地は何とか手当はできるんですけど、それ以外については民有地になるものですから、緑を守りましょうというPRというんですかね、啓発というん

ですかね、そういうことはやれるんですけど、市がどうのこうのというのはなかなか難しいのかなと。現状にある公共施設の保全にまずもって力を入れるべきかなということぐらいしかちょっと今、思い当たるところはありません。

○佐藤委員

守るにしてもね、そう拘束力がないということの中で、守りの姿勢に入るわけだけでも、それではつくってもどんどん減少するのが目に見えるような実態ではないかと。そこはやっぱりなかなか難しい話だけれども、何らかの仕組みの中で誘導策をつくるような方向もぜひ検討していただかないと、つくっただけという話にこれはなりかねないというふうに私は思うんですよ。

そう思うんですけど、私が具体的なことをこれをああこうということは提案できないですけども、つくる以上はそういうことをセットにして考えないと、結局法律で義務づけられてつくりましたよというだけの話でとどまってはいけないというふうに思うんです。

副市長、私は具体的提案はできませんけれども、基本的な考え方としてそんなふうに考えているんですけども、どうでしょうか。

○清水副市長

御質問者のおっしゃるとおりです。この計画を策定することが目的ではございませんので、その先にある具体的なそういう緑化対策といいますか、緑化、緑を保全するふやすと、そういうことに結びつかなくてはならないものだというふうに認識しております。

○佐藤委員

具体的なことは提案できないわけですけども、つくる以上は、そうしたことをぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それで、もう一点、具体的に緑の基本計画の中で、公園やそういう緑を保全することと同時に、さらにこれをふやすことも一つの課題になっているかなというふうに思っているところですけども、一般質問の中でも、公園についてさまざまな規制があって、それは利用者側と地域との合

意の中で、さまざまなケース・バイ・ケースがあるということが言われたわけですね。これは委員長も言われましたし、また、池田議員もその問題取り上げられました。

私も山屋敷町で大変恐縮ですけども、富士塚にちびっこ広場をつくっていただきました。しかし、ここも見てみると、べからず集の看板がたくさん載ってるような状況で、極めてちびっこたちが遊ぶのに使い勝手が悪いと、こういう問題があるわけです。ここは行政側でどうするというのも大切ですけども、もう一つは、地域の中で合意を得るという作業はせないかんということは当然承知しています。なかなかそのところの折り合いというのは難しい側面があるんだね。この前の一般質問や質疑の中を聞いても思うんですね。

そうみたときに、せっかくこのちびっこ広場ができて、これが有効に活用されないということになりますと、これは費用対効果とか大変問題があるなというふうに私は思うんです。

そんなことでね、この富士塚のちびっこ広場については、フェンスを張っていただき、植栽をしていただき、整備はしていただいたわけですけども、地域の若いお母さんたちを含めて、極めてその使い勝手が悪いということで不評が上がっているわけですよ。先ほど言ったようなボール遊び等を含めて、それは地域で解決するという問題がありますけども、もう一方では、あそこはつくっていただいたということがありますが、小さい子供たちが対象だということが一方でメインになります。一方で、桐山公園もつくられてちびっこ広場もできますけれども、あそこもそういう意味でいけば使い勝手がいいようにしてほしいということで、少なくとも遊具のブランコがいいのか、何がいいのかわからんけれども、ばねのついでびよんびよん乗ってやるものもいいのかわかりませんけれども、お金がそんなにかからない遊具でも結構ですので、そうしたものをつけてね、せっかくつくられたものが活用されないでは、これはいかんわけで、そんなものを設置してほしいと。私がこう言いますと、公園の遊具のリニューアル

の計画だというふうに言われますけれども、私は、500万も600万円もかかる遊具を提案しているのではなくて、ほんとの可能なものを二つ、三つつけてもらうだけで住民の皆さんが納得できるようなレベルで結構だというふうに思ってるんですよ。ぜひそれはやってほしいなと思いますけども、どうでしょう。

○都市計画課長

富士塚の方も、もともとは民有地でありまして、お母さん方がそこで遊んでお話をしておったところから始まりまして、何とか広場の確保がほしいということがあって、いろいろ結構市の方も借地をしましてフェンスをやったり、緑化もやったり、いろいろお金かなり投資しております。

250メートル離れてもいないところに桐山公園というものを今、今年度と来年度ということで作っていますので、今言われるように、遊具小さいやつを二つ、三つというふうに言われましたけど、よその地区では、なかなかそういうものもほしいというところはたくさんあるんですけど、要望にこたえられないというのが実情でございます。

したがいまして、桐山公園ができてからもう少し様子を見ていただけないかなというところは本音でございます。

○佐藤委員

だとするならば、そのところは桐山公園にみんないけばいい話でね、つくった意味合いがなくなるんですよ。そうじゃないですか。使い勝手が悪いというままにしておいたら。確かに、よそではつけてほしいという御要望があるけれども、つけれないと、要望にこたえられないということがありますけども、それでは逆に聞きますけども、ちびっこ広場は市内、ちょっと私、調べてないですけど、何か所あって、遊具が全然ない広場はどこですか。

○杉原委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後7時34分

再開 午後7時34分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

ちびっこ広場といいますと、東前ちびっこ広場、茶野ふれあい広場、高場ふれあい広場、新林ちびっこ広場、コネハサマふれあい広場、薬師寺ふれあい広場とかいろいろある。遊具のないところですが、借地公園の方はないというところになりますね。弘法山の方でたまに駐車場で使われているというところですね。高場ありません。

○佐藤委員

ここでつけますということはなかなかすつとは言えないにしても、せつかく借地でお借りしておるわけで、そこが確かに桐山公園はあるかもしれないけど、そこが利用されないということになれば、対費用効果で問題が残ったままにずるずるといくということは、これは大きな問題だなというふうに私は思うんですよ。

遊具について、例えばそれがどれぐらいのものの費用なのかちょっと私はわかりませんが、少なくとも例えば単年度で三つつけるというふうにしたならば、単年度で一つだけつけてみるかどうか、これを3年ぐらいで三つつけるとか、そういうことは可能じゃないですか。遊具によっても私は何もコンビネーション遊具をつくれなんてこと言ってるわけではなくて、ささやかなね、例えばカメでもウサギでもいいけど、ばねがついて乗ってこうやって揺らすやつがあったとしても、あれがどれぐらいかかるかわからんけども、それを可能じゃないというならば、緑の基本計画も何をかいわんやと、こういう話じゃないでしょうかね。

ぜひそこは突っぱねるのではなくて、私は一挙に幾つもつけてくれなんてこと言ってるわけじゃなくて、借地公園であったとしても、対費用効果を上げるということを見たら、一つでも二つでもですね、立派なものじゃなくても安価なものでも小さい子供とお母さんが遊べるようなものをね。なにもちびっこ広場だけじゃないですよ。ないところがあったら、ぜひやる方向で検討してくださいよ。私もハヤシスポーツに行つて、遊具

がどれぐらいお金がかかるものか一遍聞いてみま
すので、ぜひ検討の方向だけ出しておいてくださ
い。

課長出ないということであれば、担当部長ね、
なかなかいろいろあって大変だと思うけども、ぜ
ひ検討していただいて、そういうところに二つぐ
らいつける方向、単年度でできなければ2カ年で
も結構ですよ。それぐらいの検討をやって、せっ
かく借地料を払って借りてるのに利用がないなん
てことになったら何のための公園だと、こうやっ
て皆さん怒ってるわけですので、それでは市とし
ての姿勢が問われるんじゃないかなというふうに
思うんです。ぜひそこを検討していただいて、ち
びっこ広場で遊具のないところに計画をもってつ
くっていただきたいと、こういうふうに思います。
どうでしょうか。

○都市整備部長

御要望の件、十分わかるわけですが、先ほ
ど課長も答弁しましたとおり、まだ遊具のないそ
ういったちびっこ広場もございます。ですから、
供用の年だとか、待っていただいている年数、ま
た地域バランス、そういったところを見ながら、
一度実態を調査させていただきまして、そういっ
たちびっこ広場の遊具の設置の計画を立ててみた
いと思います。

○佐藤委員

私もちょっと調べさせてもらって、遊具はどれ
ぐらいの費用がかかるものか、そんなところも見
てみたいなというふうに思います。

それで、もう一つは、207ページということで、
71ページのところですけれども、上重原の北部土
地区画整理事業と、これは固定資産税の増収アッ
プなどを含めてこの間、推進をしてきたけれども、
今日の景気の中で同意が得られないというような
中身であるわけですが、今回、断念というこ
とじゃなくて、その火を消さないという意味で、
200万円のお金がついて、調査やられると。企業
誘致の推進調査というようなことですが、これ
について、もうちょっと詳しく教えてください。

○区画整理課長

今回、知立上重原北部土地区画整理事業の企業
誘致推進調査のための委託業務であります。具体
的には、業種別の企業への意向調査を考えており
ます。

ただ、中につきましては、まだ具体的には決め
てはおりません。当事業につきましては、先ほど
委員の方も言われましたとおり、平成21年8月に
事業中止の要望書の提出があり、これにより地権
者の意向調査を実施すべきか、平成22年12月に予
定していました市街化区域への編入を見送りました
が、このまま事業を継続するが70人で54.7%、
経済状況等によりしばらく様子を見るが15人で
11.7%と合わせて85人で66.4%おみえになります。

また、事業中止の要望書を提出された地権者の
からの反対理由として挙げられていたのが、
百年に一度と言われている世界的な金融危機であり、
経済不況の中、進出企業があるのかという不安な
声もあります。そうしたことを受けまして、今回
企業誘致推進のための調査を行いたいということ
でお願いいたしました。

以上です。

○佐藤委員

企業誘致推進調査ということですが、
これはどのような形でやられるわけですか。全国
に知立のこの区画整理やった暁には来てくださ
いという調査をやられるんですか。これはどんなも
んでしょうか。

○区画整理課長

先ほども言いましたけども、まだ中はどの
形にするのかというのが具体的には決めておりま
せん。

ただ、先ほど言いましたとおり、やはり企業へ
の意向調査でございますので、工業団地の方へど
ういう形で出ただけなのか、どういう規模が
あるのかというのを一度確認したいというふう
には考えておるんですけども、具体的にはまだ少
し中身的には詰めてはいないです。

以上です。

○佐藤委員

今回この事業について、地権者の方すべてじゃ

ないにしても、この不況の中で、このままゴーサインを切ってどんどん進むことについて二の足を踏んだと、こういうことですよね。

今、多くの企業に誘地の調査をしてみても、どんどん来るかということもなかなか考えにくい経済情勢じゃないですか。多分ここは区画整理をやって、売り地にする、もしくは借地にするにしても、それなりのものじゃないと借地料や購入費用に耐えかねるという点では、なかなかそう単純な話ではないなというふうに私は思うんですよね。

企業の誘致調査といっても、今現時点で一番厳しいときにやってきますかということを考えてみると、これはなかなか厳しいじゃないかと。申す少し経済情勢をですね、とにかく火を消したくないからこれやりますという話だけをしとるのではなくて、もうちょっと経済の打開の方向が出る中でそうしたことがあるならばまだしも、そのところで調査して、ほんとに効果があるのかなという気がするんですよ。どうでしょうか。

火を消さないためだけにこの200万かけてやるというのはいかがなものかなというふうに思うんですよ。200万あれば、先ほど私が言った遊具が2個かそこらつくじゃないですか。今、意向調査しても、この区画整理事業が平成29年度ですよ。どこから予定だもんで。だけど今ストップしとるわけだもんで、それで意向調査やって同意が得られて区画整理事業がほんとに平成29年度に今の状況の中で、もくろみとしてそういうふうにしていてるけれども、どうなるかわからんという状況の中で企業誘致の推進調査というのは、ちょっと今の経済情勢を見誤った対応じゃないかなというふうに私は思いますけどね、どうでしょうか。

○区画整理課長

確かに委員の御指摘も確かなことだとは思いますが、やはり私どもの方も6割というのか、3分の2の方がある程度進めてほしいというところがありますものから、そういった中で、やはり委員の言葉を借りるわけではないんですけども、推進というとしびだけは、やはりある程度つけていきたいということで今回お願いしたわ

けでございます。

○佐藤委員

その種火を消さないという唯一のもので企業調査がちゃんとうまくいくかどうかというのは2番目だと、こういうことみたいですね、今の答弁を聞くと。それでいいのかなと、税金を使ってやるのに。そこを私は問うたわけですけども、ほんとに200万あれば、私は、ちびっこ広場に遊具をつけてほしいなど、これが率直な市民の方にこのことをみたときに比べていただければ、私と同じ気持ちになるじゃないかなと、そんな感触でお聞きをしたわけです。

それと、もう一つは、一方で緑の基本計画だと、緑地の保全だといいいながら、もちろん地権者の意向があるとはいっても、緑地をつぶす方向で推進するというこういう矛盾も抱えてるということじゃないですか。

だから焦って、ほんとに皆さんがやりたいということであれば調査費をつけなくたって火は消えないですよ。慌ててやったって、景気の底のところやったってね、いい結果にはなりませんよ。そんなことを申し添えておきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、次のページですけれども、74ページ、この知立駅の北地区の市街地再開発事業ということで、駅周辺の中で、駅の前が再開発事業と、これは再開発組合もできてスタートを切るところですけども、これは前は図面だとか絵を示してもらったんですけども、区画整理の進捗の中で、これはいつぐらいまでこういうものができていくものなのか、その辺は見通しはどうなんでしょうかね、このことだけ一つ。

○都市計画課長

現在、準備組合の方が7月に設立されました。駅北としては地権者は順調に進んでいるということですけども、やはり移転先の確保が一番課題になります。それがいつできるかということが建築時期が始まるネックになってくるというところですが、現在の予定では、来年度推進計画を引き続き行いまして、次の年度に都市計画決定、平成

25年度あたりから事業認可の作成を始めまして、できれば平成27年、平成28年に建築に取りかかりたいというような計画を持っております。

○佐藤委員

そういう形でね、ここについてはそんな形であるわけですが、この前の議論を聞いていましたら、北と新地の一体的な整備の委託料も去年つけてやられたということで質問が一般質問でもありましたけども、基本的にここにも市の補助金が入るわけですが、もちろん地権者の方たちがこうやって立ち上げてやってこられたということで、それはあれですけども、補助金の考え方として、私は勉強不足なもので聞きたいわけですが、この前は、いわゆる廊下とか階段とか供用部分に対する補助というようなことを聞いたんですけども、その辺はどうしたところ、補助金の根拠についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○都市開発課長

まことに申しわけございません。ちょっと把握をしておりません。

○都市整備部長

再開発の補助金につきましては、これは市街地再開発法という法律に基づく事業でございますので、国がこの事業に対して補助金を出していくということで、その前提は県、また市がそういった補助金を交付していくと。交付要綱をもってということが前提になっているということでございまして、通常の再開発事業の施設に対する補助金は、先ほど御披露ありましたように、施設のうち供用部分、個々の占用部分については、これは補助対象になりませんので、例えばエントランスとか通路、エレベーター、こういった不特定多数の方が使われる部分に関して対象になるということで、その部分の建築費に対して、国が3分の1、組合が3分の1もちまして、残りの3分の1を県と市で半分ずつ持ち合いますので6分の1ずつということになります。

それ以外に調査設計費関係もございまして、主な補助というのはそういった建物に対する補助はそんな形になっております。

○佐藤委員

この駅北の市街化再開発事業というのは、結局の話が区画整理ね、鉄道高架と一体の事業としてこういうものが計画をされてきたという経緯があるわけですね。そういう点では、組合もできて、先ほどの課長の説明ではね、都計決定も来年度にはして、具体的に進めていくということが明らかになりましたけれども、これは当初は下のところをお店にするとか、2階をお店にするとか、図面というか構想というものが出されたわけですが、これは具体的にこれが進んでいくとなると、どんなものになっていくんですか。

○都市開発課長

今年度の基本計画で、今まで作成をしてました建築計画案を一部修正しております。その内容についてお知らせいたします。

まず、建物は17階建てを今のところ考えております。1階が店舗、2階から5階が駐車場、約200台です。6階以上が住宅で、60戸程度を現在考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

そういう形で、17階建てということで、こうした形であるわけですが、高度利用ということで地権者の方が入れられる方もおるだろうし、出られる方もおるかもしれませんが、そうすると、おおよそこれについてはどのぐらいの費用をかけて施工なさるお考えなのかというふうには、当然のことながら、もちろん今の段階で図面が出てきたわけじゃないので、供用部分がどのぐらいの面積で、それを建設するに当たってどれぐらいの費用で、補助金を国・県・市含めてどうしていくのかということがあろうかと思うんですけども、その辺の見通しは検討されてる中身があったら教えてください。

○都市開発課長

今の御質問にお答えする前に、少し追加して説明させていただきます。

ここにあるイメージパースは当初の絵でございまして、17階建てとはちょっと異なっております。

ので御承知いただきたいと思います。

事業費ですけれども、これも今、基本計画の中で積算をしているところでして、まだ確定したものではありませんけれども、大ざっぱなお話をいたしますと、全体で30億円ほどかかるのではないかとこのところでございます。

○佐藤委員

設計が鉄道高架と一緒に概算の段階だというふうに思うんですけど、こういう形になると、それぞれ国、組合、県・市が6分の1ずつと、こういうことになると、どんな負担割合になっていくのかなというふうに思いますけど、数字をもってからお知らせ願いたいわけですけども、どうですか。

○都市開発課長

あくまでも参考ということをお願いいたします。

30億円のうち、国庫補助金が約5億円、県費が2億5,000万円ほどで市費が2億7,000万円ほど、残りが組合の負担ということになります。

○杉原委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後7時56分

再開 午後8時05分

○杉原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

もう一遍この補助額についてだけ確認させていただきます。

国が5億、県が2億5,000万ですか、市が2.7億と。2.5と2.7で一律だというふうにはちょっと合わないかなというふうには思うわけですけども、もう一遍そこだけ確認させてください。

○都市開発課長

ちょっとまとめ方に不自然さがあるかもしれませんが、おっしゃったとおりでございます。

○佐藤委員

そんな形でね、ここはあくまでも連立、それに附帯する駅周辺の区画整理事業の中でこの事業が押し出されてきたという流れがあるかなというふうに思うんです。

それで、もう一つ、この74ページの概要、これは前の議会でも聞きましたけれども、この西新地の約1ヘクタールに関して、共同化が互いに地域の活性化に資する事業となるよう市街地再開発事業の推進計画を策定すると。これは計画は12月も聞いたかと思うんですけど、もうできたわけですかね、これは。どうでしょうか。去年の共同化の委託がありましたけど、あれはどうなって今回につながっているのか。一定の成果品があるならば、ぜひ明らかにしてほしいなというふうに思いますけども。

○都市開発課長

おおよそできておりますけれども、成果品としてまだ納品はされておられません。

○佐藤委員

それは成果品として、いつぐらいにくる予定ですか。ぜひきましたら、私たち議員の方にもぜひお示しを願いたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○都市開発課長

工期の方が3月中旬となっておりますので、そのときには届けられると考えております。

納入された際には、議員各位にもお示しをしたと思います。

○佐藤委員

そこでお聞きしたいわけですけども、この前、山崎議員が再開発をこの1ヘクタールについても行うという、行うというか、そういう検討がなされてるということで、事業費が幾らでしたかね、70億円でしたかね。そして、なおかつこの市の補助金を17億円予定している旨の質問がありましたけれども、今この北の再開発事業を見たときに、余りにもべらぼうな事業だなというふうな感じを私は受けるわけですけども、率直に言って、あの時部長は、地権者の同意がまず大事だよというふうに言われましたけれども、どうしてあんな計画が、計画がというよりもアウトラインが出てくるのか、私もちょっと信じられんような思いがありました。25億円かけて総合公園つくるという計画でしたよね。これは凍結されました25億円という

ことで、今この時期はと。いろいろ意見はあるわけですが、しかし、ここの中で、それがどこまでほんとかということとは別にしても、17億円という総合公園にはまだ匹敵しないわけですが、それにしても大きな費用が示されて、どうだという質問がなされたわけですが、どんな実感、率直に感じられましたか。

この計画、もちろんそれは地権者の皆さんが再開発組合をつくってやる範疇でありますのでね、地権者の方々の考えというものは第一義的に優先はされるというふうには思うけれども、市補助金17億というのは許容できる範囲なのかどうかということも含めて、どんな感触とお持ちなのかお聞きしたいなと思って。

○都市整備部長

一般質問で山崎議員から西新地地区の今進めている事業の事業費、また、市の補助金の額というのが御披露があったんですが、私も数字を聞いて、もともと初めてお聞きしたものですから、とっさにお答えができなかった部分があるわけですが、私の方は、今そういった事業費がどれぐらいかかるであろうかというようなそういったつかみがしたいということもあって、今、基本計画というのを、ある程度どれぐらいの施設がああ地区にできるだろうかというところを計画した中で、次のステップで概算事業費出して、その中で、市がどれぐらい負担をもたなきゃいけないのかというそういったステップになってくるわけですが、それが出てきたということは、今、山崎市議に私は直接確認はしておりませんが、西新地自体はもともと今、私どもが調査する前に商工会が主体となって西新地地区のまちづくりという中で検討もされていたということでございますので、その中で出てきた数字なのかなというふうに思っているわけですが、ただ、その数字にしましても、先ほど言いましたように、70億円の事業費で17億円を市が負担するというのは、先ほどの一般的な補助金の算定からしますと、70億円が全体事業費であるとしますと、補助対象事業費というのは当然これから落ちてきますので、70億円全体が対象

でございませんで、先ほどの駅北地区でも全体事業費は約30億円ぐらいで補助対象事業費は15億円ぐらいというような形ですので、それはままたてはめるかどうかわかりませんが、少なくともそういった比率でいけば、単純計算してもそんな17億円という数字は出ないんじゃないのかなというふうに思っておたわけですが、ただ、補助金以外に市の支援として、例えば再開発という床を市が取得するだとか、そういった新たな公共用地として地区の中で道路用地として買わなきゃいけない部分があるのか、そういった計画の中で、補助金以外のものがあるということであれば、そういった想定もできるわけですが、ちょっとそのプランニングそのもの自体も私、把握してないものですから何とも言えないですけど、ただ、数字そのもの、17億円という数字は、これは財政局との現実にそうであれば真剣に議論をなきゃいかんわけですが、今の長期財政計画の中では、非常にオンしていくには非常に厳しい数字かなと。事業を担当する側としてもそんな感じは持ってます。

○佐藤委員

これについて、知立の玄関だということで、いけいけどんでは困るなと私は思うんですね。

この時期にこれがほんとに進められるかということもね、先ほどの鉄道高架駅周辺の事業計画、財政計画見通したときに、その余地がどうなのかなと。ないではないかなと私自身はそう思いますよ。先ほどの議論じゃないけれども、8億の分もそのうちの5億を市が肩がわりを結果して、買ったときよりも安い値段と、原価割れということになれば市の負担がますます大きいという、こういう自体にあったときに、地権者の皆さんの気持ちは理解できるし、それはというふう思うんだけど、山崎議員のあのお話を聞いたときに、私はびっくり仰天をいたしました。

私たちが特別委員会でも全国各地、鉄道高架を含めて再開発事業を見てまいりました。あの人口の多い都市であっても駅前の一等地で再開発やっても、結局床が売れなくて苦肉の策で市がそこを賃

貸する、もしくは買い取ると、こんな話で再開発のそもそもの地権者の皆さんの合意の中での計画とは違った形になっていって、市が面倒みないかと、こんな話では困るわけで、ここは慎重な判断の取り組みがね、策定委託料、成果品がこれから出てくるとはいえども、慎重な取り組みがないと、これは大変な話だなというふうに思いますけれども、部長どうですか、その辺をもう一度。

○都市整備部長

西新地地区につきましては、地区の地権者の方、役員初め熱心に取り組んでみえます。地域的にも駅から100メートル、200メートルという範囲の中で、あの地区が今の現状を考えますと、やはり整備をしていかなきゃいけない地域だということは、これは認識をしておるわけですが、ただ、おっしゃるとおり、これはやはり市の今言った事業のスケジュールの中で、どこにはめていけるかということもこれは検討していかなきゃいけないという部分は十分認識をしておりますし、私の方の今動かせる範囲の中で、全体の今の長期財政計画の中で、どこにはめれるのかということも今つけている基本計画、来年度つくる推進計画の中で、事業としてはめれるのはどこではめれるんだということの事業スケジュールもやっぱり検討していきたいと思っておりますし、また、市としてやはり一番大切なところは、もう一つに、1人の地権者として駐車場の敷地の取り扱いについて、これをどうしていくんだというところもこれはきっちり方向性を出していかないと、再開発ありきでそのあと考えるのでは、これはちょっと市民に対して説明ができないということで、やはり取り組んで再開発として事業をやっていくのであれば、財産がどういう形で変わっていくのかというところをきっちり説明をさせていただいた中で、御理解がいただけるということであれば進めていくということになると思いますので、そのためにはやはりことし、来年といったその中で、ある程度の方向性をつかんでいきたいなということで調査をやっておりますので、今、取り組んでみえる地域の方にもそういったお答えをしていかなきゃいけないとい

う部分で、今年度、来年度の中で、大まかな方向性を出していきたいというふうには思っております。

○佐藤委員

一つはね、その床を市が補助金とは違う別の迂回をさせる形で買うというようなことを計画の中に盛り込むことは、これはいかなものかなというふうに私は率直言って思います。全国のそうした再開発事業を見たときに、結局そういうことだなということだと思います。

それと同時に、先ほど部長が言われて財政計画どこの中で当てはめるのかということを見たときに、私は、これをどんどん推進しろとはする立場ではないですけども、市として補助が可能な額は何なのかと。そこから見て、よしんばやるとしても、その事業規模はどれぐらいのものなのかということが組合の方が言うからということで、どんどん膨らむようなやり方じゃいかんし、市のそういうところのガイドラインがあって、その範囲で調整していくということがないと、これはとんでもない話になるなということが率直な私の思いです。

私は、この財政計画で2対1にもならないし、事業費の削減もならないと、こういう状況の中では、どんどん推進はいかなものかというふうに思います。気持ちはわかりますよ。あそこの中には、歩いてみれば畑もあったりしてね、古い家屋もあると。そんなこともあって、気持ちはわかるし、何とかせないかんといい皆さんの気持ちはわかりますよね。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけど、何遍も聞いておるかもしれませんが、地権者の方は何人で、そうした方向での同意やそういうことはどのような方向になってるのかなということですけど、そこはどうですか。

○都市開発課長

権利者の数ということじゃなくて、戸数といいますか、20名です。個々に権利はそれぞれ分かれておりますけれども、前面に出ている方は20人ということなんです。

事業をどこに当てはめることができるのか、また、
どういった形ならばできるのかということ丁寧
に慎重にやっていくということかなというふう
に思っております。

いずれにしましても、必要性は感じているわけ
でありますけれども、丁寧に慎重にということが
大事なことかなと思っております。

○佐藤委員

慎重にというふうにも思います。

それで、もう一つ、この時期に鉄道高架事業が
推進をするという中で、駐車場は指定管理者をと
るものの、年間一般財源として入ってくるお金が
6,000万円を超えて平成22年度の予算では6,600で
すか、そんな形で貴重な財源を生み出している
ところをですね、これも鉄道高架や区画整理の貴重
な財源、市民福祉の貴重な財源になってるわけで、
そこを閉じて、結果としてこの事業を推進するた
めに閉じてやるとすると、その負担は実際の補助
金の出す費用と、その収益と合算したものが市の
負担という形になるわけですので、そこはただ単
純に供用部分に補助金を出す、そういうレベルの
話じゃないということだけは思いますけども、部
長はその辺どうですか。

○都市整備部長

おっしゃるとおりで、今現在の施設で収益を上
げているというところで、その引き続きそうい
った収益を上げられるかどうかということと、休止
期間の問題とかそういった問題あると思います。
そういったことも含めて検討していきたいと。当
然、完成後の将来の税収というところも、これは
地域の方がよく言われるんですけども、再開発で
あれば税収も上がるでしょうというようなお話も
いただいています。そういったところも含めて、財
政的な検討をしてきたいなと思います。

○佐藤委員

この鉄道高架と区画整理の中で、将来上がるか
もしれんけれども、実体見れば大変な事業、ほん
とに大型事業を抱えてやっているわけで、これは
かなり私自身は厳しいなという感触を持たざるを
得ませんけど、これからいずれにしても慎重な対

応をお願いをしまして質問を閉じさせていただき
たいなというふうに思います。

○杉原委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成
する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成
22年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり
可決べきものと決定しました。

議案第28号 平成22年度知立市公共下水道事業
特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号について挙手により採決します。

議案第28号は原案のとおり可決することに賛成
する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、議案第28号 平成
22年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件は、
原案のとおり可決べきものと決定いたしました。

議案第33号 平成22年度知立市水道事業会計予

算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について挙手により採決します。

議案第33号は原案のとおり可決することに賛成する委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉原委員長

挙手多数です。したがって、議案第33号 平成22年度知立市水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決べきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会します。

午後8時30分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長